

監査委員公表第655号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人川野嘉久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

令和元年度

包括外部監査結果報告書

県民利用施設の管理運営に関する
財務事務の執行について

～指定管理施設を中心として～

令和2年3月

大分県包括外部監査人

公認会計士 川野嘉久

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間	1
4	監査対象部局	1
5	監査実施期間	1
6	特定の事件として選定した理由	1
7	外部監査の方法	2
	（1）監査の着眼点	2
	（2）主な監査手続	2
8	監査従事者の資格及び氏名	2
9	利害関係	3
	【本報告書における記載内容の注意事項】	3
	【略称表】	5
第2	監査の対象の概要	6
1	県民利用施設	6
	（1）県民利用施設の定義	6
	（2）大分県の公の施設	6
2	監査対象施設	8
3	指定管理者制度の概要	9
	（1）総論	9
	（2）選定手続等	10
	（3）モニタリング	14
	（4）評価	15
4	実施した監査手続	16
	（1）手続一覧	16
	（2）監査で用いた質問票（雛形）	16
第3	包括外部監査の結果	26
施設1	大分県立総合文化センター	26
施設2	大分県立美術館	
施設3	大分県立別府コンベンションセンター	36

施設 4	大分農業文化公園	50
施設 5	大分県都市農村交流研修館	
施設 6	大洲総合運動公園	62
施設 7	大分スポーツ公園	66
施設 8	ハーモニーパーク	74
施設 9	港湾環境整備施設（大分港西大分地区）	86
施設 10	大分県立図書館	90
施設 11	大分県立香々地青少年の家	98
施設 12	大分県立九重青少年の家	
施設 13	大分県立埋蔵文化財センター	104
第 4	包括外部監査の結果に添えて提出する意見	108
1	包括外部監査の結果の総括	108
2	施設の利活用	112
(1)	将来ビジョンの必要性	112
(2)	予測利用者数の試算	117
(3)	将来ビジョンの具体化	123
3	利用者満足度の測定（利用者アンケート）	129
4	指定管理者制度・直営等の比較、検証	139
5	施設の老朽化・新技術等への対応	146
(1)	県有建築物保全計画	146
(2)	新技術への対応	152
(3)	法改正への対応	154
【監査後記】		156
【資料編】	施設概要	
施設 1	大分県立総合文化センター	資料編 P 2
施設 2	大分県立美術館	資料編 P10
施設 3	大分県立別府コンベンションセンター	資料編 P18
施設 4	大分農業文化公園	資料編 P26
施設 5	大分県都市農村交流研修館	
施設 6	大洲総合運動公園	資料編 P36
施設 7	大分スポーツ公園	資料編 P44
施設 8	ハーモニーパーク	資料編 P52
施設 9	港湾環境整備施設（大分港西大分地区）	資料編 P60

施設 10	大分県立図書館	資料編	P66
施設 11	大分県立香々地青少年の家	資料編	P74
施設 12	大分県立九重青少年の家	資料編	P80
施設 13	大分県立埋蔵文化財センター	資料編	P86

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について
（副題）指定管理施設を中心として

3 監査対象期間

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）。ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

4 監査対象部局

企画振興部及び商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、教育庁

5 監査実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで

6 特定の事件として選定した理由

不特定多数の県民が利用する公の施設である県民利用施設は、県民の文化・産業振興・スポーツの拠点であり、多様かつ変化する県民ニーズに応えられるよう努める必要がある。その県民利用施設は、建設に多額の費用が投じられるほか、運営費を継続的に支出する必要があり、効率的・効果的な管理運営が求められる。

また、設置から相当年数経過している施設については老朽化が進行し、その維持のために多額の改修・更新の経費が必要となる。

これらに対応するために、大分県では公の施設の管理運営について、平成18年度より指定管理者制度を導入している。これは多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することに

より、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とした施策である。

大分県の指定管理者制度は、導入からすでに13年が経過している。その間に少子化、高齢化、人口減少が進み、また各個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化が、県民利用施設にとって当初想定していた住民ニーズを十分に把握したうえで、管理運営されているか否かを検証することが有用である。

さらに指定管理施設だけでなく、直営となっている県民利用施設についても、管理運営に関する財務事務の執行が適切に行われているかを検証し、さらに直営施設として運営し続けることが適切かどうかを検討することは、今後の県民利用施設の管理運営や利活用のあり方を検討する有用な機会となると考える。

このような観点から、県民利用施設の管理運営に関する財務事務が適正に行われているかを検証することは、重要な検討課題となると考え、今回のテーマとして選定した。

7 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 施設目標・計画を適切に設定し、効率的に達成しているか
- イ 施設の課題を把握し、適切に対応しているか
- ウ 施設の長寿命化対策を適切に計画し、適切に対応しているか
- エ 指定管理者の能力や適性が活かされているか
- オ 指定管理者に対する施設所管課のモニタリングや対応は適切か
- カ 指定管理者評価部会の意見等について適切に対応しているか
- キ 指定管理者制度・直営等の比較、検証

(2) 主な監査手続

- ア 指定管理者、施設所管課へのヒアリング
- イ 指定管理施設、直営施設への実地調査
- ウ 財務事務に係る一連書類の閲覧
- エ 指定管理者評価部会の評価結果資料の閲覧

8 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	川 野 嘉 久
補 助 者	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補 助 者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補 助 者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補 助 者	公認会計士・税理士	三 嶋 健 太

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。
- ・「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」…同法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」である。

2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事項の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項の指摘である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、一般的に順守すべき大分県会計規則の他に、今回の監査では、大分県における指定管理者制度運用ガイドラインを参考にした。

4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則として、その数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として、大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には、数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

【略 称 表】

本報告書では、正式名称を記載した後にその近辺で再度使用する場合、記載の流れで支障がない限りにおいて、次の略称を用いている。

略 称	正 式 名 称 及 び 内 容 等
総合文化センター	大分県立総合文化センター
県立美術館	大分県立美術館
ビーコンプラザ	大分県立別府コンベンションセンター
農業文化公園	大分農業文化公園
交流研修館	大分県都市農村交流研修館
大洲公園	大洲総合運動公園
スポーツ公園	大分スポーツ公園及び高尾山自然公園
大分港西大分地区	港湾環境整備施設（大分港西大分地区）
県立図書館	大分県立図書館
香々地青少年の家	大分県立香々地青少年の家
九重青少年の家	大分県立九重青少年の家
埋蔵文化財センター	大分県立埋蔵文化財センター
施設所管課	施設を所管する課及び室、施設等

第2 監査の対象の概要

1 県民利用施設

(1) 県民利用施設の定義

当報告書では県民利用施設を「不特定多数の県民が利用する公の施設」と定義する。ここで公の施設とは、地方自治法第244条第1項で「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」と規定されている。

(2) 大分県の公の施設

平成31年4月1日における大分県の公の施設は、以下のとおりである。

【指定管理施設】

番号	施設名	所在地	所管部局
1	大分県立総合文化センター	大分市	企画振興部
2	大分県立美術館		
3	大分県社会福祉介護研修センター		福祉保健部
4	大分県母子・父子福祉センター		
5	大分県聴覚障害者センター		
6	大分県身体障害者福祉センター		
7	大分県長者原園地	九重町	生活環境部
8	おおいた動物愛護センター ドッグラン・多目的広場	大分市	
9	大分県立別府コンベンションセンター	別府市	商工観光労働部
10	大分農業文化公園	杵築市 宇佐市	農林水産部
11	大分県都市農村交流研修館	杵築市	
12	大分県林業研修所	由布市	
13	大分県青少年の森	大分市	
14	大分県平成森林公園	大分市 豊後大野市	
15	大分県神角寺展望の丘	豊後大野市	
16	大分県リバーパーク犬飼		
17	別府港機械管理駐車場・県営3号上屋 ・石垣地区緑地	別府市	土木建築部

18	大分港大在コンテナターミナル	大分市	土木建築部
19	別府港北浜ヨットハーバー	別府市	
20	大分スポーツ公園	大分市	
21	高尾山自然公園		
22	ハーモニーパーク	日出町	
23	大洲総合運動公園	大分市	教育庁
24	大分県立武道スポーツセンター		
25	大分県立総合体育館		
26	大分県立庄内屋内競技場	由布市	

【直営施設】

番号	施設名	所在地	所管部局
1	大分県公文書館	大分市	総務部
2	大分県婦人相談所		福祉保健部
3	大分県婦人寮		
4	大分県身体障害者更生相談所		
5	大分県知的障害者更生相談所		
6	大分県精神保健福祉センター		
7	大分県立工科短期大学校	中津市	商工観光労働部
8	大分県立大分高等技術専門校	大分市	
9	大分県立佐伯高等技術専門校	佐伯市	
10	大分県立日田高等技術専門校	日田市	
11	大分県竹工芸訓練センター	別府市	
12	大分県立農業大学校	豊後大野市	農林水産部
13	大分県中央飛行場		
14	大分県マリンカルチャーセンター	佐伯市	土木建築部
15	海岸環境整備施設 (別府港的ヶ浜地区)	別府市	
16	港湾環境整備施設 (津久見港青江地区)	津久見市	
17	海岸環境整備施設 (姫島港松原地区)	姫島村	
18	港湾環境整備施設 (姫島港松原地区)		

19	海岸環境整備施設 (武蔵港藤本地区)	国東市	土木建築部
20	港湾環境整備施設 (丸市尾港)	佐伯市	
21	港湾環境整備施設 (大分港西大分地区)	大分市	
22	大分県大手町駐車場		会計管理局
23	大分県立病院		病院局
24	大分県立くじゅうアグリ創生塾	竹田市	教育庁
25	大分県立図書館	大分市	
26	大分県立歴史博物館	宇佐市	
27	大分県立香々地青少年の家	豊後高田市	
28	大分県立九重青少年の家	九重町	
29	大分県立先哲史料館	大分市	
30	大分県立埋蔵文化財センター		

【PFI導入】

番号	施設名	所在地	所管部局
1	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	大分市	生活環境部

【管理代行】

番号	施設名	所在地	所管部局
1	県営住宅等	—	土木建築部

2 監査対象施設

公の施設のうち「県民が利用する機会が多い文化・産業振興・スポーツ施設」から、以下①～③に着目して監査対象施設を抽出した。

なお、下記以外の施設においても、必要に応じて調査し、指摘・意見を行う。

①運営方式

指定管理方式（8施設）、直営方式（5施設）

②指定管理者の母体

民間企業（4施設）、県外郭団体（4施設）

③取得年月からの経過年数

10年未満（2施設）、10～19年（3施設）、20～29年（4施設）、
30年以上（4施設）

【指定管理施設】 8 施設

施設名	所管部局	所管課室
大分県立総合文化センター	企画振興部	芸術文化 スポーツ振興課
大分県立美術館		
大分県立別府コンベンションセンター	商工観光労働部	観光局 観光政策課
大分農業文化公園	農林水産部	地域農業振興課
大分県都市農村交流研修館		
大洲総合運動公園	土木建築部	公園・生活 排水課
大分スポーツ公園		
ハーモニーパーク		

【直営施設】 5 施設

施設名	所管部局	所管課室
港湾環境整備施設 (大分港西大分地区)	土木建築部	港湾課
大分県立図書館	教育庁	社会教育課
大分県立香々地青少年の家		
大分県立九重青少年の家		
大分県立埋蔵文化財センター		文化課

3 指定管理者制度の概要

(1) 総論

ア 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設の管理を法人その他の団体が行うことができる制度であり、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間事業者を含めた中から、最も適したものに公の施設の管理を行わせることによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図るものである。当該制度は平成 15 年の地方自治法の改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）により創設された。

イ 公の施設とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設ける施設のことである。地方公共団体が行政運営目的で設ける施設は様々であるが、このうち公の施設の主な例示は、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館
社会福祉施設	障がい者福祉施設、老人福祉施設
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅

ウ 指定管理者制度の適用

公の施設の管理運営は、県による直営で行うか、指定管理者制度を適用するかの選択を行う必要がある。その選択にあたっては、「どちらの管理形態が、より効率的・効果的に施設の設置目的を達成できるか」を基本的な判断基準とすべきであるが、具体的には個々の施設ごとに詳細に検討する必要がある。検討事項の例については、次のとおりである。

項目	内容
管理主体の制約	法令等により管理主体が地方公共団体に限定されていないか。
公的関与の必要性	施設が提供するサービスの専門性や利用の公平性の確保のため、県が直接施設運営を行う必要がないか。
民間参入の可能性	行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者が存在し、民間参入の可能性があるか。
民間ノウハウ活用の余地	業務委託で対応可能な清掃等の維持管理業務以外に、民間ノウハウを活用する余地が十分にあるか。
制度導入の効果	指定管理者制度導入による効果「県民サービスの向上」、「経費の節減」が見込めるか。

(2) 選定手続等

ア 条例等の規定

指定管理者制度を適用する選択が望ましいという結論となった場合、大分県では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項において、指定管理者の公の施設の管理を行わせるに当たり条例で規定することとされている事項のうち、指定

の手續等の共通事項については、「大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 52 号。以下「通則条例」という。）及び「大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成 16 年規則第 78 号。以下「通則規則」という。）に規定している。管理の基準や業務の範囲等については、各施設の設置及び管理に関する条例において規定することとしている。

イ 指定期間

指定期間については、指定管理者が施設の管理運営に習熟し創造的な業務を行うためには一定の期間を要するが、他方で、あまりに長い期間とすることは業務の見直しの機会を減少させるとともに、競争の導入による指定管理者に対する規律の付与が困難になることから、原則として 5 年としている。

ウ 施設の目的・ビジョンの明示

指定管理者制度運用の目的は、施設の設置目的の効果的・効率的な達成であり、目的達成のための事業計画を応募者が的確に作成するために、基本協定等にその明確な記述が必要不可欠である。

そのため、「その施設の設置と管理運営により大分県として何を達成したいのか（どういう状態を創り出したいのか）」という施設の設置目的やビジョンを募集要項及び基本協定等に明確に示すことになっている。

エ 目標指標の設定

施設の設置目的が達成されているかどうかを測るための指標として、施設の設置目的に応じた適切な目標指標を設定する。

目標指標は、指定管理者の管理運営業務に対するモニタリングや評価の際に、良好な管理運営が行われているかの目安となるものであり目標指標の設定にあたっては、施設の設置目的の達成度を測るための最適な指標となるよう考慮するとともに、過大あるいは過少な目標設定とならないよう、十分に現状や将来動向の分析を行う必要がある。

目標指標の例

指標	指標（目標数値）の使用例
利用者数	目標利用者数を達成しているかどうか、集客力を把握する。

施設稼働率	施設の年間使用日数、1日ごとの使用時間、時間帯ごとの使用時間。施設が有効に活用されているかを把握。
事業実施回数	イベント等の開催回数。施設を有効に活用しているかを把握。
研修会等の参加率	研修会等を開催した場合の定員（計画）に対する参加率を把握。
情報誌等の発行回数	施設に関する情報の提供状況を把握。
利用者の満足率	サービスに満足している利用者の総利用者に占める割合を把握。
再利用希望率	施設の再訪希望状況を把握。
収入額	目標収入額を達成しているかどうかを把握。

オ 料金制度

指定管理者が施設の利用に係る料金を徴収する場合については、法第244条の2第8項に基づく利用料金とするか、法第225条に基づく使用料とするかを、各施設の特性や状況を十分に踏まえた上で選択する。

利用料金とは、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者自身の収入として收受させるものである。

指定管理者の経営努力や創意工夫を発揮させるためのインセンティブとして、また、会計事務の効率化を図る観点から、各施設の状況等を踏まえ、利用料金の導入を検討する。

その一方で、使用料は、大分県の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金であり、使用料収入については県の収入となる。

使用料の場合、指定管理者の努力により使用料収入が増加したとしても、指定管理者自身の収入とならないため、インセンティブに欠ける面が

ある。そのため、インセンティブとしてメリットシステムの導入について検討されることとなる。

メリットシステムとは、使用料を徴収する施設において、指定管理者の努力により事前に設定した使用料収入の目標額を上回る収入を上げた場合、その努力を評価し、目標額の 10% を超える額の 2 分の 1 を翌年度の委託料に上乘せして支払うことにより、指定管理者の営業努力を促すものである（収入が目標額を下回った場合は同様の算定により翌年度の委託料から減額する）。

カ 公募／非公募の決定

指定管理候補者の選定にあたっては、通則条例第 2 条の規定に基づき、原則として公募しなければならない。

ただし、通則条例第 5 条第 1 項の各号に該当する場合は、特例として公募によらずに特定の者を指定管理候補者として選定することができる。

通則条例第 5 条第 1 項各号

- | | |
|---|--|
| 一 | 公募を行ったが申請がなかったとき、又は審査を行った結果指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。 |
| 二 | 指定管理候補者として選定した団体を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、その他施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。 |
| 三 | 公の施設の設置目的及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。 |
| 四 | その他規則等で定めるとき。 |

キ 指定

公募による場合は選定委員会による審査の結果に基づき、また、選定の特例による場合は県民意見募集等の結果を踏まえた上で、県として、指定管理候補者の内部決定手続を行う。

その後、大分県議会定例会に議案が提出され、指定管理者指定議案が審議され議決を得る。

ク 協定締結

指定管理者の指定に係る手続を行った後、管理運営の開始までの間に、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。協定は、指定期間全体に関する基本的な協定（以下「基本協定」という。）と年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）の2種類の協定がある。

基本協定の主な記載事項は、次のようなものである。

①業務の範囲

施設の管理運営に関する業務について、仕様書等を併用し具体的に規定する。

②法令の遵守

③目標指標

④第三者への委託等

指定管理者が行うべき業務について、県の承諾を受ければ、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが可能であることを規定する。

⑤管理物件の維持補修

管理物件の修繕に係る県と指定管理者の分担について規定する。

指定管理者が自己の費用と責任において行う小規模修繕については、指定管理者が負担する1件あたりの上限額と各年度の負担額の上限額について、金額を明示して定める。

⑥緊急事態等の対応

⑦会計の区分

会計処理の透明性確保の観点から、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分し、管理業務の専用銀行口座を開設する旨など明記する。

⑧権利・義務の譲渡等の禁止

他方、指定期間の年度ごとに、管理業務の内容、委託料の額や支払方法等について、年度協定書が締結される。

(3) モニタリング

モニタリングは、指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供に関し、県と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかについて監視・チェックを行うものであり、指定管理者によるモニタリングと、県によるモニタリングがある。

県は、公の施設の管理が指定管理者に任せきりにならないよう、モニタリングを通じて、常に指定管理者の管理運営状況を把握しておく必要がある。

(4) 評価

ア 評価の目的

指定管理者制度導入施設における指定管理者の管理運営状況について評価を行い、その結果を公表するとともに指定管理者にフィードバックすることにより、県民サービス及び業務効率性の一層の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営の確保を図る。

イ 評価の流れ

①各施設所管課が指定管理者の評価を行う。



②所管課評価の結果について、外部有識者により構成される指定管理者評価部会が検証を行い、評価部会の意見を付す。



③評価部会が評価結果を行財改革推進委員会に報告する。



④評価結果を県庁ホームページ等通じて公表する。



⑤評価結果を指定管理者に通知し、管理運営の改善に反映させる。

4 実施した監査手続

(1) 手続一覧

No.	手続内容
1	施設所管課へのヒアリングを行い、施設の概要を把握した。
2	施設へ視察前質問票を送り、現地視察で実施する手続書を作成した。
3	施設へ利活用分析質問票を送り、施設がどのように自己評価を行っているのかについての分析を行った。
4	施設へ施設ビジョンに係る質問票を送り、ビジョンの作成及びビジョンに基づく運営を行っているかどうかについての分析を行った。
5	施設へ指定管理／直営の理由等に関する調査を送り、分析を行った。
6	関連簿冊の閲覧を行い、必要に応じ施設所管課へヒアリングを行った。
7	施設の現地視察を行い、施設担当者とのヒアリングを行うとともに、施設に保管されている書類を閲覧し、建築物・備品の管理状況の把握を行った。
8	指定管理者の年度協定書、年度計画書・業務報告書・事業報告書が「指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って作成されているかどうかを確かめた。
9	指定管理者に対する施設所管課の評価報告書を閲覧し、施設所管課の指定管理者に対する評価過程の適正性を確かめた。
10	指定管理者に対する評価部会の報告書を閲覧し、評価部会の指定管理者に対する評価過程の適正性を確かめた。

(2) 監査で用いた質問票（雛形）

No.	質問票	調査時期
1	視察前質問票	7月
2	利活用分析質問票（SWOT分析を含む）	7～8月
3	施設ビジョンに係る調査	11月
4	指定管理／直営の理由等に係る調査	12月
5	LED化の効果測定（試算）…※	11～12月

※：質問票5の実施は、1施設（ビーコンプラザ）のみである。

令和元年度包括外部監査 視察前質問票 (回答期限：7月12日)

指定管理	直営	質問項目	Yes	NO	備考	現地で確認させていただく可能性のある書類等
要回答	回答不要	収支決算書の作成 現金出納帳は、作成されていますか 日々の取引を記帳した帳簿がありますか 記帳は、会計ソフトで行われていますか 記帳は、Excelで行われていますか 記帳やソフトへの入力、収支計算書の作成を外注していますか			ソフト名： 委託先：	入金記録、現金出納帳、現金実査記録、預金出納帳、仕訳や元帳、預金通帳 支出に係る請求書、領収書、見積書等
要回答	要回答	利用者数や利用料金（使用料も準ずる） 利用者数の把握にソフト（Excel除く）が導入されていますか 利用者数の把握にExcelを利用していますか 利用者数は利用許可申請書の数に基づいて、集計されていますか 利用者数は利用料の入金実績に基づいて、集計されていますか ※ 利用申請書と利用料金の照合は、行っていますか 滞留、回収できていない料金は、生じていますか 利用者に渡す領収証は、手書きのものですか 領収証は、連番管理されていますか ※ 領収証綴と利用料金実績とを照合していますか <※については、料金を回収する方と別の方が行っていますか>			ソフト名： ソフト名：	利用者数を把握するための帳票 利用料・使用料の徴収・保管・記録等の手順（料金体系と減免規定の内容を含む。）のわかる資料
要回答	（上から2項目は不要） 要回答	備品の購入 備品台帳は、作成されていますか 上記の台帳は、県と指定管理者の所有の区分がなされていますか 備品は、定期的な棚卸（現物確認）を行っていますか 上記の棚卸を行った資料は、保管されていますか 備品の購入手続（承認含む）を定めたルールは、文書化されていますか			頻度： 文書名：	備品管理（現物実査含む）の方法に係る資料 備品管理台帳 備品の購入手続がわかる資料（伝票や帳簿、承認手続） 備品購入に関する業議書等、承認関係書類
要回答	回答不要	人件費 出勤簿は、作成保管されていますか 勤怠管理は、タイムカードを利用していますか 給与計算は、給与計算ソフトを利用していますか 指定管理業務とその他の業務を兼務している方は、いますか 上記の方について指定管理業務とその他業務に按分した金額で収支計算書に計上していますか			システム： ソフト： その他業務の内容： 按分基準：	職員（非常勤を含む。）の勤怠管理（勤務時間管理）の方法 タイムカード 出勤簿 給与支払に関する資料 収支計算書の按分処理に係る資料
要回答	要回答	外部委託 外部委託している業務は、ありますか（年50万円以上） 上記委託について複数業者からの見積り合わせのルールは、ありますか			（複数あれば複数記載お願いします） 業務： 金額要件：	外部委託契約書や見積書
要回答	要回答	施設の保全 日常または定期点検により発見された、施設の事後保全すべき場所などは、文書で記録されていますか 上記の記録は、文書に時系列でまとめられていますか 施設の要修繕事項や県（直営の場合は、施設整備課又は土木事務所等）への要望事項は、文書化されていますか			文書名： 文書名：	点検記録、報告関係書類 施設整備等に関する要望書
要回答	要回答	利用者アンケート アンケート用紙は、保管されていますか アンケートの集計は、エクセルを用いていますか			保管年数：	アンケート用紙 アンケートの集約に係る資料

令和元年度包括外部監査 利活用分析質問票 (回答期限：8月9日)

質問項目	Yes	No	追加質問	
			Yesと回答した場合の質問項目	回答
①利用者等（来場者、申込者、利用団体、主催者）属性の分析				
利用者等の住所地（市町村単位）を集計・分析していますか			上位3市町村及び%を回答ください	
利用者等の年齢層（10歳刻み）を集計・分析していますか			上位3年齢層及び%を回答ください	
利用者等の利用目的を集計・分析していますか			上位3利用目的及び%を回答ください	
利用者等の利用頻度を集計・分析していますか			利用者数に占めるリピート率(1回以上の利用者数)を回答ください	
上記の利用者等情報（住所地、年齢層、利用目的、利用頻度）は、どのような方法で収集していますか			収集方法及び件数を回答ください (収集していない場合は「収集なし」と回答)	
上記の利用者等情報の「収集、集計、分析」の状況は、利用者等の拡大等に役立っているため、十分なものとなっていますか			<Noと回答した場合の質問項目> どのような形に改めるべきか回答ください (改めたいが、改められない場合は、その理由等を回答ください)	
②マーケット人口の分析	Yes	No		
利用者等の8割が居住する地域（市町村単位）を把握していますか			具体的な市町村名を回答ください	
上記地域（マーケット）の人口を把握していますか			近隣人口を回答ください	
マーケッチ人口における施設利用率（利用者数/人口）を把握していますか			施設利用率を回答ください	
③マーケット環境（競合環境）の分析	Yes	No		
マーケット内の類似施設（公営、民営）を把握していますか			類似施設名を回答ください	
マーケット内の類似施設の年間利用者数を把握していますか			類似施設の年間利用者数を回答ください	
マーケット内の類似施設と比較した「 <u>自施設の強み</u> 」を把握していますか			「自施設の強み」を回答ください	
④施設のSWOT分析	Yes	No		
施設の強み（Strength）を把握していますか			<Yes、Noどちらの回答の場合も> 別シート（SWOT分析）を回答ください	[別シート：SWOT分析]
施設の弱み（Weakness）を把握していますか				
施設の機会（Opportunity）を把握していますか				
施設の脅威（Threat）を把握していますか				
⑤（上記①～④を加味した）利用者等ターゲットの設定	Yes	No		
利用者等の目標数値を設定していますか			30年度目標及び結果の数値を回答ください	
利用者等ターゲットを設定していますか			利用者等ターゲットを回答ください	
利用者等ターゲットに「居住地」を設定していますか			ターゲットとする居住地を回答ください	
利用者等ターゲットに「年齢層」を設定していますか			ターゲットとする年齢層を回答ください	
ターゲットを意識した <u>イベント等</u> を効果的に実施していますか			効果が出ている代表的なイベント名(参加人数等)を回答ください <Noと回答した場合の質問項目> (実施できない理由等を回答ください)	
ターゲットを意識した <u>広報活動等</u> を効果的に実施していますか			効果が出ている広報活動名を回答ください <Noと回答した場合の質問項目> (実施できない理由等を回答ください)	

⑥他組織との連携（イベント実施・広報等、点検業務等除く）		Yes	No	
以下の組織と連携していますか				
・ 県・本庁各課（所・室）				
・ 県・地方機関				
・ 県・公社等外郭団体（指定管理者等除く）				
・ 市役所、町村役場				効果的な連携（課所室名、市町村名、企業名、団体名等）を回答ください
・ 学校				
・ 民間企業（指定管理者等除く）				
・ その他団体（NPO、各種法人、住民団体）				
今後、連携して実施したいことは、ありますか				連携したい内容（団体名等）を回答ください
⑦上記①～⑥を実施する上での課題		県側	指定管理者側	
以下のうち、該当する課題に、○印してください （県と指定管理者それぞれの立場で該当する場合、○印してください）				
・ 人員の不足				
・ 予算の不足				課題解決に必要な取組を回答ください
・ ノウハウ・アイデアの不足				
（指定管理の場合）指定管理者のノウハウ等を阻害する要因の存在 （直営施設の場合）施設所管課のノウハウ等を阻害する要因の存在				阻害する要因を回答ください
・ 施設のポテンシャル（規模、機能、老朽化・陳腐化、立地条件）				課題となっている施設のポテンシャルを回答ください
・ <u>上記以外</u> の課題				課題を回答ください

施設のSWOT分析

施設名: _____

施設の設置目的
(条例)

施設の現状
(利用者数等)

施設の目指す姿
(イメージ、目標数値)

■ 「施設の目指す姿」を実現するためのSWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・
	O	T

▼

上記のSOを生かす取組	a)
	b)
	c)

▼

上記のWTを補う取組	e)
	f)
	g)

▼

取組の優先順位 (①位～⑥位)	① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥
優先①位の取組に必要な準備事項等	

包括外部監査 施設ビジョンに係る調査【締切:11月20日(水)】

施設名	
回答課室	

【Q1】(全施設回答)

所管課室において、「その施設の設置と管理運営により本県として何を達成したいか(どのような状態を創り出したいか)」等を示した施設ビジョン(複数年度の長期スパンで施設のあり方や見通しを定めた計画等)は、作成していますか？(施設長寿命化計画、備品購入計画等の「施設の部分的な計画」や「部局単位の総合計画」等は、除く)

- [] はい → 「はい」の場合、該当する施設ビジョンを提出ください
 [] いいえ → 「いいえ」の場合、指定管理施設は【Q3】へ／直営施設は回答終了

【Q2】(上記【Q1】で「はい」とした場合、回答)

施設ビジョンに関する下記6項目を教えてください。

1) 施設ビジョンの名称を教えてください。

2) 施設ビジョンの策定には県職員以外の方が携わっていますか？(委員、WGメンバー等)

- [] はい → 「はい」の場合、策定メンバーの一覧を提出ください
 [] いいえ

3) 施設ビジョンの作成年度、開始年度、終了年度、計画期間を教えてください。

①作成年月	年 月	}	②～④の定めがない場合は、「なし」と記載ください。
②開始年月	年 月		
③終了年月	年 月		
④計画期間	年 か月		

4) 施設ビジョンの計画期間終了後における「後続ビジョンの策定予定」を教えてください。

- [] 予定している
 [] 予定していない

5) 施設ビジョンに、記載している項目に○印ください。

<p>[] 現状の利用者数</p> <p>[] 現状の施設稼働率</p> <p>[] 現状の利用者アンケート結果</p> <p>[] 現状の近隣類似施設の状況</p> <p>[] 現状の運営コスト</p> <p>[] 現状の維持管理・更新コスト</p> <p>[] 現状の周辺人口</p>	<p>[] 今後の目標利用者数</p> <p>[] 今後の予測利用者数</p> <p>[] 今後の施設活用策</p> <p>[] 今後の近隣類似施設の状況(予測)</p> <p>[] 今後の運営コスト(予測)</p> <p>[] 今後の維持管理・更新コスト(予測)</p> <p>[] 今後の周辺人口(予測)</p>
--	--

6) 施設ビジョンの進捗管理(目標、施設活用策の実施確認等)について、該当する項目に○印ください。

- [] 県庁内部(県職員のみ)の何らかの会議体で進捗管理している
 [] 県庁外部(県職員以外)を交えた会議体※で進捗管理している
 [] 会議体での進捗管理はしていないが、所管部局(課室)内で進捗管理している
 [] 全く進捗管理していない

(※: 指定管理者評価部会は除く)

【Q3】(指定管理者制度導入施設の場合、回答)

指定管理者制度運用ガイドライン「第2章 1 基本事項 (1)施設の目的・ビジョンの明示」において、募集要項及び基本協定等に「施設の設置と管理運営により本県として何を達成したいか(どのような状態を創り出したいか)」という施設の目的・ビジョンの明確に示す必要があると記載されています。所管施設の募集要項及び基本協定等に「施設の目的・ビジョン」を明確に示していますか？

- [] はい → 「はい」の場合、該当文章を下記枠内に記載ください
[] いいえ → 「いいえ」の場合、回答終了

【Q4】(上記【Q3】で「はい」とした場合、回答)

所管施設の募集要項及び基本協定等に記載している「施設の目的・ビジョン」の内容について、これまでに変更されたことはありますか？

- [] はい → 「はい」の場合、直近もしくは大幅な変更前の該当文章及び変更理由を下記枠内に記載ください
[] いいえ → 「いいえ」の場合、回答終了

【直近もしくは大幅な変更前の該当文章】

【変更理由】

(例：施設の設置目的が変更になったため、複数施設の機能を統合したため)

【Q5】(指定管理者制度導入施設で、上記【Q3】で「はい」とした場合、回答)

所管施設の募集要項及び基本協定等に記載している「施設の目的・ビジョン」は、【Q1】【Q2】で回答した「施設ビジョン」を反映した内容となっていますか？

- [] はい
[] いいえ

包括外部監査 指定管理/直営の理由等に係る調査 【締切:12月25日(水)】

施設名	
回答課室	
指定管理/直営	

<注意>本調査は、指定管理と直営方式との「総論的な比較評価」を行うために聴取するもので、「特定施設の運営方式」について疑義を呈するものではありません。

【Q1】施設の運営を「指定管理/直営方式」にしている理由を教えてください。

--

【Q2】施設の運営を「指定管理/直営方式」にしたことによるメリット(成果)を教えてください。

--

【Q3】施設の運営を「指定管理/直営方式」にしたことによるデメリットを教えてください。

--

<以下は、下記施設※のみお答えください>

※: 総合文化センター+美術館、農業文化公園+交流研修館、大洲+県立総合体育館、
スポーツ公園+高尾山自然公園+武道スポーツセンター

【Q4】複数の公の施設を束ねて「指定管理」している理由を教えてください。

--

【Q5】複数の公の施設を束ねて「指定管理」したことによるメリット(成果)を教えてください。

--

【Q4】複数の公の施設を束ねて「指定管理」したことによるデメリットを教えてください。

--

LED化の効果測定(試算)…自動計算

部屋名

- ・自施設の「特定の1室」について、回答ください。
 なお、1室の選択は「照明の大半が蛍光灯、蛍光灯の規格が1種類、1室の電気料金が分かる」の条件を満たす部屋としてください。
- ・ 部分のみ入力してください。(他の部分は、全て自動計算される仕組みとなっていますので、入力及び削除はしないでください。)

A: ランニングコスト(現行: 蛍光灯)			
平均購入価格 (単価/本)	<input type="text"/>	円	… <input type="text"/> 本
平均耐用日数 (日数/本) (a)	<input type="text"/>	日	
[次の交換までの寿命]			
カタログ上の定格寿命 (時間/本) (b)	<input type="text"/>	時間	
電気料金 (1室/月)	<input type="text"/>	円	→(年 <input type="text"/> 0 円)
B: ランニングコスト(更新: LED)			
平均購入価格 …予測値 (単価/本)	<input type="text"/>	円	… 0 本 (1灯化なし)
平均耐用日数 …予測値 (日数/本) (c)	#DIV/0!	日	← 「a:b=c:d(c=ad/b)」から、自動計算
[次の交換までの寿命]			
カタログ上の定格寿命 (時間/本) (d)	<input type="text"/>	時間	
電気料金 (1室/月)	0	円	→(年 <input type="text"/> 0 円)
	↑ 電気料金の削減(40%削減)として自動計算		
C: 交換作業			
平均作業時間 (分/本)	<input type="text"/>	分	(= 0.00 時間)
平均時間給 (単価/時間)	<input type="text"/>	円	→(<input type="text"/> 0 円)…1本当たりの作業単価
E: LED化コスト(投資費用)			
蛍光灯→LED更新台座交換単価 (単価/台※)	33,300	円	× <input type="text"/> 台 = <input type="text"/> 0 円
	※: 更新単価は「照明器具(台座)」の数を入力すること(=蛍光灯の本数ではない)		
[比較] 蛍光灯→蛍光灯の台座交換単価 (単価/台)	16,860	円	
蛍光灯の台座新設単価 (単価/台)	33,320	円	
注記: その他			
<現行蛍光灯に関する情報>			
メーカーにおける生産終了時期	年月	<input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>
市場における流通終了時期(見込)	年月	<input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>
自施設における在庫枯渇時期(見込)	年月	<input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/>

<試算>

①年間ランニングコスト

現行(蛍光灯)	0 円 × (365 日 ÷	<input type="text"/> 0 日) ×	<input type="text"/> 0 本	=	#DIV/0! 円
			+ 電気料金(<input type="text"/> 0 円)	=	#DIV/0! 円
更新(LED)	0 円 × (365 日 ÷	#DIV/0! 日) ×	<input type="text"/> 0 本	=	#DIV/0! 円
			+ 電気料金(<input type="text"/> 0 円)	=	#DIV/0! 円

「年間ランニングコスト」におけるLED化による節減コスト #DIV/0! 円

②年間交換作業コスト

現行(蛍光灯)	0 円 × (365 日 ÷	<input type="text"/> 0 日) ×	<input type="text"/> 0 本	=	#DIV/0! 円
更新(LED)	0 円 × (365 日 ÷	#DIV/0! 日) ×	<input type="text"/> 0 本	=	#DIV/0! 円

「年間交換作業コスト」におけるLED化による節減コスト※ #DIV/0! 円

※: コストの直接削減ではなく、「他業務に従事可能な時間を増加させる意味での効果額」

③LED化による年間トータル節減コスト

①における節減コスト	#DIV/0! 円
②における節減コスト	#DIV/0! 円

LED化による年間トータル節減コスト #DIV/0! 円

第3 包括外部監査の結果

施設 1	大分県立総合文化センター	指定管理
-------------	---------------------	------

所管部課室	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課
施設所在地	大分市高砂町2-33
施設概要	資料編P2～9
施設略称	総合文化センター
指摘略号	A

施設 2	大分県立美術館	指定管理
-------------	----------------	------

所管部課室	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課
施設所在地	大分市寿町2-1
施設概要	資料編P10～17
施設略称	県立美術館
指摘略号	A

【監査結果】

指摘	A-1	経営の効率性の評価と指定のあり方について
改善事項	<p>指定管理業務に係る簿冊の閲覧等を通じて、経営の効率性について評価、検討されている資料を確認できなかった。施設所管課において、他の公共文化施設との比較等によって改善点を見出すとともに、任意任意指定のあり方等も併せて見直しを検討する必要がある。</p>	

《補足》

包括外部監査の目的は、地方公共団体がその事務を処理するに当たって、最少の経費で最大の効果を挙げているかについて検討することとされている。また指定管理者制度の意義は基本協定書にも定められているとおり、県民等利用者サービス向上と経費の削減を図ることである。したがって経営が効率的に実施されているかどうかは、施設所管課及び指定管理者の双方にとって重要な観点であるが、施設所管課のモニタリングや指定管理者の資料からはこの観点から

評価されたものが見当たらなかった。

例えば、施設の利用者数や利用率の期間比較は行われていたが、指標は組織（施設）単独の評価となっており、他の公共文化施設、類似施設と比較した場合の職員 1 人あたりの生産性のような指標、利用者数の伸び、指定管理業務と自主事業業務の事業費の割合といった点は検討されておらず、組織運営がどの程度効率的に行われているのかを客観的に判断するのが困難な状況となっていた。

これまで他の施設との比較検討が十分に行われてこなかった背景には、本指定管理業務が、公募ではなく「任意指定」であることが考えられる。通常公募では、行われるはずの指定管理者候補者間の比較・検討といったプロセスが任意指定によって、省略されてしまっている可能性がある。

これについては、指定管理者である公益財団法人大分県文化スポーツ振興財団が、指定管理施設の開設に合わせて設立されたという経緯も関係しているものと推察する。当該財団の沿革は、次のとおりである。

年月	内容
平成 8 年 2 月	財団法人大分県文化振興財団設立許可（基本財産 1 億円）
平成 10 年 9 月	大分県立総合文化センター開館
平成 17 年 4 月	財団法人大分スポパーク 21 及び財団法人大分県国際交流センターと合併し、財団法人大分県文化スポーツ振興財団となる
平成 17 年 12 月	大分県立総合文化センター（iichiko 総合文化センター）の指定管理者に指定
平成 21 年 1 月	大分県立総合文化センター（iichiko 総合文化センター）の指定管理者に指定
平成 25 年 4 月	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団に移行
平成 25 年 7 月	大分県立総合文化センター（iichiko 総合文化センター）及び県立美術館の指定管理者に指定
平成 27 年 4 月	大分県立美術館開館
平成 30 年 4 月	大分県立総合文化センター（iichiko 総合文化センター）及び県立美術館の指定管理者に指定

他の指定管理施設の多くは、県が管理していた施設を民間事業者等が有するノウハウを活用する手段として指定管理者制度の導入、運用が進められている。これに対し、総合文化センター及び県立美術館については、施設運営及びノウハウの醸成を、県との結びつきの強い特定の団体に行わせるため、財団という特定の団体が設置されたといった、財団ありきの面があり、指定管理制度の適否や効果の検証に目が届きにくいのではないかと感じられる。

任意指定の妥当性に関して、県の資料である「指定管理者制度導入施設の指定管理更新について」をみると、平成25年度の大分県芸術文化ゾーン創造委員会答申にて、文化センターと美術館が隣接するゾーンを拠点とし、美術、音楽など広い領域にわたる芸術文化を融合し新しい価値を創造していく取組や県全体の文化振興を推進していくには、県と十分な連携をとれる大分県芸術文化スポーツ振興財団を任意指定とすることが望ましいと判断されている。また、財団は「出会いと融合」をベースとした事業を展開しており、目標指標についても概ね達成されており、指定管理者評価部会からも適切に管理できているとの評価を得ている。さらに平成30年度には国民文化祭、障害者芸術・文化祭の主会場が芸術文化ゾーンとなることから、県と十分な連携をとれる大分県芸術文化スポーツ振興財団を引き続き任意指定とすることが「妥当」とされている。以上の内容を勘案すると、財団が指定管理業務を行うことによる効果は検討されており、一定の合理性はあると考える。

公立文化施設の評価では施設の設置目的に沿った事業の公共性や有効性等が重視されるべきであり、効率性や経済性のみに依存した評価は適切ではないと考える。ただ、限られた予算の中で、最大の効果を図ろうとする効率性の観点是非常に重要であり、任意指定といった、競争の機会が最初から阻害され、事業者間の比較や競争原理が働きにくいといった見方がされやすい中で、施設内の成果指標の前年度比較のみでは、施設の効率的な運営が優れているのか劣っているのかを、適切に評価できないのではないかとと思われる。

現行の任意指定の中でも、指定管理者からは指定管理者制度において契約期間が限定され、職員定数が定められており、重要な雇用や無期雇用を行いにくく、業務に精通した職員の育成や長期雇用によるノウハウの醸成が困難となっているといった声が上がっている。また、公共性や有効性を公募条件や基本協定の中で定めることができるのであれば、任意指定にしくなくても、公募により他の民間事業者に委託することも選択肢として可能であり、民間業者を公募によって競わせることができれば、行政コストの削減につながる可能性が期待できる。

もともと、財団の主たる業務は指定管理業務であることから、指定管理が受託できなくなると、職員の雇用をどうするかといった問題が起きることが予想される。施設を管理するために設立された法人であることから他の事業に転換すること

は容易でなく、財団の存否にも影響を及ぼすことになり得る。

例えば、福岡市で行われた過去の包括外部監査において、平成 25 年度に同様の意見がなされているものの、同市の措置による施設所管課と外郭団体の協議が、具体的にどのような内容であったのかについては把握できなかった。県としては、過去の他の地方公共団体の実例を他の地方公共団体に照会する等を行い、当該施設の任意指定を再考、見直すための手順、方法を把握することが望ましい。

福岡市ホームページ「監査の結果に基づく市長等の取り組みの状況」

監査の結果（意見）	措置の状況（行政マネジメント課）
<p>非公募で外郭団体を指定管理者として指定している施設については、指定管理者を公募により選定することを積極的に進めること、また当該施設の管理運営のために設立され、同管理業務のみを業務としている外郭団体が指定管理を行っている施設については、施設の効率的運営と外郭団体の在り方を区別・整理し、中・長期的視点からの見直しの検討をすることが必要である。</p>	<p>外郭団体が非公募による指定管理を行っている施設については、従来から、公募への移行を積極的に検討するように施設所管課に指導を行ってきたところであり、今後も引き続き、周知徹底を図っていく。</p> <p>また、福岡市の全ての外郭団体については、平成 24 年度に、外郭団体の存在意義や、指定管理業務を含む事業の必要性等について検証を行い、今後の改革の方向性を『第 3 次外郭団体改革実行計画』として取りまとめたところであり、平成 28 年度にかけて、この計画に基づく取り組みを進めていくこととしている。</p> <p>そこで、外郭団体が指定管理を行っている施設の施設所管課は上記計画の取り組み状況を把握したうえで、必要に応じて、今後の指定管理業務のあり方等について外郭団体と協議を行うよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに施設所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p> <p style="text-align: right;">【措置済(平成 26 年 10 月 8 日通知)】</p>

協定書において、年度ごとの管理業務の実施に係る委託料を精算した結果、剰余金が発生した場合には、財団から県に返還するものとされている。帳簿類を閲覧したところ、期中で見積もられた物品購入や修繕の執行が年度末の 3 月にまとめて生じていることが複数確認された。

財団の中では財務会計規程により、契約金額により入札や複数の見積書の徴求などを定め、個々の契約に対するコスト削減の仕組みは設けられている。ただ、指定管理者の経営努力による事業収入の増加や経費の節減が組織内に留保され

ない今の仕組みでは、全体として実績額が予算額を大幅に下回ると、次回以降の県からの委託料の算定で減額される可能性があることから委託料を可能な範囲で使い切らなければといった考えが生じるリスクが存在するし、委託料の削減の下げ止まりにつながってしまうリスクも否定できない。

以上を踏まえ、総合文化センター及び県立美術館においては、指定管理業務の経営の効率性等を評価及び検討することが望ましい。

指摘	A-2 業務計画書、事業報告書に対する確認について
不備事項	<p>業務計画書の確認に際して、指定管理者制度運用ガイドラインに沿ったチェックシートが活用されておらず、チェックを行った証跡が確認できなかった。施設所管課はガイドラインを十分に理解し、適切な運用を行う必要がある。</p> <p>また、事業報告書（年度）の確認においても、ガイドラインに沿ったチェックシートが活用されておらず、チェックを行った証跡が確認できなかった。施設所管課はガイドラインを十分に理解し、適切な運用を行う必要がある。</p>

《補足》

指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、年度協定の締結に先立って基本協定書で定める期日までに指定管理者から提出される業務計画書については、施設所管課において管理業務の内容や収支計画等が適切なものであるかを十分確認のうえ、承認することとされている。確認に際しては、ガイドラインの資料編の例を参照して、施設ごとにチェックシートを定めるものとされている。

また指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、指定管理者から前年度の事業報告書の提出を受けたときは、当該年度の業務計画等、協定書に基づいた管理が行われたかについて十分に確認することが定められており、確認にあたっては、ガイドラインの資料編の例を参照して施設ごとにチェックシートを定めるものとされている。ところが、施設所管課では、このチェックシートを作成しておらず、事業報告書について、施設所管課が具体的にチェックを行ったのかどうか判断できなかった。

毎年同じような手順やスケジュールであれば、前年度の簿冊（文書）を閲覧し、それに沿って当年度の業務を行い、同じように文書作成、綴じ込みを行っているものと推察される。ただ、これだけでは前年度の簿冊に手落ちや抜けがあると、翌年度もミスを繰り返す恐れがある。職員はガイドラインを読み込み、必要な作業を行い、書類を整理しているか、定期的に作業の棚卸を行うことが有用である。

指摘	A-3	業務報告書に対する施設所管課の評価について
不備事項	<p>指定管理者から毎月提出される業務報告書に対する施設所管課の書面調査チェックシートの総合所見欄を見ると、利用件数や来館者実績数、料金収入、目標指標の達成状況、利用率など、業務報告書に記載されている定量的な内容（事実）の抜粋に留まっており、意見や考えが記録されておらず、所見として十分ではない。</p>	

《補足》

施設所管課によると、所見がなかった理由は「問題点が見られなかったためである」という回答であった。

利用状況の各種指標は、指定管理者による業務報告書の中で集計、報告されていることから、施設所管課が行うべきことは実績数値の記録のみならず、指定管理者が行った進捗状況への評価や今後の対応策に対するモニタリングである。ところが報告書を踏まえ指定管理者への指示等が行われた証跡はなかった。

施設所管課においては、今一度、書面調査チェックシートを作成することが目的となっていないか、評価が形式的なものとなっていないかについて、検討及び見直しを図ることが求められる。

指摘	A-4	第三者委託における契約の妥当性について
勸奨事項	<p>第三者委託における施設・備品の保守や更新に係る随意契約の理由書を見ると、当初の設置業者であるといった点が理由として記載されているものが複数見られた。導入に当たってはイニシャルコストのみならずランニングコストについても検討することが望ましい。特に、1者随意契約の場合には、他の類似施設からの情報を入手したり、見積書や作業記録から1人日あたりの単価を出す等、価格の合理性について、可能な限り検討及び記録しておくことが望ましい。</p>	

《補足》

第三者委託の委託先の推移資料を入手したところ、随意契約において、同一の委託先と平成11年度から30年度までにわたり継続・更新されていた契約が以下のとおり見られた。

(維持管理) ・昇降機設備保守業務 ・ゴンドラ保守業務 ・自動ドア保守業務	(ホール運営) ・舞台機構保守点検業務 ・照明設備保守点検業務
--	---------------------------------------

ただし、委託費の削減を目的として複数年契約を採用した影響も見られることから、長期にわたって同一取引先との委託契約がただちに問題があるものではないと判断している。

なお、指定管理者によると、設備導入時に関しては、契約に関与していないため対応が不可能であるとの回答を得た。また、ランニングコストである保守料等については、価格の合理性については、他の施設等に照会して、可能な範囲で入手しているとの回答があった。

特定の相手方との随意契約は、手続の大幅な簡素化を図れるといった面はあるが、経費の高止まりとなるリスクが存在する。また、同一相手との継続的な取引は、作業上の安定性は確保される可能性はあるが、その一方で取引の透明性や競争性が客観的に担保されにくく、特に業者選定に関わる者が同一であれば、馴れ合いや共謀による不正（例えば、架空支出取引、不正リベート）が生じるリスクが相対的に高くなり、十分な牽制が利かなくなる恐れがあるといったことに留意する必要がある。

指摘 A-5	第三者委託における再委託の規制について
不備事項	<p>予約管理システムに係る指定管理者と第三者との委託契約書において、再委託ができるものと定められていたが、それについて県が指定管理者から申請を受け承諾をした書面がなかった。</p> <p>県が指定管理者に再委託を原則認めないのと同様に、指定管理者から第三者への委託においても、再委託は原則認めるべきではなく、再委託を認める場合においては、事前に文書で報告され、県が文書で承諾するプロセスを踏むべきである。</p>

《補足》

指定管理者が行うべき業務について、原則再委託はできず、例外として県の承諾を受ければ、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが可能であることを基本協定書で規定している。これについて、施設の安全性や業務の有効性の担保、また情報漏洩や不適切な業者との取引、再委託先のコントロールができなくなる等のリスクを回避するためであると考えられる。したがって、指定管理

者と第三者との委託契約書において、再委託が可能と定められるのは、県が指定管理者に対して再委託を禁止した趣旨が潜脱されることにつながってしまう。

今回は、指定管理者の担当者等が契約書に再委託が可能である旨が記載されていることを見落としていたとのことであった。施設所管課はこのような事例があることを踏まえ、第三者委託に係る留意事項として、指定管理者に向けて、十分に説明することが必要である。

指摘	A-6	楽器の貸出について
勸奨事項	自主事業として、iichikoグランシアタ・ジュニアオーケストラの団員及び関係団体に対して楽器の貸出が行われているが、楽器の管理簿は作成されておらず、貸出の申請書のみを保管している。今後は管理台帳を作成し、楽器ごとに貸出先が明瞭となるよう管理すべきである。	

《補足》

楽器の貸出は、財団の自主事業ではあるものの、指定管理者は大分県の外郭団体であるため、楽器に関しても県有財産と同様に厳格に管理すべきである。そのため、楽器ごとに貸出先が明瞭となる管理台帳を完備すべきである。

貸出事業の概要	
iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラの設置に関する規則第 16 条の規定に基づき、iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラの団員及び関係団体に貸出を実施している。	

指摘	A-7	年度末の備品購入について
改善事項	備品等の購入は年度末に集中する傾向にあることより、年度末の支出に関しては、支出の正当性をより注意深く確認する必要がある。	

《補足》

平成 30 年度において、パソコン、プロジェクター、イスなどの備品の購入が 3 月に集中して行われている。什器備品費の元帳を見ると、2 月末までの計上額が 235,872 円であるが、3 月末時点（他会計振替前）においては 2,893,536 円と

なっている。この支出の正当性について施設所管課に質問したところ、「期中においては急な支出が発生する可能性もあるため、備品の購入を抑制し、決算までに予期していない支出が生じなかった場合、必要な備品を3月にまとめて購入している」という回答であったが、購入された備品が本当に必要か否かの確認は、施設所管課は行っていない。

基本協定書第35条（下部参照）にあるように剰余金が生じた場合、指定管理者は委託料を大分県に対して返還する義務を負っている。協定書上は「協議」の上となっているが、指定管理者においては委託料が余った場合、剰余金を作らずに消化してしまうインセンティブが働くことが想定される。

このような状況であるため、施設所管課としては支出された内容については、正当性を確認しなければならないが費用の内容までの確認は行っていない。特に、年度末の支出に関しては支出の正当性をより注意深く確認すべきである。

また、単年度ごとに剰余金の返還が行われているが、協定期間は5年間であることを鑑みると、投資計画等に基づいた必要な投資については繰越を認めることがかえって無駄な支出を抑制することにつながることも考えられる。

大分県総合文化センター及び大分県立美術館の管理に関する基本協定書

第35条 管理業務に係る委託料の精算

年度ごとの管理業務の実施に係る委託料を精算した結果、当該年度において剰余金が生じた場合には、甲乙協議の上、乙は甲の指定する方法によりこれを甲に返還するものとする。

指摘	A-8	光熱水費の見直しについて
勸奨事項	施設の事業費において光熱水費は多額になっており、コスト削減のための積極的な検討を行うことが必要である。例えば、電力自由化により様々な会社が電力事業者として参入し競争が起きており、契約見直しによる電気代の削減が期待できる。総合文化センターにおいても、ホテル等の他機関に働きかけ、可能な限りコスト削減を進めていくことが求められる。	

《補足》

総合文化センター及び県立美術館の光熱水費は、次のとおりである。

光熱水費（平成 30 年度）

	総合文化センター	県立美術館
光熱水費支出	87,205 千円	60,998 千円
事業活動支出合計	443,046 千円	337,476 千円

光熱水費については他の機関との協議、議事録等は確認できなかったが、指定管理者によると、既に県立美術館は入札契約に向けた検討を行っており、総合文化センターにおいても、ホテル等の他機関に契約方法の見直し等の提案を行っているとのことであった。

施設 3	大分県立別府コンベンションセンター	指定管理
-------------	--------------------------	------

所管部課室	商工観光労働部 観光局 観光政策課
施設所在地	別府市山の手町 12-1
施設概要	資料編 P 18~25
施設略称	ビーコンプラザ
指摘略号	B

【監査結果】

指摘	B-1	ビーコンプラザの競争力向上について
勸奨事項	<p>九州内近隣の県にMICE施設が新設されることにより、ビーコンプラザの競争力が低下するおそれがある。</p> <p>ビーコンプラザの競争力を高めるためには、別府市のポテンシャルを効果的に発信するとともに、近隣の宿泊施設との連携を強める等、利用者が使いやすいサービスメニューを揃えることを意識すべきである。</p>	

《 補足 》

MICEとは、多くの集客が見込めるイベントなどの総称であり、Meeting（会議）、Incentive tour（勸奨旅行）Convention（国際会議、学術会議）、Event（イベント、展示会）の頭文字をとった言葉である。

MICEは、各地から人を集めることにより、高い経済効果や地域のブランド力を向上させる取組であり、その目的のため別府市にコンベンションセンターを開設している。

ところが近年、福岡県、熊本県、長崎県等に類似施設が開設、または計画されており、ビーコンプラザの競争力が低下しないか懸念される場所である。

全国的なMICEの開催状況は、「3千人から1万人の会議」が増加傾向であり、特に5千人規模の会議割合が高いようである。（出典：札幌市平成30年（2018年）5月、（仮称）新MICE施設整備基本計画）

ビーコンプラザとしては増加傾向にある5千人規模の会議をターゲットとして誘致することがひとつの打開策となるであろうし、また、宿泊施設は併設されていないが、別府という地域の特性を活かし、様々な宿泊施設とタイアップした営業活動を行うことも念頭に置くことが望まれる。

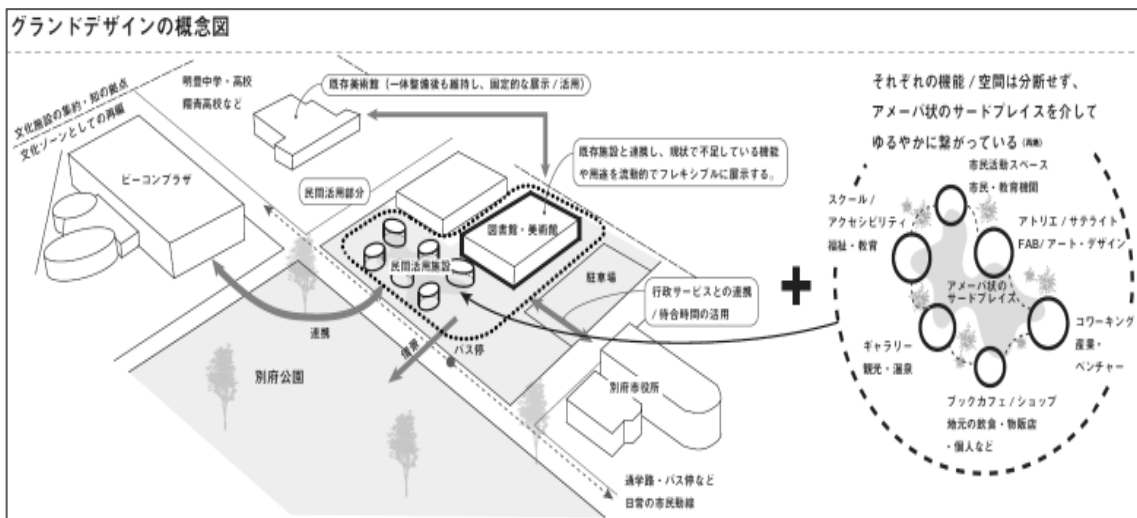
指摘 B-2	用途が定まっていない空きスペースについて
勸奨事項	平成29年7月から利用されていないスペースがある。これについては、MICE開催時の分科会として利用できる会議室やイベント時に託児スペースとして活用できる多目的スペース等、様々な活用方法を検討すべきである。

《 補足 》

別府市は平成31年3月に「別府市図書館・美術館整備構想」を策定している。それによると、ビーコンプラザの近くに図書館・美術館を整備して、別府の特性を最大限に生かした新しい公共空間の可能性を検討しているということであり、ビーコンプラザはその公共空間の中で図書館・美術館として連携するランドデザインが描かれている。

ビーコンプラザの空きスペースは、別府市が描いているランドデザインと機能が重複しないように調整する必要がある。

別府市図書館・美術館整備構想(概要・平成31年3月、抜粋)



指摘 B-3	不採算施設の十分な検討について
改善事項	主要4施設に含まれていない施設について損益管理が不十分となっている。多大な管理コストの節減のためにも個別に損益管理をしたうえで、利用者の増加、収益の増加策について対応策を立案、実行していくことが望まれる。

《補足》

ビーコンプラザでは、コンベンションホール、国際会議室、レセプションホール、フィルハーモニーホールが主要4施設として、その平均利用率が目標指標とされているが、この他にグローバルタワーという施設がある。

グローバルタワーは、年間利用者数という観点からは確かに主要4施設よりも少なく、主要とはいえないが、その一方で塗装改修工事が61,399千円（平成28年度）発生し、利用料金収入は5,954千円（平成30年度）に留まっており、収支の面において多額の損失を計上している状況にある。

グローバルタワーの利用は「観光的要素」を有しており、主要4施設とも区分しやすい。今後は、施設ごとの損益（収支）管理を行い、ネーミングライツ、タワーの特性を生かしたイベント企画等により、積極的な利用者増加に努めるべきである。赤字が続くことになれば、長期的な損益計画を把握し、当該施設の改廃を含めた検討を行うこともやむを得ないと思われる。

グローバルタワーの過去の損益については、光熱費などが個別に検針されていない等の理由により、指定管理者及び県において測定されていないとのものであったが、受付窓口や修繕などは賦課し、光水熱費は按分する等して、可能な限り損益状況を作成し、モニタリングを行う必要がある。

ビーコンプラザ全体図



指摘	B-4	指定管理料の妥当性の検討について
勸奨事項	<p>応募が1者となっており、公平な競争の機会の確保、競争原理が働いているか判断しづらい状況となっている。指定管理料の算定に当たっては、施設所管課において過年度実績のみならず、外部資料などを活用する等、指定管理料の妥当性を検討する必要がある。</p>	

《補足》

施設の規模、特性から、イベントの誘致などの集客と施設管理の両方を実行できる組織はある程度限られており、多数の応募者が出てくる可能性は低い。指定管理者制度の導入目的の基本の一つである運営管理コストの削減についての検討を可能な限り丁寧に行っていく必要がある。この点については施設所管課のみならず他の指定管理施設でも同様であるといえる。

計画対比で異常な増減については詳細に要因を分析し、原因把握のみならずそれが妥当であるかといった評価もなされるよう努められたい。

指摘	B-5	仕様書と条例の整合性について
不備事項	<p>施設の利用制限に関する条例において「許可しないものとする」とされている事項が、仕様書上は「許可をしないことができる」と記載されていた。条例違反となる余地のないよう、仕様書を見直す必要がある。また、今後仕様書を作成する場合に当たっては、条例と規程を十分に照らし合わせる必要がある。</p>	

《補足》

大分県立別府コンベンションセンター管理業務仕様書「第4 ビーコンプラザの利用の受付、案内に関する業務及び利用の許可に関する業務の基準」の「1 (3) 施設の利用の制限に関する事項」の中で、県条例第4条第2項各号のいずれかに該当する場合には、「指定管理者は、利用の許可をしないことができる」とされているが、条例本文を見ると、「指定管理者は、センターを利用する者が〜と認める場合は、センターの利用を許可しないものとする」とされている。

指摘 B-6	事業報告書の意義について
改善事項	事業報告書においては、開催イベントの内容や利用人数や収支報告などの結果は説明されていたが、協定書に掲げられている目標を達成するために、指定管理者が重要視しているプロセスや指標、対処すべきリスク・課題が具体的に記載されているとまでは判断できなかった。指定管理者の目線で県と対話ができるよう、具体的な視点を取り入れて報告書を作成することが望ましい。

《補足》

「大分県立別府コンベンションセンターの管理に関する基本協定書」には、次のような定めがあり、毎月業務報告書、年1回事業報告書が提出されている。

指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、業務報告書及び事業報告書は、以下のように定められている。

指定管理者制度運用ガイドライン（平成29年1月改定版、抜粋）

<p>第3章 モニタリング</p> <p>1 モニタリングとは</p> <p>指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供に関し、県と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかについて監視・チェックを行うもの。</p> <p>2 指定管理者によるモニタリング</p> <p>(2) 業務報告書の提出</p> <p>指定管理者は、基本協定書にのっとり、毎月指定する日までに前月の業務内容を記載した業務報告書を提出しなければならない。業務報告書には、原則として以下の内容を記載することとする。</p> <p>ア 管理業務の実施状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理実績 … 清掃、草刈り、備品購入等 <p>イ 自主事業の実施状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績 … 事業の内容、集客数、広報活動等 <p>ウ サービス改善提案事業に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績 … 事業の内容、集客数、広報活動等 <p>エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 … 対前月・前年比較及び対前年の増減理由、利用者増加に向けた取組内容等
--

- ・目標指標 … 達成見込み、目標達成に向けた取組内容等
- オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- ・収支状況 … 収入は対前月、対前年比較及び対前年の増減理由を付す。収入増加に向けた取組内容等
- カ 利用者からの苦情とその対応状況
- ・利用者意見 … 利用者からの意見、苦情、要望及びその対応等
- キ 施設設備の維持管理状況
- ・安全点検 … 施設設備の破損、腐食、劣化等の点検及び水質汚濁、空調、エレベーター、自動ドア等の各種保守点検等
- ・修繕状況 … 軽微な補修も含む。(修繕前後の写真は、指定管理者において保管)
- ク その他
- ・職員研修 … 危機管理、接遇、人権等の研修実績
- ・指示事項 … 県から指示された事項に対する対応状況

(4) 事業報告書の提出

指定管理者は、基本協定書で定める期日までに前年度の事業内容を記載した事業報告書を提出しなければならない。

事業報告書には、(2)の内容に加え、利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価等を記載することとする。なお、目標指標の達成状況については、達成、未達成の主な要因を分析し、記載するとともに、未達成となった場合は、今後の対策も併せて記載することとする。

基本協定書においては、業務報告書及び事業報告書は、以下のように定められている。

(モニタリングの実施)

第28条 甲は、乙が行う業務の実施状況を把握し、センターの良好な管理運営を確保するため、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

(1) 定期モニタリング

乙は、毎月終了後10日以内(管理経費の収支状況については、30日以内)に、業務に関する次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出するものとし、甲は、提出された業務報告書により、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

ア 管理業務の実施状況に関する事項

- イ 自主事業の実施状況に関する事項
- ウ サービス改善提案事業に関する事項
- エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- カ 利用者からの苦情とその対応状況
- キ 施設設備の維持管理状況
- ク その他甲が指示する事項

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後、業務に関し、1ヶ月以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況に関する事項
- (2) 自主事業の実施状況に関する事項
- (3) サービス改善提案事業の実施状況に関する事項
- (4) 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- (5) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (6) 利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価
- (7) 施設設備の維持管理状況
- (8) その他甲が指示する事項

収支報告書や事業報告書を閲覧したところ、上記事項について記載されていることは確かめることができたものの、指定管理者が基本協定書及びその他指定管理者が設定した目標に対して、開催実績に至るまでの経営の基本方針や戦略、またリスクや課題が記載されていなかった。

事業の概要等の記述情報によって、財務情報を補完し、県(民)による指定管理者及び指定管理業務の適切性を判断することを可能とし、記述情報が開示されることにより、県及び指定管理者との中で建設的な対話が促進され、指定管理者の経営の質及び県の管理の質並びに指定管理施設の効果を持続的に高めることができるものと思われる。指定管理者に、次のような点を事業報告書に盛り込むよう指示、依頼することを検討することも一案である。

- ・ 事業目的及びその目的達成に対する指定管理者の行動プロセス
- ・ 事業目的に対して指定管理者が打ち出している理念、運営方針
- ・ 指定管理者が設けている重要な指標(財務KPI、非財務KPI)

※KPI:重要業績評価指標(Key Performance Indicator)

- ・開催実績が可能となった要因について、指定管理者の視点からの分析
- ・開催実績が不可能となった要因について、指定管理者の視点からの分析
- ・事業運営に影響を及ぼしうる重要なリスク、不確実性等の情報
- ・目指すべき財務の方向性や姿について、指定管理者が考えている事項
- ・施設の最大限の活用に向けた指定管理者における議論
- ・指定管理者が捉える経営環境（市場の状況、競争優位性等）

報告書が作成、提出することが主目的とならないような報告書にするため、報告書の内容を見直すことが有用である。

指摘	B-7	事業計画書と収支計画書、事業報告書との整合性について
不備事項	<p>指定管理者の提出した事業計画書や業務計画書と事業報告書の内容が整合しない事項があり、これについて事業報告書では特段の記載がなかった。指定管理者は、まず事業計画書や収支計画書、事業報告書を比較して、内容の整合性について確認し、県に報告する必要がある。また、この点について施設所管課は、十分な指導を行う必要がある。</p>	

《補足》

例えば、事業計画書の「運営管理の実施体制及び組織」の中で記載されている組織図の部名等と業務計画書や事業報告書の部名等が異なっていることについて、特段のコメントが付されていない点が見受けられた。また、業務計画書上の人員配置図と、事業報告書の運営体制のスタッフの数が異なっていることについて、特段のコメントが付されていなかった。

指摘	B-8	収支実績書（年次）、収支報告書（月次）のあり方について
改善事項	<p>年度の事業報告書に係る収支実績書には、予算額と収入実績額で大きく差額が生じているものについて、説明が記載されていなかった。</p> <p>また、月次の収支報告書においては、単月及び累計の実績額は記載されているものの、予算欄が設けられておらず、期中の予算実績管理（予実管理）が十分に検討されているとは評価できなかった。</p> <p>予実管理を可能な限りタイムリーかつ十分に行い、指定管理者と施設所管課で情報共有して、その差を埋めていくための新たな施策や改善策を実施するように努められたい。</p>	

《補足》

年度報告に係る検証のみでは、当該検証が終わる頃には翌年度の事業が数か月も経過しているといった形になってしまい、改善案が次年度に目に見える形では反映されにくい。期中の段階から定量的なデータとして課題を蓄積し、可能な限りリアルタイムに近い形で情報が活用できるように工夫する必要がある。

指摘	B-9	適正な人件費の計上について
改善事項	収支実績書の人件費は概算金額となっており、実績額の報告が行われていない。施設所管課に報告する際は概算値ではなく、実績値で報告する必要がある。	

《補足》

指定管理者は、施設所管課に対して収支状況の報告を行う必要があり、パート職員の人件費支出は実績額で報告されているが、正規職員分に関しては実績額ではなく役職等によって定められた概算額での報告が行われている。

正規職員の人件費は指定管理者の本部で計算されているため、ビーコンプラザ内の事務所で算出することはできない。そのため、月次では簡便的に役職ごとに定められた定額を費用計上し、本部へ同額を送金している。

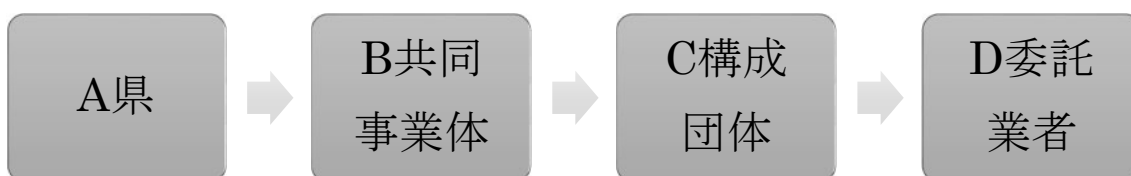
このように、本部で給与計算が行われるため期中では概算金額で費用計上することも止むを得ない一面もあるが、決算報告の際には実際に発生した人件費に修正して報告する必要がある。そのため、確定した人件費と本部へ送金した金額の差額については精算を行い、実際に支出した人件費に修正後の金額をもって、施設所管課に報告すべきである。

また、施設所管課においても、報告される支出の内容については実績値で報告されていることを確認する必要がある。

指摘	B-10	契約書と異なる委託金額の報告について
不備事項	県に報告されている第三者委託の金額が、構成団体が外部（第三者）と契約した金額ではなく、共同事業体が構成団体に支払う金額で報告されていた。共同事業体は構成団体との間で書面を交わしておらず、客観的には報告金額が不適切なものとなっている可能性がある。	

《補足》

当指定管理業務においては、県と共同事業体と契約を結んでいる業務の中で一部について第三者委託が行われている。この第三者委託について、指定管理者から県に報告された金額と、構成団体と委託業者との契約書に記載されている金額（契約金額）が一致しておらず、県に報告された金額の根拠、合理性を判断できなかった。



AとB	共同事業体から県に対する報告金額について、一部において契約書などの具体的な根拠資料が確認できず、BからCに支払った実額が報告されている。
BとC	契約書は監査時点において作成されていなかった。
CとD	契約書は存在したが、共同事業体から県に報告された金額と異なっていた。

施設所管課によると、第三者委託契約金額の差異率は 16.3%となっている。委託金額の差額については、構成団体の収入となっている可能性が高く、構成団体と委託業者との契約金額が異なっていたことを、施設所管課は認識していなかったものと思われる。また、委託金額が異なる場合、その報告を指定管理者へ義務付けていなかったし、指定管理者からの自主的な報告も行われておらず、現状の取引・報告の流れは、不適切である。

この点については、「共同企業体による指定管理施設の管理・運営に関する実態調査報告書」（2008年4月、財団法人地方自治総合研究所 全国地方自治研究センター・研究所）において問題提起がなされており、参考にされたい。

指摘	B-11	委託契約書の写しの入手漏れについて
不備事項	施設所管課において管理業務に係る再委託契約書が漏れなく入手されてはいない。基本協定書に基づき書類の入手、保管を行い、事業開始までに十分な検討を行う必要がある。	

《補足》

「大分県立別府コンベンションセンターの管理に関する基本協定書」によると、管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、当該第三者との契約書の写しを速やかに県に提出しなければならないとされている。

指摘	B-12	共同事業体と構成団体との収益配分について
改善事項	共同事業体の代表団体の銀行口座を経て、構成団体に対して施設等維持管理費名目で毎月定額が送金されていたが、当該送金額に係る覚書等の文書化がされていなかった。そのため、送金額の妥当性が客観的に検討されているとは判断できない。	

《補足》

構成団体への定額送金額がそのまま収支実績書に記載されている。本来の収支差額を把握するには、第三者委託業務に関連して構成団体で発生した人件費等についても、可能な限り実額ベースで共同事業体の収支実績書に計上することが望ましい。

また、代表団体で保管されていた資料は共同事業体から構成団体への支出に係る証憑のみに留まっており、構成団体から委託業者への再委託金額の支払に関する証憑について、代表団体は入手・保管していなかった。

指摘	B-13	消防用設備点検結果不備事項の未着手について
不備事項	<p>毎年、消防用設備点検結果には多くの不備事項が検出されているが、大半がその後も是正されていない状況であった。不特定多数の人が利用する施設において、消防設備の不備が是正されない状況は問題であり、速やかに改善すべきである。</p>	

《補足》

平成 29 年 7 月 26 日の消防検査で指摘された事項のうち、改善されずに翌年度の平成 31 年 1 月 28 日の消防検査で再度指摘された不備事項があった。その主なものは以下のとおりである。

設備名	不備事項
スプリンクラー設備 (開放型)	<ul style="list-style-type: none"> ・呼水槽腐食 ・性能試験バルブ不良
スプリンクラー設備 (閉鎖型)	<ul style="list-style-type: none"> ・末端試験弁下側バルブ圧力漏れあり ・ディスクパッキン老化による漏水あり
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・煙感知器汚れ警報発報
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙口動作不良 ・ダンパー動作不良
防排煙	<ul style="list-style-type: none"> ・防火シャッター降下不良
誘導灯	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー容量不足

重要度の高い排煙口動作不良や防火シャッター降下不良などの指摘に関しては、他の経費に優先して改善すべき事項である。

指摘 B-14	備品台帳の更新不備について
不備事項	新規に貸与された備品が指定管理者の備品台帳に登録されていない状況が見られた。県有財産に関しては、備品台帳に登録したうえで管理する必要がある。また、貸与した施設所管課においても、貸与資産が指定管理者の備品台帳に登録されていることを確認する必要がある。

《補足》

備品台帳に登録されていなかった備品

品名	メーカー	形式/型番	取得年月	実数
ビジネスプロジェクター	エプソン	EB-G7200W	平成 30 年 1 月	1
業務用ディスプレイ (案内用デジタルサイネージ)	シャープ	PN-Y556	平成 31 年 3 月	1
業務用ディスプレイ (案内用デジタルサイネージ)	シャープ	PN-Y496	平成 31 年 3 月	1

基本協定上は貸与した備品は備品台帳に記載し、使用できる状態を保つ必要がある。

<p>基本協定 (甲による備品等の貸与) 第 18 条 甲は、別紙 2 に掲げる備品等 (I 種) を無償で乙に貸与する。 2 乙は、指定期間中、備品等 (I 種) を常に良好な状態に保つものとする。</p>
<p>基本協定 別紙 2 管理物件 (2) 管理物品 1) 備品等 (I 種 : 本協定 第 18 条) センターの備品等として甲が準備し、乙に貸与するもの。 別冊、備品台帳のとおり</p>

指摘	B-15	使用が見込まれない備品の処分について
改善事項	<p>備品台帳に開業年度(平成7年度)に取得した資産が登録されており、この中にはアナログ機器も存在し、今となっては使用することができない備品も含まれている。</p> <p>資産管理業務の軽減や設置場の有効利用等の観点から廃棄処理を検討する必要がある。</p>	

《補足》

使用が見込めない備品は、以下のとおりである。

使用が見込めない備品

品名	取得年月
音響設備	平成7年 2月
映写機 (オーバーヘッドプロジェクター)	平成7年 2月

施設 4	大分農業文化公園	指定管理
施設 5	大分県都市農村交流研修館	

所管部課室	農林水産部 地域農業振興課
施設所在地	杵築市山香町大字日指 1 - 1
施設概要	資料編 P 26～35
施設略称	農業文化公園、交流研修館
指摘略号	C

【監査結果】

指摘 C-1	将来的なあり方と維持管理・更新費用について
勸奨事項	当該施設の設置目的が将来的にも県民のニーズに合致するものかどうか、検討を行ったうえで当該施設の将来的なあり方（将来ビジョン）を定め、それに基づいて修繕や追加投資の是非を検討すべきである。

《補足》

農業文化公園は、「豊かな自然と親しみながら、農業・農村の文化等に関する学習の機会を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する県民の理解を深めるとともに、新しい農業・農村づくりに資する」（大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例第1条）という目的を達成するために、平成13年度に設置された。

開園当初においては、県民の間に上記のような県民ニーズがあったのかもしれない。しかし、開園後20年近く経過し、少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、現在においても上記のような県民ニーズがあるのか、今一度検討してみる必要がある。花々の鑑賞や収穫体験等を通じて農業や自然に親しむ体験は、民間の類似施設でも実施されており、必ずしも農業文化公園でなければ体験できないものではなくなっている。

このような社会環境においても、引き続き設置目的に沿った事業を継続していくのか、他の農業関連施設への転用を図っていくのか、農業関連以外の事業も行えるようにしていくのか、農業文化公園の将来的なあり方は、複数の選択肢があると思われる。

また、至る所で老朽化が顕著になっており、現場視察においても修繕が必要な

箇所が数多く確認され、維持管理・更新費の増加が容易に想像された。

今後、どの程度のコストを投入すべきかの判断は、先に述べた将来的なあり方が示されなければ判断できない。現状、将来的なあり方が十分に示されないまま、事業継続に必要な最低限の維持管理しか行われていないように見受けられる。

施設所管課においては、農業文化公園の将来的なあり方を示したうえで、中長期の維持管理、更新（もしくは処分）計画を策定することが望ましい。

指摘	C-2	国庫補助金により整備された施設について
勸奨事項	国庫補助金により整備された施設であっても、必要に応じて耐用年数到来前でも処分するかどうかの検討を行うべきである。	

《補足》

農業文化公園は「老朽化」とともに、遊休状態の施設も存在し、事業規模と比較して、オーバースペックな状況にあると感じた。過去に有休施設を取り壊すことが検討されたようであるが、国庫補助金を財源に整備されたため、取り壊せば国庫補助金返還の問題も生じ、耐用年数が経過する令和27年度までは取り壊せないジレンマを抱えている。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」

第22条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
------	---

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」

第14条	法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
------	---

上記法令は、補助金交付目的の達成に必要な規程であるが、社会情勢の変化に合わせた施設活用を望む地方公共団体には「施設の再整備を妨げる足かせ」にもなっていたため、以下の主旨により法令の弾力的な運用が図られることになっている。

- ・概ね 10 年経過した補助対象資産は、補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認は原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす（包括承認制）。
- ・承認では、用途や譲渡先等について差別的な扱いをしない及び国庫納付を求めない。
- ・有償の譲渡・貸付の場合は、国庫納付を求める等最小限の条件を付す。
- ・概ね補助事業終了後 10 年経過前であっても、災害による損壊等補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生制度の施策に伴う財産処分については、同様の取扱いとする。

各省庁は、この運用の弾力化の主旨に沿った通知を行っている。

農業文化公園は農林水産省の補助金で整備されているが、農林水産省においても「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知、平成 30 年 3 月 30 日最終改正）により、同内容が通知されている。

上記通知に従えば、一定の条件を満たすことにより最短 10 年で処分することが可能である。もちろん、処分（取り壊し等）に伴う予算も必要となるが、オーバースペックな状況を解消する一案として検討されたい。

なお、各省庁が同様の通知を行っているので、農業文化公園に限らず他省庁の国庫補助金で整備された県有施設の処分の検討を行う際にも、参考にされたい。（参考文献：「補助金等により整備した公共施設の他用途展開に関する調査研究」一般社団法人地方自治研究機構、平成 31 年 3 月）

指摘	C-3	遊具等の計画的な保全措置の実施について
改善事項	開園当時から設置している遊具については、標準使用期間を超過しており、利用者の安全対策上早急かつ計画的に修繕していくことが望ましい。	

《補足》

保全措置の対象一覧に保全措置が必要な資産が多数記載されている状況であり、撤去も含め計画的な保全が必要となっている。

特に開園（平成 13 年度）当時から設置されている遊具は、設置後 20 年近くが経過しており、標準使用期間を経過している（一般社団法人日本公園施設業協会が定めた遊具の標準使用期間は、構造部分が鉄製の場合は 15 年、木製の場合は 10 年が目安とされている）。今後は利用者の安全面を第一に、計画的な保全措置を実施すべきである。

指摘	C-4	利活用策の検討について
勸奨事項	事業目的に賛同してくれる企業、団体等を募り、それら団体等の保有する資源を活用し、少ない予算でも実施できるイベント等の企画を検討し、将来的には、イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体等を何らかのかたちで参画させることも検討すべきである。	

《補足》

農業文化公園には、下記の課題がある。

- ① 財源不足（新規事業に取り組む財源が無い）
- ② 行政連携（関係自治体の動きが鈍い）
- ③ データ不足（利用者ニーズに関するデータや基礎的な数値が不足）
- ④ 指定管理者のノウハウ不足（企画・追加資金・広報の力が不足）

これらの課題について、個別に検討する。

課題①「財源不足」（新規事業に取り組む財源が無い）

県の厳しい財政事情を勘案すれば、新規事業に取り組むためには自主財源を増やすことが必要条件と考えられる。自主財源としては、利用料金や飲食収入、物品販売収入等があるが、いずれも入園者を対象としているため入園者が増加しない限り大幅な増加は見込めないのが現状である。

そのため、少ない予算で新規事業を実施する手段がないか検討することになるが、例えば、当該施設の事業目的に賛同してくれる企業、団体等を募り、イベント等を企画する際には、それら団体等からヒト、モノ、カネの提供を受けて実施すること等も有用である。

イベント等の実施は、それら企業等の商品やサービス等の取扱量の増加に繋がるように企画すれば、賛同する企業等が現れるであろう。また、企業等は、県の政策目的に賛同し協力している実績を社内外にアピールでき、知名度やイメージ等の向上に繋がることを期待して、手を挙げることも想定される。

これは、いわゆる「企業C S V」を活用した手法であり、農業文化公園側の事業目的に沿いつつ、企業側でも何らかの利益が得られるような企画を考案できれば、他施設においても活用できる手法である。

[企業C S V]

企業C S V (Creating Shared Value) とは、「共通価値の創造」を意味し、企業が社会貢献活動と利益の追求を同時に実現できる手法のことを言う。

[企業C S Vの具体例]

事業会社と農家が契約し、事業会社のための茶葉を生産してもらいかわりにすべての茶葉を購入するというものである。事業会社は安定して茶葉を仕入れることができ、農家側も安定した収入が得られる、事業会社と農家が win-win で繋がる仕組みである。事業会社は「緑茶の原料である茶葉を安定的にかつ高品質で仕入れるという自社の利益」と「農家の教育と安定的な収入の確保という社会的課題の解決」を同時に実現する取組である。

課題②「行政連携」(関係自治体との連携が難しい)

農業文化公園には、宇佐市と杵築市の所有施設も含まれるため、県の判断のみで運営を判断することが難しい部分もある。幾度となく県及び両市の施設所管課の間で協議を行ったが、施設の有効利用に至っていないようである。

施設所管課の間での協議では進展が見込めない場合は、市町村連携を担う部署が協議に参画することも有効かも知れない。

課題③「データ不足」(利用者ニーズに関するデータや基礎的な数値が不足)

基本協定書第 29 条によれば、「指定管理者は施設利用者の満足度を調査するため、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取するとともに、その結果を速やかに県に報告する必要がある。また、指定管理者は、その調査結果に基づき、施設利用者の利便性の向上を図る上での課題を分析し、速やかに業務改善策をとりまとめ、実施するもの」としている。

農業文化公園においても、上記の規定に従いアンケートを実施し、その結果

を集計及び分析し、業務改善策を立案・実施している。しかし、アンケートの分析結果と実施した業務改善策との関連性が今ひとつ判然としない。分析結果のどの点を受け、この業務改善策に至ったのかという点が不明瞭である。

この原因として、アンケートの内容も関係している。例えば、現在のアンケートでは「利用目的は、何ですか?」と「公園利用で満足しましたか?」という質問がそれぞれ独立した設問となっており、利用目的ごとの満足度が分析できなくなっている。

また、「(公園利用において)不満だった点は、どこですか?」という質問に対して、「公園全体(広さ・雰囲気等)」という選択肢で回答を得たとしても、具体的に「公園のどこに不満だったか?」が分からない形式になっている点等は、改善の余地がある。利用者のニーズに即した業務改善策を立案・実施するために、アンケート内容の改善を進めるべきである。

課題④「指定管理者のノウハウ不足」(企画・追加資金・広報の力が不足)

現在の指定管理者(大分県農業農村振興公社)は、施設管理に強みを持ち、知識と経験を有した公社職員によって、広大な管理区域を効率よく管理している。またイベント企画(コキアレッドフェスタ等)の充実にも尽力し、集客に結びつけつつある点は評価できるが、今後も継続的に集客活動を進めることが必要であり、公社の他に「イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体等」を何らかの形で参画させることが有用である。

企業・団体等との連携については、以下の方法が考えられる。

1. 企業・団体との連携

1) 連携目的

- ・外部の専門機関による視点で、施設の利活用を検討する。
- ・指定管理者の不得意な分野(本業外の分野)を補完する。
(助言に留まらず、業務提携、又は再委託等も想定される。)

2) 連携内容(企業の例:各種コンサルタント、広告代理店等)

①助言

集客施設の潜在能力を生かして、魅力を高める管理・運営・広報について、企業等から助言を得る。

[過去の実施例]

- ・キャンプ施設に対するマーケティング調査(行政企画課)

②指定管理者との業務提携、施設所管課からの委託

助言よりも踏み込んだ形で、「施設改良やサービス内容・人員配置の見直し等の管理面」や「イベントの企画や年間行事計画等の運営面」、「各種メディア・SNSによる情報発信等を含む集客に繋がる広報面」において、業務提携や委託を行う。

2. 県内の大学・短期大学との連携

1) 連携目的

- ・学生及び研究者による自由かつ未来志向の発想を生かす。
- ・学生による施設の魅力発見や写真・動画のSNS発信を狙う。
- ・連携を通じて、学生に大分県への理解及び愛着を深めてもらう。

2) 連携内容

例えば、大分県立芸術文化短期大学との連携は、以下が想定される。

①事業委託

同大学で、上記目的と合致しやすい国際総合学科（観光マネジメントコース、現代キャリアコース）、又は情報コミュニケーション学科（地域ビジネスコース）にマーケティング題材として、施設概要や課題を提示し、教職員及び学生に「施設利活用策」を研究してもらう。

また、情報コミュニケーション学科（情報メディアコース）、又は美術科（デザイン専攻）に「施設PRツールの製作」を依頼し、教職員及び学生から「施設パンフレットや施設紹介動画」を提供してもらう。

②サービスラーニング(※)

同大学独自の「大学で学んだことを地域に生かし、活動することで学びの意義を知る」ことを目的としたカリキュラム「サービスラーニング」の一環として、施設の利活用策検討に取り組んでもらう。

[過去の実施例]

- ・大分トリニータ若者集客大作戦
- ・中央商店街活性化プロジェクト
- ・たけた食育ツーリズム研修 等

※：サービスラーニングとは、「ボランティア活動等の社会奉仕活動を通じて、その経験を授業内容に反映させ学習効果を高めるとともに、責任ある社会人となることを目指す学習方法」を指す。

その他連携については、監査において全ての施設の連携事例を聴取しており、各施設の「【資料編】施設概要の6. 施設利活用に係る状況（2）他組織との企画・情報発信における連携」を参考としてもらいたい。

以上が諸課題とその対応策についての検討である。今後の当該施設のあり方

や管理運営を行っていくうえで、参考として貰いたい。

一方、農業文化公園の目標指標（年間来場者数 33 万人）は、現状からすれば、その難易度は高いと言わざるを得ない。この点は、施設所管課も十分認識しており、指定管理者と連携し、以下のような目標達成に向けた取組を進めている。

1. 若手技術者会議プロジェクトチームによる利活用の検討

目的：利活用のアイデア出し

構成：農林水産部の若手職員 15 人（7～8 人×2 班）

期間：3 か月（平成 31 年 1～3 月）

[スケジュール]

平成 31 年 1 月	地域農業振興課から課題提起
2 月	現地視察、チーム内検討
3 月	農林水産部長あてプレゼンテーション（2 班）

[得られた効果]

- ・施設所管課における論点が整理された。
- ・若手職員によって分析データ等が作成された。
- ・提案されたアイデアを活用した（検討→試行→本格実施）。

2. 庁外ワーキンググループによる中長期計画・仕様書等の検討

目的：次回公募に向けての中長期計画（次期 5 年間）・仕様書の検討

構成：有識者 7 名（イベント主催者等の関係者等）

期間：5 か月（令和 2 年 1～5 月）

[スケジュール]

令和 2 年 1 月	準備（委員選定、議題等の検討）
3 月	庁外ワーキンググループ会議（第 1 回）
〃	庁外ワーキンググループによる現地視察 →庁外ワーキンググループの意見を踏まえ、 中長期計画・仕様書案を作成
4～5 月	庁外ワーキンググループ会議（第 2 回）
5 月	中長期計画・仕様書の確定

[期待される効果]

- ・前回公募時の中期計画・仕様書よりも実行性の優れた内容となる。
- ・関係者との関係性が向上し、施設運営にもプラスになる。

上記取組から提案されたアイデアがイベント企画（コキアレッドフェスタ等）

となり、実際の集客に結び付いている点は評価できる。他施設においても、後述する施設の将来ビジョンの作成において、同様な取組が導入できないかを検討する等、横展開を図って貰いたい。

指摘	C-5	交流研修館における研修内容について
勸奨事項	交流研修館の研修は、従来の研修に加えて、時代の変化に伴い社会的関心が高くなっている内容も折り込み、より利用者側のニーズに応じていくことを検討すべきである。	

《補足》

交流研修館で実施している研修は、「一般市民を対象とした料理教室、園芸教室等」が主な内容である。交流研修館は「都市と農村の交流」を目的に、その目的に沿った研修を提供している訳であるが、近年農業のやり方やそれに関する技術も飛躍的に発展していることから、それらのニーズに応えるべく、就農者向けの研修も実施すべきではないだろうか。

例えば、情報通信技術を活用したスマート農業やドローンの活用等は、慢性的な人手不足と高齢化という農業の長年の課題を克服できるかも知れない技術として注目度も高い。それら社会的関心が高い事項について、交流研修館でも提供できないかを検討する余地がある。

時代の流れとともに農業のあり方自体も変わるのであるから、その変化に即して研修内容も変えていくことが必要である。

指摘	C-6	目標指標の妥当性について
改善事項	目標数値の見直しが長期間行われていないため、現状に照らし合わせて妥当かどうかの検討を行うべきである。	

《補足》

県と指定管理者との間における基本協定書第 12 条において、指定管理者は、管理業務を行うにあたっては、目標指標が達成できるよう努めなければならないとされ、入園者数 33 万人の目標指標が定められている。

これは平成 21 年度の入園者数 32 万人を上回るものとして平成 23 年度に設定され、そこから 2 期（平成 23 年度から令和 3 年度まで）連続で、同じ目標値となっており、指定管理者制度を導入した平成 18 年度以降、1 回も目標指標を達成していない（下表参照）。

また、平成 28 年度から令和 3 年度までの期間における指定管理者の公募に際して、目標指標の見直しが検討されたものの、結果的に見直しはされなかった。いずれにしろ、目標指標の大幅な未達状況が続いている現状を勘案するのであれば、指定管理者の評価として、年間来場者数 33 万人という目標指標が相応しいものなのか、今一度検討するべきである。

農業文化公園の目標指標及び実績

目標指標	年度	目標数値 (人)	実績 (人)	達成率 (%)
年間来場者数	平成 27 年度	330,000	295,198	89.5
	平成 28 年度		235,244	71.3
	平成 29 年度		261,490	79.2
	平成 30 年度		239,154	72.5

指摘	C-7	メインターゲット（子育て世代）のニーズ対応について
改善事項		<p>農業文化公園の敷地は広大であるため、広い園内を楽に移動できる手段として貸自転車が配備されている。1 人乗り自転車は 2 時間 350 円、3 人乗り電動アシスト自転車は 600 円で貸し出されている。</p> <p>1 人乗り自転車は身長 145cm 以上の利用者を対象とし、3 人乗り電動アシスト自転車は、大人とフロント部分に 1 歳以上 3 歳以下、リア部分に 3 歳以上 5 歳以下の幼児を対象としている。</p> <p>小学校 5 年生の平均身長が 145cm であることから、6 歳超で身長 145cm 未満の子どもは、貸自転車を利用することができない。現状、身長 145cm 未満の子どもは、自家用自転車を園内に持ち込むことによって、家族で自転車での散策ができるが、幅広い利用者が貸自転車を利用できるよう改め、利用者満足度を上げることが望ましい。そのため、ヘルメット着用の義務付けやひじ用・ひざ用サポーター着用の推奨等の安全面に配慮を行ったうえで、子ども用の貸自転車を配備すべきである。</p>

《補足》

農業文化公園のホームページには、身長 145 cm未満の子どもが乗ることができる貸自転車があるかないかの記述はなく、自宅にある自家用自転車の持ち込みができるとの記載があるのみである。これは、小学校低学年の児童は、自転車の運転に十分に慣れておらず、貸自転車では転倒して怪我をするリスクがある点を考慮して、貸自転車を導入していないということである。

しかし、農業文化公園がメインターゲットとしている利用者は「子どもを持つファミリー」（子育て世代）としていることから、貸自転車がないことで利用者に不便を感じさせるよりも、安全対策に十分に配慮したうえで、家族揃って楽しめるよう、子ども用貸自転車を揃えることが望ましい。

指摘	C-8	売上金の入金方法について
改善事項	売上金を銀行に入金する際は、盗難や紛失等のリスクを勘案して、複数名の職員で行う等のルールを設けるべきである。	

《補足》

農業文化公園では、売上金を毎日銀行へ入金するのではなく、ある程度売上金が溜まった時点で（およそ 300 万円が目途ということであった）銀行へ入金している。銀行へは、担当の職員が 1 人で現金を持参し入金を行っている。

しかし、数百万円の売上金を 1 人の職員が銀行へ持参し入金することは紛失、盗難等のリスクが高いと考える。銀行に集金してもらうことが望ましいが、難しい場合は、「銀行への入金は、必ず複数名の職員で行う」等のルールを決めて、1 人の職員に過大な負担が掛からないようにすべきである。

指摘	C-9	売上金の確認方法について
改善事項	売上金の確認は、POSレジスターの精算レシートと現金の残高が一致していることを確認すべきである。	

《補足》

公園事務所では、農業文化公園内の各施設の担当者が売上金を入出金機に入金に来た際、実際の売上金額と入出金機から発行されるレシートの金額を確認し、売上金が間違いなく入金されたことの確認は行っていたが、売上金自体に漏れがないかの確認は行われていなかった。今後は、売上金が入出金機に全て入金されていないリスクも念頭に置き、POSレジスターの精算レシートと売上金が一致しているかについても、公園事務所側の担当者によるチェックを行うべきである。

施設 6	大洲総合運動公園	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市青葉町1番地
施設概要	資料編 P 36～43
施設略称	大洲公園
指摘略号	D

【監査結果】

指摘 D-1	施設老朽化対策と今後の利活用について
勸奨事項	設置から約40年が経過し、設備の老朽化等が進んでおり、今後は建物修繕コストや不具合等による利用制限や事故発生リスクが増加する可能性がある。については、老朽化対策や今後の利活用も盛り込んだ施設のあり方を示すことが望ましい。

《補足》

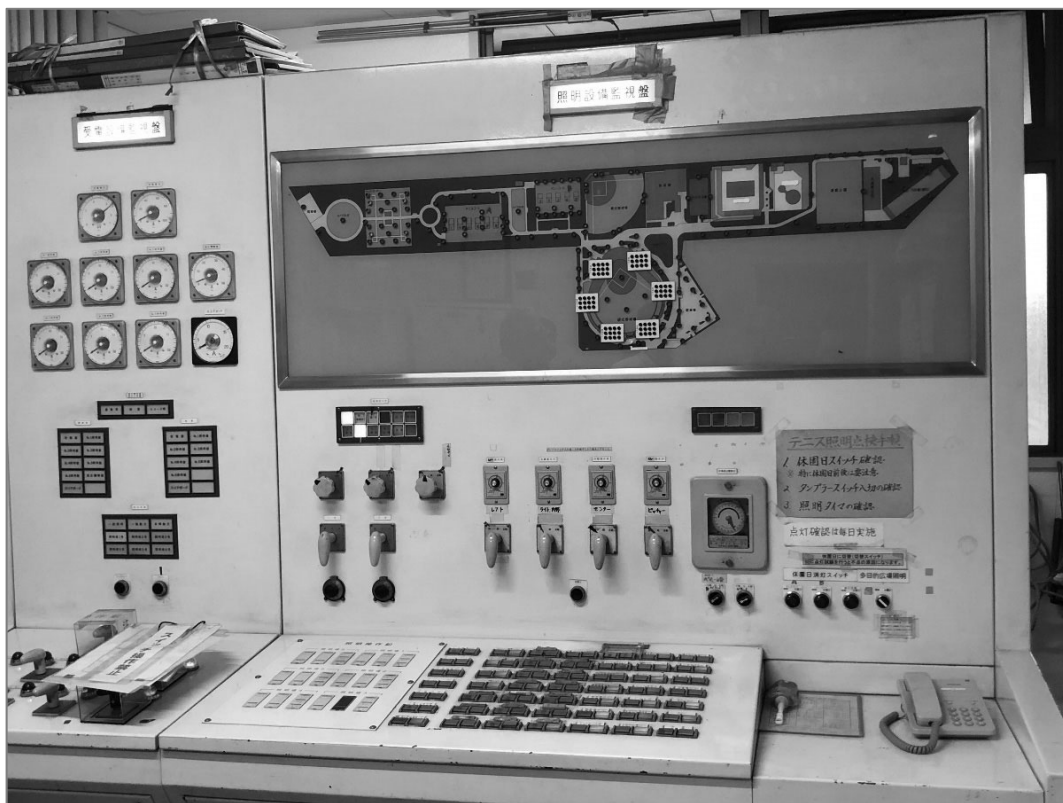
大洲公園は設置から約40年が経過し、建物修繕コストは増加傾向にあり、過去3年間（平成28～30年度）の平均コストは年間46,387千円（うち、県負担44,580千円、指定管理者負担1,806千円）となっている。

現地視察時に、指定管理施設の職員から老朽化した箇所等の説明を受け、これまでは指定管理者による巡回や日常点検によって、早期に異常箇所が発見され、迅速な修理や使用禁止等の安全措置によって、利用者に影響を与えるような事故等は未然に防止されていることを確認した。しかし、今後は老朽化が進行することによって、県や指定管理者等の努力とは関係なく、不具合箇所が増加し、事故リスク及び建物修繕コスト等の増加が見込まれる。

なお、予測利用者数（将来人口推計から試算）は、令和12（2030）年度に約16.8万人〔平成30（2018）年度比：▲2.5%〕、令和27（2045）年度に約15.4万人〔同▲10.7%〕と減少傾向にある。

したがって、老朽化及び予測利用者数、今後の利活用を考慮して、施設のあり方を示すことが望ましい。

照明設備監視盤（昭和 55 年設置）



天井板を撤去し、今後修繕が行われる箇所（本塁側観客席最後部）



指摘 D-2	指定管理者の人的課題について
勸奨事項	「指定管理者側に十分に業務に精通した人員が整っているか」「職員の高齢化の進行によって、将来的に業務の継続が困難になるようなリスクがないか」等の人的課題についても、施設所管課においてモニタリングすべきである。

《補足》

指定管理者は、健全な施設運営のために、恒常的な人材確保と育成、組織の活性化が不可欠であるが、下記のような要因により、組織の硬直化が始まっている施設もあると推察された。

<p><u>指定管理者の人的課題の主な要因</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間の制約により、長期的な視点に立った雇用や育成が難しい。 ・一部の指定管理者では、継続して指定管理者に指定されることで企業イメージの向上を第一義として、人的投資に積極的でない場合があり、指定を受けた当初からの人材が、そのまま継続して業務を行っていることが多い。 ・業務に精通した職員はいるものの、高齢化が進んでいる。若い人材が不足しており、次世代への業務引き継ぎが十分出来ないことが多い。
--

指定管理者制度の最大の目的は民間活力の利用であるが、そのためには、県が指定管理者に「活力を發揮できるだけの十分な体制が整っているか」「その意欲があるか」等をモニタリングしていく必要がある。

施設 7	大分スポーツ公園	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市横尾 1351 番地ほか
施設概要	資料編 P 44～51
施設略称	スポーツ公園
指摘略号	E

【監査結果】

指摘 E-1	公園利用者数の増加方法の検討について
改善事項	<p>スポーツ公園の利用者数を大きく増やす目標とするならば、優先順位として最大の収容施設である総合競技場（昭和電工ドーム大分）の利用者数を増やすことが最も効率的な方法である。しかし、昭和電工ドーム大分には、Jリーグのサッカー試合を開催するために、事実上の利用制限がかかっており、指定管理者によりイベントを主催できる機会が限られている。したがって、昭和電工ドーム大分の利用者数（入場者数）の増加においては、指定管理者と県がともに増加方法を検討していくことが効果的であると考えます。</p>

指摘 E-2	指定管理者に対する目標指標のあり方について
勸奨事項	<p>大分県の目標値としては、投下資本の回収、県民全体利用の観点からもJリーグの観客数を含めた全体の利用人数を把握する必要性がある。ただ、大分トリニータの主催ゲームに係る入場者数については、現在の指定管理者の立場からは、改善の手段がかなり制約されている。</p> <p>指定管理者が仮に大分フットボールクラブであれば、入場者数の増加への取り組みは発揮されやすいが、それ以外の業者が指定管理者である場合には、大分トリニータの試合を除いた利用者数を算出し、その数値をもって評価した方が、指定管理者としての成果を的確に判断できると思われる。</p>

《補足》

スポーツ公園・高尾山自然公園の利用者数の目標値の設定方法は、以下の通りである。

年度	目標値	目標値の設定方法、考え方
平成 26 年度 ～30 年度	1,220,000 人	平成 21 年度から 24 年度の過去 4 年間の全体の利用者数の平均に、大規模イベント平均 1 件を加えて算出。 (平成 20 年度は国体開催のため、除外)
令和元年度	1,308,000 人	令和 2 年度～5 年度の数値に加えラグビーワールドカップ集客数による影響を加味し算出
令和 2 年度 ～5 年度	1,200,000 人	平成 26 年度から 29 年度の過去 4 年間の全体の利用者数の平均に、大規模イベント平均 1 件を加えて算出。 (平成 25 年度は、高校総体開催と大分トリニータが J 1 で集客数が多かったため、特殊要因として除外)

一方、平成 27 年度から 30 年度までの実際の利用者数、J リーグでの利用者数、J リーグ利用を除く利用者数は、以下のとおりである。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
利用者数 (人)	1,153,427	1,144,627	1,088,487	1,199,995
前年度比	—	99.2%	95.1%	110.2%
J リーグでの利用者数 (人)	192,591	139,066	183,262	218,538
J リーグ除く利用者数 (人)	960,836	1,005,561	905,225	981,457
前年度比	—	104.7%	90.0%	108.4%

例えば、利用者数の推移をみると、平成 28 年度について、スポーツ公園の利用者数は減少している一方、大分トリニータを除く利用者数では増加している。大分トリニータの近年の平均入場者数は、以下のとおりである。

	カテゴリー	平均入場者数 (人)
平成 28 年	J 3	7,771
平成 29 年	J 2	8,063
平成 30 年	J 2	8,907
令和元年	J 1	15,347

このように、Jリーグのカテゴリーチェンジや試合数の増減等に伴う1試合あたりの入場者数の増減といった外的要因が目標数値に大きく影響を及ぼすことになり得る。施設管理者の努力といった観点で目標を掲げるとするならば、大分トリニータの試合を除いた数値で判断することが的確との見方ができる。

過去4年度の実利用者数に基づき、令和元年度から5年度まではラグビーワールドカップ2019（令和元年度）の影響を除き、年間120万人が目標数値として掲げられている。ところが、この数値は、大分トリニータがJ1昇格を決める前に算定されてしまったため、J2からJ1へのカテゴリーチェンジの影響が目標指標に反映されておらず、適切な指標とは判断できない。

これまでも、指定管理者にとって、スポーツ公園の利用者数の目標指標は、認識しているものの、積み上げられたものではなく県から提示された数値という認識でいたとも考えられる。

平成26年度から30年度までスポーツ公園利用者数の目標指標には年間122万人が掲げられていた。これについて、平成26年度の事業計画書や平成30年度の業務計画書には、スポーツ公園利用者数122万人という目標を達成するための事業は記されているものの、施設ごとの年間利用者数の見込みが明記されておらず、現地視察での資料の閲覧や指定管理者への質問をしても、施設ごとの利用者数の計画は算定されていなかった。

目標の精度を上げるとともに、少なくとも大分トリニータの試合以外については、指定管理者が施設ごとに利用者数の計画値を設け、より積極的に利用者数の増加を図ることにつなげることが望ましいといえる。そして、昭和電工ドーム大分の利用については、前述のとおり、県及び大分フットボールクラブがその主翼を担うことを明らかにしたうえで事業を進めていく必要がある。

指摘	E-3	公募の応募者数について
勸奨事項	<p>当指定管理業務は、公募であるものの、申請は1者に留まっている。複数業者の公募参入によって競争原理が働き、コスト削減効果をさらに高めることができる。</p> <p>公募に対する申請者数が1者に留まった要因を施設所管課は十分に分析し、指定管理のあり方や公募条件に見直しの余地がないか検討することが望ましい。</p>	

《補足》

平成26年4月～31年3月までの指定管理候補者の選定に、指定申請書を提出したのは、わずか1者であった。

指摘	E-4	利用実態からの利用日等の見直しについて
改善事項	<p>施設の利用日及び利用時間については、大分県都市公園条例施行規則において定められているが、その利用日及び利用時間について、利用実態から見直しが検討されているような資料を確認することはできなかった。</p> <p>指定管理者及び施設所管課は利用実態を踏まえ、利用日及び利用時間が、施設の安全面や効率性の面から望ましい状況となっているか協議、検討する必要がある。なお、協議の結果については、文書に残すことが望ましい。</p>	

指摘	E-5	協定書の締結日とその他文書の提出日との整合性について
不備事項	<p>協定書が締結される前に、業務計画書が提出される形となっていた。協定を締結してから計画書を提出するように協定締結を早めるか、業務計画書の提出日を遅らせる必要がある。</p>	

《補足》

平成26年3月20日に締結されたスポーツ公園及び高尾山自然公園の管理に関する基本協定書を閲覧したところ、平成26年度の業務計画書について、平成26年3月15日までに提出するものとする定められている事項があった。

指摘	E-6	収支計画書（予算額）のあり方について
不備事項	<p>受託管理業務において、平成29年度の人件費の決算額が75,089千円となっているが、平成30年度の業務計画書の人件費予算額が57,000千円となっていたことについて、その要因を施設所管課が把握、検討せず計画書を受理している。監査人から当該要因について、現地視察時に指定管理者側に質問したが回答が得られず、予算額の根拠が提示されなかった。</p> <p>収支計画書の提出が目的化した、形式的な作業となっている可能性がある。収支計画書の作成意義を明らかにしたうえで、実現可能性のある数値を計画書に掲げ、事業を実施していくべきである。</p>	

指摘 E-7	収支計画書（予算額）と収支報告書（決算額）との差額について
改善事項	<p>収支計画書（受託管理業務）の予算額と、事業報告書の収支報告書の決算額について重要な乖離が生じているにもかかわらず、備考欄に記載がなかった。</p> <p>予算額（収支計画書）と決算額（事業報告書）との重要な差額については、施設所管課は指定管理者に説明を求め、評価・検討し、記録を残すことが必要である。</p>

指摘 E-8	収支報告書の様式について
改善事項	<p>収支報告書は、予算額の欄が記載されず決算額のみが記載される様式となっているが、今後は予算額を併記して、決算額との差額が一目でわかるように収支報告書の様式を見直す必要がある。</p>

《補足》

下記のとおり、人件費の予算額と決算額の乖離が毎年度生じている。

(単位：千円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額 (事業計画書)	55,000	57,000	59,000	60,000	61,000
予算額・・・A (収支計画書)	55,000	55,000	57,000	57,000	57,000
決算額・・・B (収支報告書)	64,321	69,161	71,503	75,089	79,914
B/A	116.9%	125.7%	125.4%	131.7%	140.2%

平成30年8月の指定管理者評価部会の質疑応答記録において、平成29年度分の記載に、評価委員から「人件費の昇給に係る質問」があり、これに指定管理者が「人員の増加と昇給がその要因」との回答があった。施設所管課も、先の質問に、「人件費は必要な経費であり、昇給や人件費単価の上昇を勘案すると、そこを削るという話にはならないので、県の委託料の範囲内で仕様書に定めた業務を適正に実施していれば、問題ないと考えている」とコメントしている。それならば、収支計画書の段階から見込まれる人件費単価の上昇を可能な限り予算額に織り込むべきである。

指摘	E-9	利用人数の報告誤りについて
不備事項	事業報告書の管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況の施設ごとの利用者数について、根拠資料と照合したところ、昭和電工サッカー・ラグビー場の利用者数（平成30年度）において誤りが見られた。施設所管課は、指定管理者からの事業報告書へのチェックを適切に行い、必要な指導を行っていく必要がある。	

指摘	E-10	特定の団体への使用料減免の取扱いについて
勸奨事項	県軟式野球連盟による野球場の一部使用について使用料が5/10減免されているが、他競技他団体との公平性の観点から、見直しを検討することが望ましい。	

《補足》

野球場は、廃止された春日浦球場の継承施設であり、春日浦球場の使用料規定に減額が定められていた経緯や、連盟に対する減免がすべての使用に対して適用されるのではなく、県スポーツの振興、発展への貢献度を踏まえ、一部の九州大会以上の本大会に向けた予選を減額対象とする等からは、一定の合理性を確認できる。

しかし、他の競技団体との公平性を鑑みると、永久に減免するのではなく、期間を設けた措置とすることが望まれる。

指摘	E-11	植栽等の伐採実績の把握について
勸奨事項	緑地管理について、仕様書に基づき作成された遷移阻害種伐採計画に対して実績としてどれくらい伐採が行われたか比較できる資料が作成されていなかった。次回の計画作成や委託料を算定する際の資料にもなると考えられるため、比較資料を作成されたい。	

《補足》

植栽等緑地の管理については、専門の業者に再委託するとともに、平成26年度から新たに仕様書に盛り込まれた遷移阻害種伐採計画に基づいて実施されている。スポーツ公園は管理区域が広大であり、近隣住民からの植栽の伐採依頼も多く、緊急に対応しているものもあるため、実際には当該計画を上回るペースで伐採が行われているということであった。

そして、伐採に関して実際にかかった費用は、県と協議して次回の委託料に反映されるということであったが、当初の遷移阻害種伐採計画と比較して、実際にどれぐらい伐採が行われたのか、計画は予定通り実施されたうえでの伐採費用の増加なのか、判断できる比較資料がなかった。

県としても、次回委託料に反映させる際には、比較資料をもとに、まずは計画の実施状況を判断することが望ましい。

施設 8	ハーモニーパーク	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	速見郡日出町大字藤原 5933 番地
施設概要	資料編 P 52～59
施設略称	ハーモニーパーク
指摘略号	F

【監査結果】

指摘	F-1	竹林エリア（実証展示林）の管理について
勸奨事項	<p>実証展示林については多数の来客を求めるのではなく、竹に関連した産業を育成する方向で活用すべきである。そのために実証展示林を管理する施設所管課をひとつにまとめるべきである。</p>	

《 補足 》

ハーモニーパーク（旧一村一品クラフト公園）は昭和 60 年度に都市公園の計画決定がされ、当時の一村一品運動の延長線上で竹という資材を使った一村一品クラフト公園という名称で公園として一帯区域の整備がされた。その後、散策路、休憩所も整備されて平成 7 年度に供用が開始された。

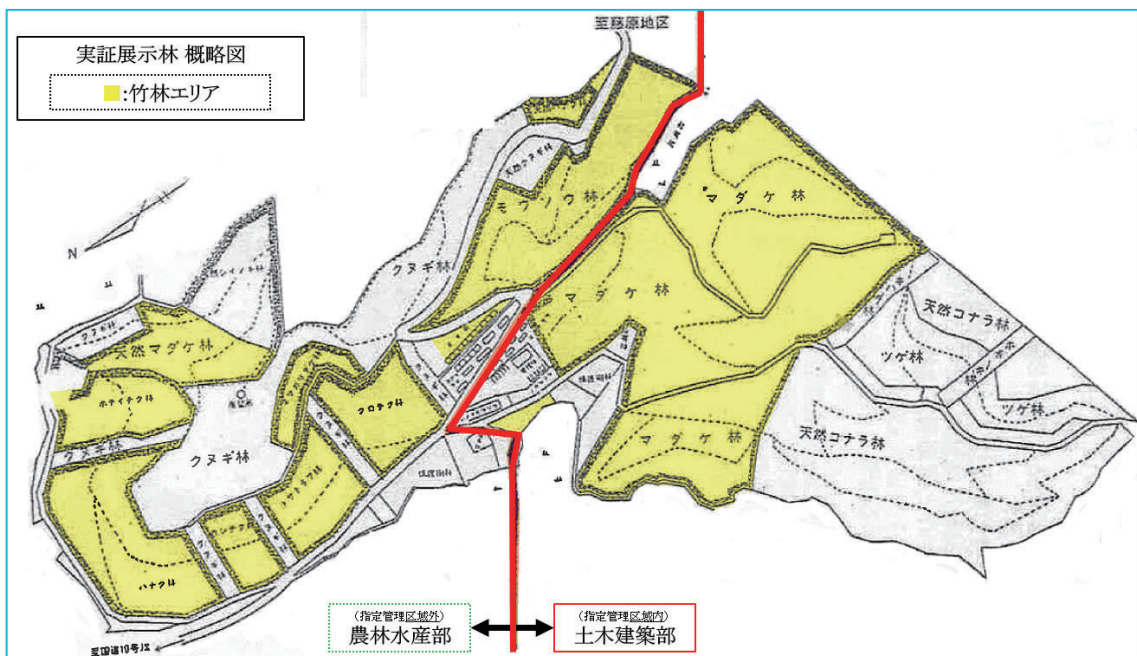
その後、平成 30 年度まで 24 年に渡って実証展示林エリアを県民に利用してもらうために指定管理者とともに様々なイベントを催し、散策路や休憩所を維持してきたが、観光客や地域住民が楽しめる雰囲気を作り出すことができない状況が続いている。

平成 30 年度第 2 回行財政改革推進委員会では「実証展示林エリアについては、多数の来客を求めるのは困難で、より現実的な管理のあり方を検討するべき。」という施設所管課に対する意見が出されている。

実証展示林エリアにおける竹林の活用者へのアプローチとして、新しい繊維素材（セルロースナノファイバー）の原料として竹を提供するという案であり、これは計画的に竹を伐採することで景観的に優れた竹林になるとともに、継続的に原料を提供することができることにつながるため、有効な案であると考えられる。その一方で、ハーモニーランドへのアプローチは、前述の取組により景観的に優れた竹林となった場所（竹林エリア）を活用できないかと提起しているところである。

このような提起を受けて、様々な改善案が話し合われているが、それにも関わらず、竹林エリアについて有効な活用策が見いだされない場合は、竹林エリアを管理する所管課をひとつにまとめ、竹に関連した産業を育成する方向で活用すべきである。セルロースナノファイバーの原料として竹を竹林資源の活用団体へ提供することは竹を使った産業を育成するという側面が大きく、集客という側面は考慮する必要はない。

現状、指定管理区域内の竹林エリアは公園・生活排水課、指定管理区域外の竹林エリアは林産振興室が所管しているが、産業を育成するという一つの目的を推進していくためには、2つに分かれている所管課を一つに集約して、より効率的な組織に再編することを検討すべきである。



指摘 F-2	指定管理者のノウハウが活用できない指定管理業務の見直しについて
改善事項	<p>指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること」である。</p> <p>実証展示林エリアは、テーマパーク「ハーモニーランド」が有しているノウハウを活用できるような立地ではないため、集客を目的とするのであれば、次回の指定管理者選定の際には、実証展示林エリアを除外すべきである。</p>

《 補足 》

指定管理制度が導入される平成17年度以前は、現指定管理者の前身の株式会社ハーモニーランドが県から委託されていた有料区域(6.16ha)と旧大分県公園協会から委託されていた無料区域(17.33ha)の管理を行っていた。

その後、指定管理者制度の導入と同時に、指定管理者が管理運営する対象区域を有料区域及び無料区域に加え、実証展示林エリアのうち土木建築部管理分(7.91ha)が取り込まれることとなった。

委託から指定管理への移行、及びそれ以降の県から指定管理者への指定管理料(平成17年度以前は、委託料)の推移は、以下のとおりである。

指定管理料(平成17年度以前は、委託料)の推移

年度	金額(千円)	摘要
平成17年度	73,115/年	県から委託
平成18～22年度	67,306/年	指定管理(5年契約) 実証展示林分の900千円増加
平成23、24年度	63,800/年	指定管理再契約
平成25年度	64,289/年	
平成26、27年度	66,138/年	
平成28～30年度	65,790/年	指定管理再契約 消費税8%含む クラフトイベント3回分 1,000千円県実施分を移行
令和元年度	66,393/年	税額変更

実証展示林エリアについては、指定管理者は区域の維持管理のみに対応しているが、指定管理上、利活用の促進イベントを実施し、活用案を提案するという活動にも参加している。

現在、実証展示林エリアの利用者は600人程度であるため、認知度を上げ来客を増やし有効な利活用を図る必要があるという認識のもと、公園・生活排水課、林産振興室、日出町、指定管理者等を交えて様々な検討が行われているが、具体的な有効策は見いだせず。県民利用施設の有効な利活用が永年できていない状況が続いている。

そもそも実証展示林エリアはハーモニーランドから少し離れたところにあり、また高低差もあるため、ハーモニーランドに来園した子どもやお年寄りが、わざわざ足を延ばすとは考えにくい。

また、竹クラフトの体験等のイベントを年に数回実施しているが、実証展示林エリア内の管理棟駐車場までの道は、国道からの入り口が分かりにくいというえに道幅も狭く、駐車台数も20台分しかないため、クラフトのイベントを実施しても、参加者は駐車可能な台数分で頭打ちとなってしまう。

このような地理的・物理的制約から多数の来客を求めることは困難であり、実証展示林エリアの活用方法は、集客を前提とした考え方を改めるべきである。竹林資源の活用団体が中心となってベンチャー企業と、竹を原料としたセルローズナノファイバーの研究が進展しているということで、実証展示林エリアは集客とは異なる竹林の活用が検討されており、それを軌道に乗せて地域の活性化を図ることが、より現実的な活用方法と考える。

竹林資源の有効活用を図るという観点から、指定管理者に維持・管理させている実証展示林エリアについても、大分県は竹林資源の活用団体へ竹林の切り出しや保管などのサポートをすることが想定されるが、その際、指定管理者の管理区域と大分県の管理区域が混在していることは効率的ではなく、指定管理者に任せるのではなく、大分県が一体として管理すべきと考える。

指摘	F-3	実証展示林を都市公園として管理することについて
勸奨事項	指定管理区域の実証展示林エリアは、都市公園ということを前提に利活用の検討が行われているが、都市公園として保持し続けるべきか否か検討すべきである。	

《 補足 》

都市公園計画区域（44.0ha）は有料区域（6.16ha）、無料区域（17.33ha）、実

証展示林（16.14ha）及び民地（4.37ha）から構成される。

都市公園計画の決定から34年経過している現在、当初計画されていた都市公園の機能が十分発揮されていることを検証することが県民にとって有益であると考え、大分県ホームページに記載されている都市公園としての機能が発揮されているかどうかを検討する。

大分県ホームページによれば、社会資本としての都市公園には、存在効果として都市形態規制効果、環境衛生効果、防災効果、心理的効果、経済的効果及び環境保全効果、そして利用効果に分類される。

「存在効果」

- （1）都市形態規制効果・・・無秩序な市街化の連担の防止など、都市の発展形態の規制・誘導



緑の適切な配置による良好な街並みの形成

- （2）環境衛生的効果・・・ヒートアイランドの緩和等都市の気温調節、騒音等の吸収、大気汚染防止など

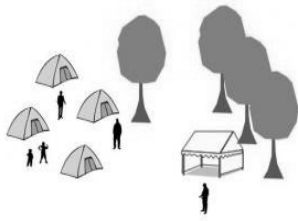


ヒートアイランドの緩和等
都市の気温調節

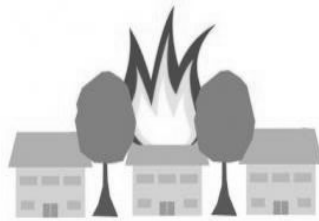


騒音等の吸収・大気汚染防止

- （3）防災効果・・・地震等災害時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節など



地震等災害時の避難地



延焼防止

(4) 心理的効果・・・緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観など



潤いのある都市景観

(5) 経済的効果・・・緑の存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果
地域の文化・歴史資産と一体となった観光資源等への付加価値 など



歴史資産と一体となった観光資源への付加価値

(6) 環境保全効果・・・自然環境や生物の生息環境を保全する効果など



生物の生息環境を保全する効果

「利用効果」

公園緑地を利用する都市住民にもたらす効果で、以下のような効果がある。

- (1) 休養・休息の場
- (2) 子供の健全な育成の場
- (3) 競技スポーツ・健康運動の場
- (4) 教養・文化活動等様々な余暇活動の場
- (5) 地域のコミュニティ活動、参加活動の場



休養・休息の場



子供の健全な育成の場

上記を踏まえて、ハーモニーパーク内の実証展示林エリアが都市公園としてどのような効果を有しているのかを検討する。

存在効果

都市形態規制効果

ハーモニーパーク周辺は農地が大部分を占め、都市として発展することが計画される地域ではないため、ハーモニーパークが、無秩序な市街化の連担の防止等の効果を有しているとは考えにくい。

環境衛生的効果

周辺地域は山林であり、ハーモニーパークを都市公園とすることでヒートアイランドの緩和等都市の気温調節、騒音等の吸収、大気汚染防止などの効果が図れるものではない。都市公園であろうがなかろうが、環境衛生的効果は図

られている。

防災効果

近隣は住宅密集地域ではないため、地震等災害時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節などの効果は極めて小さいと考える。

心理的効果

緑による心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観などは、緑が周辺にない大都会を想定していると考えることが合理的である。緑に囲まれたハーモニーパークをあえて都市公園とする意味を見出すことに無理がある。

経済的効果

ハーモニーパークを都市公園とすることで周辺地区への地価上昇等の経済的効果は極めて小さい。また、実証展示林に地域の文化・歴史資産と一体となった観光資源等への付加価値を生み出すことができるのかについて、疑問である。

環境保全効果

実証展示林を都市公園とすることで、公園としての整備をしなければならないという観点からは景観保全効果はあるものと思われる。

しかし、環境保全という観点からは、竹林整備事業で業者に下刈りを委託することで対応できるものとする。

利用価値

休憩・休息の場

テーマパークであるハーモニーランドの来園者が全く趣向の異なる実証展示林に足を延ばして休憩・休息の場として利用することは現実的でなく、また傾斜が多い地形のため高齢者や小さい子供がいる家族連れがわざわざ竹林・森林エリアに行くような場所ではなく、休養・休憩の場と捉えることは適さない。

ハーモニーランドとは反対側の入り口も幹線道路から入りにくく、駐車場が20台分しかなく広く県民の休憩・休息の場となっているとは言い難い。

子供の健全な育成の場

小学校、中学校で実証展示林エリアを利用した事例はない。子供の健全な育成の場として活用されておらず、子供の健全な育成の場としての効果は発揮されていない。

競技スポーツ・健康運動の場

例えばトレイルランニングコースとして整備するには狭く、規模的に中途半端であり、競技スポーツの場として活用することは困難である。また近隣住民がウォーキングコースとして活用するような立地ではない。

教養・文化活動等様々な余暇活動の場

余暇活動の場として活用するためにはアクセス道路の整備が必要であるが、アクセス道を整備する計画は具体化しておらず、余暇活動の場とすることは非現実的である。

地域のコミュニティ活動、参加活動の場

地域のコミュニティ活動、参加活動の場とするためにはアクセス道路の整備が必要であるが、アクセス道を整備する計画は具体化しておらず、地域のコミュニティ活動、参加活動の場とすることは非現実的である。

上記の点を踏まえて、施設所管課に実証展示林を都市公園から外す（廃止すること）について質問したところ、以下の理由により困難である、との回答を得た。

- ① 都市公園は都市公園法第 16 条一～三に該当する場合以外は、みだりに廃止することはできない。

（参考）都市公園法第 16 条

公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合
その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

- ② ハーモニーパークは都市公園決定されているため、都市公園の区域の変更（実証展示林区域を都市公園区域から外す）を行う場合には、別途、都市計画決定の変更の手続きが必要になる。

- ③ 県の区域内における県民一人当たりの都市公園面積は「13.4 m²」（平成 31 年 3 月 31 日時点）で、「おおいた土木未来プラン 2015」に示す令和 6 年度までの目標値「13.4 m²/人」を達成しているが、実証展示林区域を都市公園から外した場合は、上記目標値が未達成となる。

①について、他の地方公共団体から「都市公園の保存規程の弾力化」について国土交通省へ質問を行った際に、国土交通省は

「都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討して参りたい。」と回答しており、廃止することが不可能であるとの見解を示していない。

②について、都市計画の変更手続が不可能ではないのであれば積極的に検討すべきである。ハーモニーパークは都市公園のまま維持し、実証展示林は都市公園から外すことについて、都市公園変更の手続を行うことを検討すべきである。

③について、県民利用施設を有効に利活用するためになすべき施策と、県民一人当たりの都市公園面積を達成することを比較したときに、どちらを優先すべきかを考えれば、県民利用施設を有効に利活用する施策を優先して都市公園を廃止することを検討するべきであろう。「おおいた土木未来プラン2015」の目標値に拘って都市公園の面積を減らすことを恐れるのではなく、さらに都市公園を整備すべき地域を増加させる取組に注力すべきである。

昭和60年度に都市公園の計画決定がされて以降、ハーモニーランド及びフリーゾーンが、アトラクション施設として県民が利用することができる余暇活動の場を提供されているが、実証展示林エリアは年間利用者が600名程度であり、上記のように都市公園として存在することの意義が見いだせない状況である。

昭和60年度当時は、実証展示林エリアとハーモニーランドを一体とした都市公園としての整備を計画していたのであろうが、34年後の現在は当該計画を達成することができていないと言わざるを得ない。

目的を達成できないままの実証展示林エリアをそのまま都市公園として残しておくことは、本来の効果を達成できていないエリアへ、その維持費用について指定管理者を通じてであったとしても、効果の乏しい支出を続けることになり、財政面の観点からも疑問である。

あるべき機能を果たしていない県有財産については、その機能を一旦スクラップして新たな機能をビルドすべきであると考え、都市公園を廃止することを含めて、実証展示林エリアの管理のあり方を検討されたい。

施設 9	港湾環境整備施設（大分港西大分地区）	直営
-------------	---------------------------	-----------

所管部課室	土木建築部 港湾課、大分土木事務所 大分港振興室
施設所在地	大分市生石 5 丁目
施設概要	資料編 P 60～65
施設略称	大分港西大分地区
指摘略号	G

【監査結果】

指摘	G-1	附属地及び使用許可のあり方について
勸奨事項	<p>にぎわいづくりや公平性の観点から、使用許可のあり方（新規利用者の選定方法）について適切なものか検討すべきである。</p> <p>なお、附属地に立地する結婚式場やライブハウスは、複数者の提案競技を経た上で使用を許可しており、一定の合理性はあるが、今後も交流厚生用地上の附属地に空きが生じた場合、公平性を担保する観点から、提案競技等により新たな利用者を選定すべきである。</p>	

《補足》

附属地とは、「港湾関連用地や交流厚生用地等において、建物を設置させる等の長期の使用をさせることを目的とした用地」である。また、交流厚生用地とは、「港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進する施設、又は、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設、及びこれらに付随する施設のための用地」である。

＜附属地のあり方等に係る論点及び見解の整理＞

[論点①]

- ・大分港西大分地区の交流厚生施設（結婚式場等）は、港湾施設か

監査人の見解	施設所管課の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・建物（上物）が明らかに港湾施設とは無関係なものであれば、底地も港湾施設として利用されているとは判断しかねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・底地については港湾施設であるが、建物（結婚式場、ライブハウス）については、港湾施設ではない。 （大分港西大分地区は、港湾法に基づいて策定された港湾計画上の交流

	厚生用地であり、その用途に適した施設を設置している。）
--	-----------------------------

[論点②]

- ・当該附属地は行政財産か普通財産か（結婚式場の敷地は、公共用財産か）
- ・行政財産である場合、特定の個人、又は企業の活動を長期に渡り支援することにならないか
- ・目的使用か目的使用外か

監査人の見解	施設所管課の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・附属地は、倉庫など港湾関係者の目的で利用されていると考えにくい。 ・荷捌地や倉庫など港湾事業とは関係ない商業目的の事業者にも長期間使用を許可する点は、公平性の観点において疑問がある。 ・利用実態を見ると行政財産より普通財産になじむように見て取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・附属地は全て「行政財産」である。 ※附属地は、大分県が独自に定めた用地である。また、附属地は「建物を設置させる等の長期の使用をさせることを目的とした用地」である。 ・大分港西大分地区は、港湾法に基づいて策定された港湾計画上の交流厚生用地であり、結婚式場等は目的に合致している。

上記の見解の相違がある一方、他の事業者の参入により、現在使用中の事業者が使用できなくなった場合、自ら負担した建物の建築コストの回収の機会を阻害することにもなりかねないことも考慮すべきである。

指摘	G-2	港湾環境整備施設の評価について
改善事項	<p>港湾環境整備施設の設置目的は、水際線の多くが工業用地等で占められる大分港で、港湾ならではの景観、水際線の景観を活かした憩いの空間を提供するためとされている。</p> <p>港湾環境整備施設（緑地、広場、公衆便所、駐車場）の利用状況を評価する場合、駐車場の利用台数は、交流厚生用地上の施設の稼働状況とも密接に関係しており、「大分港西大分地区のにぎわいづくり」の状況を測る目安にもなるため、利用台数の推移や駐車場利用者の利用目的等の調査を行うことが望ましい。</p>	

《補足》

施設所管課は、単年度の駐車場の利用台数は把握していたものの、監査時点では「利用台数の推移（3期比較等）や増減分析等を行った資料」は作成していなかった。また、利用台数の目標と実績等の比較も行っておらず、現在の利用状況の検討や施設の効率性を測定していなかった。

西大分緑地（かんたん公園）を「港湾環境整備施設」としている理由は、以下のとおりである。

閉ざされた水際線を市民に開放し、市民に親しまれるウォーターフロントや港湾景観を形成することが社会的な要請となっている中で、特に大分港では水際線のほとんどが工業用地や物流施設で占められており、開放されたスペースがほとんどない状況であり、港に対して憩いやアメニティ、レクリエーション活動空間としての利用が強く望まれている。

このような要請に応えるため、可能な限り水際線を開放し、港湾ならではの景観、水際線の景観を活かした憩いの空間を提供していくとしている。

また、港湾法の関連条文は、下記のとおりである。

港湾法第2条第5項

「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

……………（中略）……………

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

指摘	G-3	委託業者の選定について
勸奨事項	<p>大分港西大分地区駐車場管理運營業務委託が随意契約とされている理由は、「委託業務内容のうち平成23年4月の一般競争入札によって駐車場機器が設置されているため、競争入札の実施によって業者が変わった場合、駐車場機械の入替工事（旧機械の撤去及び新機械の設置）が必要となり、工事期間において使用制限や安全管理に問題が生じる他、経費やリース料が割高となるため、競争入札に付することが不利と認められる」といった点である。</p> <p>当初の一般競争入札時に、複数年随意契約となり得ることが予見可能である契約については、イニシャルコストのみならずランニングコストも含めて勘案して業者が決定される関係規則等の見直しが必要である。</p>	

《補足》

施設所管課の回答では、当該業務は「徴収業務を伴う委託」であり、大分県契約事務規則に定める複数年の長期契約を締結できる業務に該当しないため、契約当初においてランニングコストの見積書を確認しても、ランニングコストの評価を理由に、契約を結ぶ拘束力がないとの回答であった。

指摘	G-4	保全整備の中長期的な観点について
勸奨事項	<p>大分港西大分地区の修繕計画は、修繕の発生要因が突発的なものが多いため、具体的に策定されていない。しかし県民利用施設は、建設取得のみならず維持管理コストも毎年度経常的に発生することから、可能な限り効率的かつ効果的な管理運営が求められている。</p> <p>今後は、委託先からの管理報告や要望・苦情内容等を踏まえて、中長期的な投資・修繕コストを推計したり、腐食や故障、部品交換等の頻度などを鑑みて、材料の変更を検討することが望まれる。</p>	

《補足》

港湾施設について、機能保持のための管理業務の予算は港湾施設管理費（平成30年度当初予算額 214,707 千円）が設けられているものの、この管理費は大分港西大分地区以外の地区も含んだ金額となっており、また、具体的な維持コストが施設ごとに積算されているものが確認できなかった。

その後、施設所管課から平成28年度～30年度の3年間の維持修繕費の平均は8万2千円、監視等委託費は年間254万円、駐車場管理委託費は839万8千円の計1,102万円となっており、収入は駐車場使用料が平成28年度～30年度の3年間平均で1,210万円であり、ほぼ収支均衡しているとの報告を受けた。

施設 10	大分県立図書館	直営
--------------	----------------	-----------

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	大分市王子西町 14 番 1 号
施設概要	資料編 P 66～73
施設略称	県立図書館
指摘略号	H

【監査結果】

指摘	H-1	視聴覚ホールの有効利用について
勸奨事項	<p>視聴覚ホールは現在映画鑑賞会や講演会等で活用されているものの、年間を通した稼働率は高いとはいえないため、提供できる視聴覚資料の増加に努めるとともに、関係機関等と連携して講演会等を開催すること等、有効活用に向けた方策を検討されたい。</p>	

《補足》

視聴覚ホール（226 席）は映画鑑賞会や講演会等で利用され、平成 30 年度の利用状況は、下記のとおりである。

視聴覚ホールの利用状況（平成 30 年度）

	延べ利用者数(人)	延べ利用団体数	ひと月当たりの稼働日数(日)
4 月	310	6	5
5 月	217	6	6
6 月	523	6	6
7 月	521	5	5
8 月	811	23	12
9 月	344	6	6
10 月	553	8	7
11 月	1,199	13	12
12 月	292	5	5
1 月	463	7	5
2 月	929	11	10
3 月	274	4	3
平均	536.3	8.3	6.8

上記のように、延べ利用者数は客席数の関係で確保されているものの、利用団体数は月平均8団体程度、月平均の稼働日数は7日程度である。施設所管課としても利活用に努めていることは承知しているが、予算の関係や利用目的が制限されているため、現状の取組には限界がある。

一方、県立図書館では所蔵する地域の映像資料（16ミリフィルム）のデジタル化を進めており、今後は、視聴覚ホールで提供できる映像資料も増え、稼働率が上昇することが期待される。

現地写真（視聴覚ホール）



指摘	H-2	貸出冊数の減少について
勸奨事項	<p>施設の有効活用といった観点では「利用者数」は重要指標であるが、資料（図書）の有効活用といった観点で「貸出冊数」も重要指標となる。</p> <p>貸出冊数の減少について全体の期間比較は行われているが、世代別や地域別、分野別の貸出状況を丁寧に分析・検討して、図書の利用促進等について改善すべき点がないか等、客観的に見直すべきである。</p>	

《補足》

県立図書館の入館者数の推移は下記の通りである。

入館者数の推移（平成7年度入館者数：593,960人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入館者数	488,589	482,120	506,061	483,572	496,416
7年度=100	82.3	81.2	85.2	81.4	83.6

施設所管課は、入館者数の減少理由は、下記3点が大きいと考えている。

- ①大分市が交通アクセスの良い大分駅周辺に図書館（ホルトホール）を開館したこと、県内その他市町村（豊後高田市及び日出町、竹田市、杵築市）が相次いで新しい図書館を開館したこと。
- ②協力貸出（県内公立図書館で、県立図書館の資料を借りるもの）の利用者数が増加したこと。
- ③県人口が減少したこと。
（県人口に対する入館者数割合は、平成7年度の開館当初から42%弱で推移）

次に貸出冊数の推移は、下記のとおりである。

貸出冊数（平成7年度貸出冊数：833,122冊）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
貸出冊数	774,126	725,821	638,961	600,790	586,601
7年度=100	92.9	87.1	76.7	72.1	70.4

入館者数からは、その内訳である入館者の地域や年代を特定できないが、本の貸出には利用者カードが必要となることから、貸出に係る地域や年代等の客観的なデータを収集できる。

貸出冊数を伸ばし、資料（図書）をより効率的に活用できるよう、まずは貸出冊数の減少について、具体的かつ詳細に検討する必要がある。検討の中で、貸出回数が「0あるいは1回」といった利用状況の低い本について継続的に種別、傾向を分析し、利用促進につなげていくことが必要である。

[参考] 都道府県立図書館比較 (平成30年度実績等より)

蔵書冊数			購入冊数			個人貸出資料冊数			団体貸出冊数		
冊			冊			冊			冊		
1	大阪	2,751,602	1	東京	38,265	1	岡山	1,410,737	1	福井	188,601
2	東京	2,633,901	2	岡山	33,604	2	香川	897,552	2	高知	94,217
3	埼玉	1,557,556	3	高知	30,287	3	大阪	802,745	3	大分	82,787
4	滋賀	1,450,681	4	大阪	29,620	4	福井	753,829	4	島根	67,703
5	岡山	1,444,667	5	鳥取	27,402	5	滋賀	735,249	5	岡山	62,686
6	千葉	1,412,251	6	和歌山	20,239	6	高知	716,398	6	宮崎	56,768
7	京都	1,368,858	7	長崎	18,993	7	宮城	643,740	7	鳥取	54,955
8	福井	1,319,889	8	鹿児島	18,940	8	徳島	588,386	8	青森	41,178
9	長崎	1,244,627	9	福岡	18,642	9	大分	586,601	9	福島	37,731
10	神奈川	1,198,996	10	滋賀	17,882	10	和歌山	546,529	10	茨城	37,670
11	大分	1,191,767	15	大分	16,245	11	新潟	537,050	11	群馬	32,717

来館者数			人口1,000人あたり 来館者			調査相談件数			年間開館日数		
人			人			件			日		
1	岡山	989,077	1	山梨	1,100.8	1	大阪	110,854	1	山梨	340
2	山梨	923,345	2	高知	1,030.5	2	岡山	85,821		佐賀	
3	大阪	890,121	3	福井	752.8	3	東京	72,066	3	岩手	339
4	高知	747,393	4	徳島	581.4	4	福岡	60,097	4	青森	330
5	鹿児島	621,968	5	岡山	515.0	5	山梨	49,598	5	東京	326
6	福井	595,248	6	鳥取	475.3	6	埼玉	37,676	6	鳥取	325
7	奈良	573,351	7	香川	462.2	7	愛知	36,206	7	秋田	321
8	岐阜	550,198	8	宮崎	427.5	8	福井	35,812	8	大分	316
9	東京	548,184	9	大分	424.6	9	鹿児島	30,249	10	静岡	304
10	愛知	529,750	10	奈良	418.0	10	高知	30,121			
11	大分	496,416	11	秋田	399.3	13	大分	23,799			

指摘	H-3	リクエストの入力について
勸奨事項	<p>所蔵して欲しい本について、来館してリクエスト受付票を提出することは、遠方の利用者には負担が大きいと思われる。</p> <p>所蔵の有無はホームページ蔵書検索で確認できることから、図書館に来館しなくても、ホームページ上でリクエストできるようにすることが効率的である。例えば、蔵書検索で所蔵がないことが表示された画面からリクエスト画面に進むよう設定されることが望ましい。</p>	

《補足》

県立図書館に所蔵がない場合、利用者が「リクエスト(購入希望資料)受付票」に書名、著者名および出版社等の必要事項を記入し、中央カウンターの職員へ提出すれば、購入の参考にされている。

なお、県立図書館に所蔵がない資料を、他の図書館から取り寄せることも可能(県内市町村立図書館からは無料、県外図書館からは有料)であり、取り寄せを希望する利用者は、調査相談カウンターへ相談することとなる。

指摘	H-4	1者契約の妥当性について
勸奨事項	<p>一般競争入札を行っている委託契約に、応札企業が1者となっている契約があった。例えば、公募の公告時期を前倒しして、競争機会を確保する等して、応札企業を増やす工夫を検討すべきである。</p>	

《補足》

上記契約には「大分県立図書館等設備等維持管理保安委託業務」(平成28年10月1日から令和元年9月30日までの3年間)120,528千円が含まれる。

公募業務の仕様書の水準を高め、規程を詳細にするほど、一般的には応札企業が少なくなることが予想され、必ずしも一般競争入札の応札が1者ということとは不適切とはいえない。一方で仕様書の要件を緩和しすぎると、応札企業は増えても業務水準が落ちるリスクがあることにも留意が必要である。

指摘 H-5	第三者委託（再委託）の業務の実施確認について
改善事項	委託業務に係る第三者委託（再委託）がどのように実施されたのかが、業務実施報告等で確認できなかった。

《補足》

「大分県立図書館等清掃等業務委託契約」では、樹木の施肥や貯水槽清掃等4社に対して、第三者委託が行われている。ただし、同委託契約の業務実施報告における資料等で委託先の事業者名は確認できたものの、再委託先の事業者名等は記載されていないことから、第三者委託が申請のとおり業務が実施されたのか確認できない状況となっていた。

この状態では、申請のない業者が業務を実施した場合であっても発見できないといったリスクがある。第三者委託の業務実施報告について、申請のあったとおりに業務を行ったかをチェックできるような業務実施報告のあり方が望まれる。

指摘 H-6	除籍における不用判断の検討対象資料の抜き出し基準の明確化について
勧奨事項	資料の除籍についての不用判断は、施設の利用効率性や業務効率性の観点、さらには利用頻度等を総合的に勘案して行っている。その際、検討する対象資料の抜き出しについて、担当者によって処理に差が生じないよう、何らかの目安を除籍基準等に織り込むことが望ましい。

《補足》

除籍図書は、最終的には施設所管課の職員によって「図書の価値、希少性」等を考慮して決定されているが、検討の俎上にあげるものについては、属人的な影響を排除し形式的に抽出されることが望ましい。

現状の「大分県立図書館資料除籍基準」「事務処理要領」に記載されている内容は、次のとおりである。

種類	内容
亡失	資料が亡失し、又は亡失した資料と認められる場合に行うもの
汚・破損	資料の汚・破損が著しく、修理不能と認められる場合に行うもの

不用	資料的価値を失い、保存する必要が認められない場合に行うもの ①複本のある資料で、保存価値が認められないもの ②市町村書庫の収蔵能力を超えた場合で、購入後一定期間が経過し、かつ、利用頻度が低いもの
管理換	資料を県立図書館以外の、県の他の所属に管理換えする場合に行うもの
数量更正	受入済み資料を合冊、または分冊して数量変更等をする場合に行うもの
その他	上記以外の理由で特に館長が除籍の必要を認めた場合に行うもの

施設 11	大分県立香々地青少年の家	直営
--------------	---------------------	-----------

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	豊後高田市香々地 5151 番地
施設概要	資料編 P 74～79
施設略称	香々地青少年の家
指摘略号	I

施設 12	大分県立九重青少年の家	直営
--------------	--------------------	-----------

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	玖珠郡九重町大字田野 204-47
施設概要	資料編 P 80～85
施設略称	九重青少年の家
指摘略号	I

【監査結果】

指摘	I-1	2 施設存続の将来検討について
勸奨事項	将来的な人口動向や県内の類似施設との役割分担等を再確認し、将来的にも、県として青少年の家を2施設保有し続ける必要性について、検討すべきである。	

《補足》

青少年の家は社会教育活動を主たる目的としているため、その主な利用者層は小学生から高校生までの学童生徒となる。日本の地域別将来推計人口（2018年推計、国立社会保障・人口問題研究所）によれば、この利用者層（5～19歳）の大分県人口は、2045年には10.4万人となり2015年の約3分の2になることが予想されている（下表参照）。

大分県の5～19歳までの予測人口

年	5～9歳	10～14歳	15～19歳	合計
2015年	49,758人	51,255人	53,992人	155,005人

2020年	46,365人	49,634人	49,574人	145,573人
2025年	43,579人	46,356人	48,030人	137,965人
2030年	39,508人	43,609人	45,048人	128,165人
2035年	37,222人	39,575人	42,461人	119,258人
2040年	35,216人	37,314人	38,594人	111,124人
2045年	33,157人	35,334人	36,468人	104,959人

出典：国立社会保障・人口問題研究所 2018 年推計

これに伴い、2施設における予測利用者数を下記のように予測した（施設概要「5. 利用状況（2）利用者数の予測」を参照）。

	香々地青少年の家	九重青少年の家
2018年度	39,778人（－）	57,292人（－）
2030年度	33,851人（14.9%減）	48,755人（14.9%減）
2045年度	27,725人（30.3%減）	39,932人（30.3%減）

（注）1.（ ）は2018年度と比較した減少率である。

2. 主な利用者層である5～19歳の人口変化率をもとに算出している。

このように今後少子化が更に進行していくことが予想されている中で、将来的にも県が青少年の家を2施設保有し続ける必要があるのかを検討すべきである。また検討の際には、県内の市町村が保有する社会教育施設（大分市立のはる少年自然の家、別府市立少年自然の家おじか等）との役割分担を再確認し、県の2施設の存廃もしくは民間への委譲等を視野に入れるべきと考える。

指摘	I-2	広報活動について
勸奨事項	県広報誌やホームページ、SNS等を利用した情報発信等、今まで実施してきた広報活動に加えて、イベント企画や集客ノウハウを有する企業や団体を何らかの形で参画させることができないかを検討すべきである。	

《補足》

大分県行財政改革推進委員会において、青少年の家については、「広報の改善・工夫が必要であること」「冬期等の閑散期をはじめとした利用拡大を図るべき」との提言が行われた。これを受けて、平成29年度では、青少年の家において、

以下のような取組を実施した。

広報活動に関する取組
<ul style="list-style-type: none">・教育だよりおおいた（県広報誌）やホームページ、SNSによる情報発信・主催事業の早期案内・ケーブルテレビによる主催事業案内・九州内の大学等に案内書郵送（県内は持参）

利用拡大に関する取組
<ul style="list-style-type: none">・以下の4つの機能を強化 <p>「学校支援」</p> <ul style="list-style-type: none">・学校の教育目的に応じたプログラム提案 <p>「調査研究」</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村や大学と連携して不登校児童への自然体験活動を提供 <p>「指導者養成」</p> <ul style="list-style-type: none">・教員や森林学習指導者向けの研修会の実施 <p>「体験活動提供」</p> <ul style="list-style-type: none">・シニア世代等を対象にした写真教室やノルディックウォーク、親子を対象として地域と連携した自然体験活動や天体観測会の実施

上記取組を実施した結果、平成30年4月から8月までの延べ利用者数は、平成29年度の同時期と比較して、2,169人増加している。したがって、取組は一定の効果が認められるため、今後も継続していく必要がある。

特に、広報活動については、さらなる展開の追加が望ましいが、青少年の家は直営施設であり、広報活動も県職員のみで実施されている。広報活動の改善・工夫や新たな魅力の発信には、「県職員とは違う視点」も必要と思われる。

その意味で、イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体に何らかの形で参画してもらい、助言等を受けることを検討することも一案である。

【各施設個別の監査結果】

1. 香々地青少年の家

指摘	I-3	使用禁止資産の復旧について
勸奨事項	使用禁止となっているバンガローやアスレチックジムについて、将来的にどのような取り扱いをするかも含めて検討する必要がある。そのために、「過年度の設備の利用頻度、復旧後の効果、復旧に係る費用」等を検証できる資料を作成すべきである。	

《補足》

バンガローの15棟のうち8棟は、バンガロー周囲の法面からの落石によって、「立入禁止」となっており、使用できない状況となっている。また、アスレチックジムの一部も劣化によって、利用者の安全を考慮して「使用禁止」としている。

予算の都合で修繕できていない状況であるが、将来的に児童や生徒数が減少する社会状況の中で「過去の利用頻度、復旧に係る費用、復旧後の効果」等を比較考量したうえで、修繕もしくはバンガローの閉鎖等を判断すべきである。

2. 九重青少年の家

指摘	I-4	青少年の家を利用できる者の制限について
勸奨事項	青少年の家を利用できる者は、青少年の家の設置趣旨に則った利用者に制限すべきである。	

《補足》

「大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」の第1条には「青少年の心身の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、…（中略）…、大分県立青少年の家を設置する。」と定めている。

また、同条例の第5条には、青少年の家を利用することができるものとして、以下の各号に該当するものとしている。

一	学校行事として利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）の児童及び生徒
二	青少年団体
三	社会教育関係団体

四 その他青少年の家を利用させることが適当と認められるもの

九重青少年の家の利用団体は、小学校、中学校、高等学校が多数を占めている。これは青少年の家の「学校教育への支援強化」という運営方針に合致している。

他方、施設の「閑散期における施設の有効利用」を図るため、民間企業に年に数回程度研修施設として利用させ、30万円弱の使用料収入を得ている。しかし、民間企業による利用は青少年の家の運営方針に合致していないし、民間企業が運営する他のホテル・旅館に対する「民業圧迫」となる恐れもある。

本来、第1条の設置趣旨に則り、第5条を厳格に適用して利用者を選別すべきであるが、現状は使用料収入を得るために第四項を拡大解釈し、民間企業の研修施設としての理由を認めているものと考えられる。

九重青少年の家は、9人という少ない職員で多岐に渡る業務を遂行しており、「学校教育への支援強化」のためには、本来行うべき業務とそうではない業務を峻別すべきである。民間企業への対応に充てていた時間を、本来行うべき業務に割り当てることで、利用者により良い学校教育のサービスを提供できるものと考えられる。

施設 13	大分県立埋蔵文化財センター	直営
--------------	----------------------	-----------

所管部課室	教育庁 文化課
施設所在地	大分市牧緑町 1-61
施設概要	資料編 P 86～91
施設略称	埋蔵文化財センター
指摘略号	J

【監査結果】

指摘	J-1	施設転用ノウハウの共有について
勸奨事項	<p>来館者数が移転前の10倍に増加したこと、旧ホール等を文化財の収蔵スペースに改装する等、転用の成功例として評価できる。今後の他施設における施設転用に生かすため、転用に関する資料やノウハウを保存及び共有すべきである。</p>	

《補足》

埋蔵文化財センターは、平成 29 年 4 月に大分市中判田から現在地（大分市牧緑町）の旧大分県立芸術会館を転用した施設に移転した。移転前後で来館者数を比較すると、移転前（平成 28 年度）の 1,854 人から移転後（平成 29 年度）の 20,121 人と 10 倍以上に増加した（下表）。また移転に際しては、必要な施設整備の他、旧大分県立芸術会館の建築特性を生かした改装も行った。例えば、旧音楽ホールの天井の高さを生かして、「整理収蔵棟収蔵庫」（次頁写真）へ改装することにより、推計 20 年分の埋蔵文化財に相当する収蔵容量を確保した。

これら改装や来館者数の増加は、施設転用の成功例として評価でき、今後、施設の整理統合によって、ハコモノの転用が増加すると想定されるため、「埋蔵文化財センターの転用に関する資料やノウハウ」が散逸しないよう保存し、他施設において施設転用を検討する際の参考例として活用することが望ましい。

埋蔵文化財センター年度別来館者数

年度	来館者数（実績）	来館者数（目標）
平成 27 年度	1,236 人	設定なし
平成 28 年度	1,854 人	設定なし
平成 29 年度	20,121 人	15,000 人
平成 30 年度	17,377 人	16,000 人

現地写真（整理収納棟収蔵庫＝旧大分県立芸術会館 音楽ホール）



指摘	J-2	目標指標の追加設定について
勸奨事項	来館者数のみの目標値だけでなく、小中学校等の教育機関に対する取組の成果が見える評価指標も定めることが望ましい。	

《補足》

来館者数は平成 30 年度 17,377 人であり、令和元年度は昨年度を超える来館者数が期待される。

移転前後で発生した経費比較は、下表のとおりである。なお、比較年度は 1 年間を通じて経費が発生した平成 27 年度と 30 年度とした。

平成 27 年度の経費は 4,345 千円、平成 30 年度の経費は 21,568 千円となり、17,223 千円増加している。増加の主な要因は電気代 8,165 千円の増加、警備代 4,679 千円の増加である。

埋蔵文化財センターにおける移転前後の経費比較

	平成 27 年度 (移転前)	平成 30 年度 (移転後)
【その他需用費】		
電気代	1,539 千円	9,704 千円
水道代	140 千円	329 千円
ガス代	30 千円	—
【庁舎管理関係委託業務】		
警備	343 千円	5,022 千円
清掃	1,607 千円	4,742 千円
電気工作物	91 千円	509 千円
消防点検	130 千円	918 千円
敷地内剪定	282 千円	344 千円
浄化槽	183 千円	—
合計	4,345 千円	21,568 千円

このように経費が増加した一方、センターはチラシ・ポスターの配布やメディアにより広報活動、また、小中学校長会への参加や研修会等への職員派遣といった周知活動を実施しているものの、依然として県民への周知が足りている状況とは言えず、今後の課題である。

埋蔵文化財センターとしては、小中学校の子ども達が埋蔵文化財を見て学ぶ教育施設として利用してもらいたいという思いがあり、今年度から埋蔵文化財センターの会議室を教員の研修会場や教科ごとの研究部会等での利用促進を図り、教員内における埋蔵文化財センターの認知度を高めて、子どもたちの利用に結びつけようとしている。

しかし、上記取組の成果を事後的に評価し、今後の改善に繋げられる評価指標を設定していないため、目的の達成度等が不明瞭となっている。そのため、今後は来館者のみを目標値とするだけでなく、小中学校に対する取組の成果が見えるような評価指標を具体的に定める必要がある。

例えば、「小中学校やその他教育団体の施設利用件数」や「小中学校に対して行った授業の回数」等为目标値に設定し、評価指標とすることが考えられる。

指摘	J-3	遺物の管理について
勸奨事項	遺物の管理方法に係る問題事項について、改善することが望ましい。	

《補足》

遺物の管理方法について、下記の改善すべき問題事項が見受けられた。

問題事項
①遺跡別、ランク別で収納箱に収納しているが、同じ遺跡・ランクの箱でも、離れた場所に保管されている場合がある。データベース上では、遺跡・ランクしか特定できないため、複数箇所の箱を探す必要があり、遺物を探すことに時間がかかる。
②報告書、データベース、収納箱内の遺物で、確認できる情報が異なるため、遺物の特定に手間がかかる。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告書（遺跡名、遺構名、報告書の掲載番号） ・データベース（遺跡名） ・収納箱内の遺物（遺跡名、遺構名）
③データベース上では遺物の収納場所しか表示しておらず、企画展等で遺物が展示中かどうか分からない。また、外部に貸し出している際も、借用書（紙）でしか管理していないため、データベース上では分からない。

上記の問題事項について、下記の改善案を施設所管課から提示された。

施設所管課による改善案
①遺跡別、ランク別にボックスの収納場所を固定する。
②データベース及び収納箱の記載事項を報告書と統一させることで、報告書、データベース、遺物の関連性を高める。
③報告書作成と平行して関係遺物の収納を行うことで、報告書に掲載する遺物を特定の収納箱に集中させる。

〈監査人の改善案に対する評価〉

新しく発掘される遺物は上記改善案で問題点は解消できると考えられるが、過去に発生した遺物は、改善に費用や時間を要するため、経済性や効率性を踏まえた改善計画を立案することが望ましい。

第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

1 包括外部監査の結果の総括

「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」は、監査の結果に基づいて記載するため、ここで監査結果の要約を行う。「第1 外部監査の概要 7 外部監査の方法」に記載している監査の着眼点に沿って、監査結果における個別の指摘事項をまとめると、下表のとおりであった。

また、これらに対する監査人の所感をそれぞれ記載する。

ア 施設目標・計画を適切に設定し、効率的に達成しているか

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	—	—
改善	・目標数値の見直し ・利用状況の正確な把握	C-6, G-2
勸奨	・目標数値の対象見直し	E-2, F-3, H-2, J-2

【監査人の所感】

現状把握を行い計画値と実態との乖離を分析して、その対応策を講じるべきであるが、それが不十分であった。内部環境と外部環境を正確に把握して、適切な対応を取ることができるようにしておくことが肝要である。

イ 施設の課題を把握し、適切に対応しているか

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	—	—
改善	・不採算施設への対応	B-3, C-7, E-1
勸奨	・施設の競争力向上 ・将来の人口動向を見据えた施設保有	B-1, B-2, C-5, F-1, G-1, H-1, H-3, I-1, I-2, I-4

【監査人の所感】

施設利用者の視点に立った施設活性化が不十分である。施設のハード面だけではなく、ソフト面でも競争優位を保てるようなサービスを立案して欲しい。

ウ 施設の長寿命化対策を適切に計画し、適切に対応しているか

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	・消防用設備の不備	B-13
改善	・遊具の計画的な保全措置	C-3
勸奨	・国庫補助金による整備施設の扱い ・老朽化対策を含む施設のあり方 ・中長期的な投資・修繕コストの推計 ・施設転用ノウハウの保存及び共有	C-1, C-2, D-1, G-4, I-3, J-1

【監査人の所感】

長寿命化対策は施設の将来ビジョンに基づき実施されるべきであるが、将来ビジョンとは関係なく単に施設の機能面のみで長寿命化対策がなされているケースがある。施設の目指す方向性を意識した長寿命化対策を立案して欲しい。

エ 指定管理者の能力や適性が活かされているか

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	—	—
改善	・経営効率性の改善 ・利用日等の見直し ・ノウハウを活用できない指定管理業務	A-1, E-4, F-2
勸奨	・集客ノウハウを有する企業等の参画 ・指定管理者公募の応募者数	B-4, C-4, D-2, E-3, E-10

【監査人の所感】

施設所管課は指定管理者が抱えている問題点について、十分に拾い上げていない。施設所管課が積極的に指定管理者の問題を抽出して、指定管理者と共に解決策を見出すべきである。

オ 指定管理者に対する施設所管課のモニタリングや対応は適切か

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	・業務計画書、事業報告書の確認方法	A-2, A-3, B-5, B-7, E-5, E-6, E-9
改善	・収支報告書の様式	B-6, B-8, B-9, E-7, E-8
勸奨	—	—

【監査人の所感】

指定管理者に対する施設所管課のモニタリングが形式的に行われているケースがある。指定管理者から提出された書類については、批判的にチェックすることで問題点を発見できることもあるため、そのような意識を持って欲しい。

カ 指定管理者評価部会の意見等について適切に対応しているか

区分	主な指摘内容（再掲）	指摘番号
不備	—	—
改善	・目標数値の見直し ・遊具の計画的な保全措置	C-3, C-6, E-1
勸奨	・施設の競争力向上 ・老朽化対策を含む施設のあり方	B-1, B-2, C-1, D-1

【監査人の所感】

過去の指定管理者評価部会の意見等については、概ね対応できていた。
指定管理者評価部会による毎年度の評価は、指定管理者及び施設所管課の業務に緊張感を高める効果があり、指定管理者制度の維持及び向上に貢献している。
なお、上記の指摘及び後述の「利用者アンケートの充実」については、評価部会及び当監査において共通する指摘であり、今後の改善を期待したい。

キ 指定管理者制度・直営の比較、検証

管理方式の比較・検証については、後述の「指定管理者制度・直営等の比較、検証」において記載する。

ク その他

○財務事務

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	・第三者委託の確認漏れ	A-5, B-10, B-11
改善	・売上金の入金及び確認方法の見直し	B-12, C-8, C-9, H-5
勸奨	・光熱水費の見直し ・委託業者の選定	A-4, A-8, E-11, G-3, H-4

○収蔵物・備品

区分	主な指摘内容	指摘番号
不備	・備品台帳の更新不備	B-14
改善	・年度末における備品購入の正当性 ・使用が見込まれない備品の処分	A-7, B-15
勸奨	・遺物管理の方法改善	A-6, H-6, J-3

【監査人の所感】

これらの指摘については、概ね内部統制の不備に起因するものである。特に運用面での不備であるため、不備を発見することを目的とした内部統制を構築することが有効な対応策である。

2 施設の利活用

(1) 将来ビジョンの必要性

意見 1	将来ビジョンの必要性について
施設所管課が中心となって施設の固有の課題を把握したうえで、課題を解決するための最善な方法を検討し、将来ビジョンを明確に策定する必要がある。また、将来ビジョンの実効性を担保するため、指定管理施設の募集要項・基本協定に反映することが望ましい。	

《補足》

大分県の公の施設の多くは、高度経済成長期からバブル期にかけて作られており、それらの施設が今後一斉に老朽化するという問題に直面し、多額の改修・更新費用が発生することが予想される。また、人口減少・少子高齢化が進み、公の施設においては、建設時とは環境が大きく変化し、施設に対するニーズや利用者の年齢層等が、想定していたものとはズレが生じてきている。

これらを踏まえて、公の施設を今後どのようにマネジメントしていくかの指針が必要であることから、まずは現状を把握するため「施設の将来ビジョンを、どのように策定しているか」を調査した。具体的には、施設所管課に将来ビジョンに係る質問票を送付し、その回答を得て、分析を行った。

その結果、将来ビジョンを明確に策定しているのは対象 13 施設のうち、2 施設のみ（農業文化公園、交流研修館）であった。なお、指定管理施設（8 施設）における募集要項・基本協定に「施設の目的・ビジョン」は明示されているが、内容は定型的な様式に留まっており、またこれまでに内容変更があった施設は、8 施設中 2 施設のみ（農業文化公園、交流研修館）であった。

施設の目的・ビジョンは、変化する県民ニーズに沿って、時代に合わせた施設運営を行ううえで、適宜変更されるべきであるが、ほとんどの施設で長年同じ内容のままであった。

このことから、大分県の公の施設の多くは、将来のビジョンを描かないまま、その時々利用者数、稼働率などの目標を達成することに目を奪われていると考えられる。なお、指定管理者は、指定期間や協定の範囲で運営することに専念するものであり、将来ビジョンは「施設所管課」によって示されるべきである。

将来ビジョンを示す場合には、既存の指定管理者制度や県有建築物保全計画、各種報告・書類等との関係性を考慮し、類似する内容や指標を新たに作成することが無いように配慮し、資料作成が過大とならないように注意すべきである。

また、将来ビジョンの内容は、指定管理施設であれば、募集要項・基本協定に矛盾なく反映し、施設運営における将来ビジョンの実効性を担保すべきである。

意見 2	将来ビジョンの内容について
<p>将来ビジョンにおいては、施設所管課が中心となって、「根拠に基づいた検討結果」及び「長期間に渡る施設のあり方」等を示すことが望ましい。</p>	

《補足》

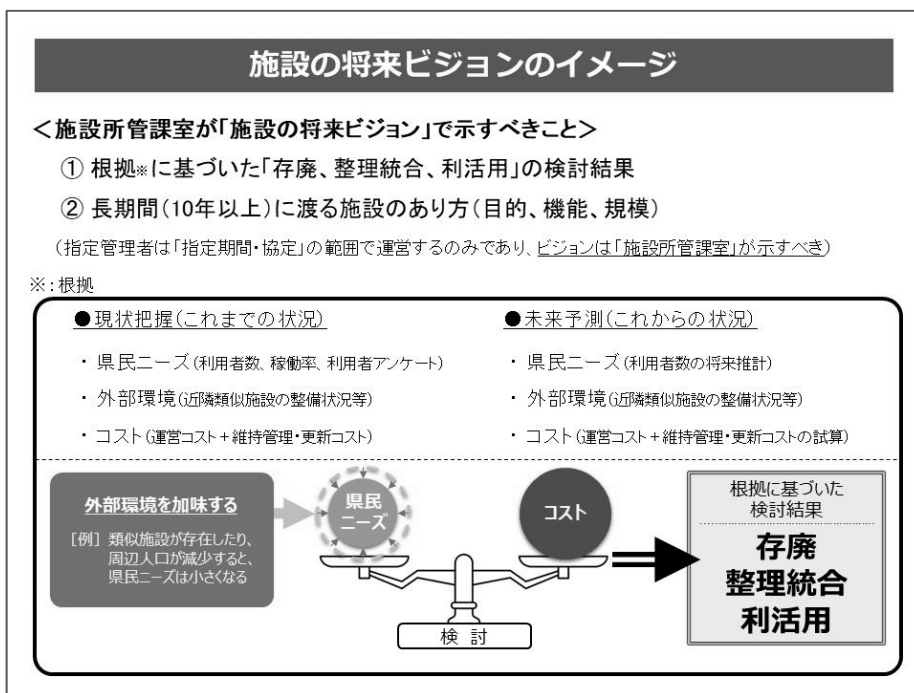
将来ビジョンを示すため、施設所管課は下記 2 点を明示すべきである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状把握と未来予測に基づいた「存廃・整理統合・利活用」の検討結果 2. 長期間（10 年以上）に渡る施設のあり方（目的、機能、規模） |
|--|

現状把握のため、利用者数、稼働率、利用者アンケート等を評価して、現状の県民ニーズを分析し、近隣類似施設の整備状況等（影響度）を分析し、さらに施設の運営コスト、維持管理・更新コストを算定することが必要である。

一方、将来に向けての施設運営の判断材料として、人口動態（将来推計人口）を参考にした「予測利用者数」（将来の県民ニーズ）、新設予定等の情報収集を行った「近隣類似施設の整備状況」、「施設の運営コストと維持管理・更新コスト」を把握するべきである。

つまり、県民ニーズと施設を取り巻く外部環境を、コストと比較することで、根拠に基づいた結論を導き出し、施設を存続させ利活用するか、整理統合するか、あるいは廃止するか意思決定を行うことが重要である。



意見3	根拠に基づいた検討について
<p>施設ビジョンにおける「根拠に基づいた検討」（評価項目、判断基準等）については、「施設共通の基準」と「施設個別の基準」の2つの基準で構成することが望ましい。この基準をもとに、施設の存廃・整理統合・利活用について、合理的な検討結果を導き出すべきである。</p>	

《補足》

将来ビジョンを作成するに際して、その施設を利活用するか、整理統合するか、あるいは廃止するかの検討においては、全施設共通で「県民ニーズ」「外部環境」「コスト」といった根拠に基づく数値から意思決定すべきであるが、一方で施設固有の状況にも配慮する必要がある。

この点について、大学や各種機関等において数多くの研究がなされているが、一般財団法人地方自治研究機構が平成30年3月に発表した「公共施設マネジメントにおける実施基準等の設定に関する調査研究」（以下、「調査研究」という。）では、同機構と富山県高岡市が協働して、同市の公共施設や住民をフィールドに調査及び検証した結果、そこから考察された各種基準の設定等が示されており、参考となる内容であったため、下記ではそれを参考にしている。

この調査研究では、様々な施設に共通した「共通基準」と、個々の施設に特有の「個別基準」を設けて、それぞれについて検討して、公共施設の集約化、譲渡、廃止等の再編方針の基準を示している。

「共通基準」は、施設の種類に関係なく、統一的に共通して評価し、廃止や存続等の振り分けを、客観的に行うための基準である。「個別基準」は、共通基準で統一的に判断したうえで、実施に向けて採用する基準である。

共通基準における評価指標項目

評価軸	評価項目	指標項目
必要性	利用率	顕在化利用率
	施設稼働率	床面積当たり利用者占有率
	県民意識	ニーズに関する県民アンケート結果
必然性	民間代替	民間での類似サービス提供動向
	周辺自治体代替	周辺自治体の類似サービス提供動向
	法制度	関連法規
合理性	管理主体	関連団体有無
	利用と管理の近似性	利用者範囲
	公的類似施設稼働状況	類似施設稼働率

効率性	施設管理効率	1 m ² 当たり公費負担額
	サービス提供効率	利用者一人当たりの公費負担額
	収支状況	公費負担額
安全性	老朽化	資産老朽化率
	耐震	耐震性
	危険区域隣接	危険区域隣接距離

詳細な考え方については調査研究に記載されているが、共通基準は客観的に評価計測可能な項目となっているため、県でも評価項目を数値化して、施設の存廃基準を策定することで、今後の議論のたたき台とすることが可能となるものとする。

個々の施設には施設ごとの特性があることから、政策的な要請をもって共通基準による判定結果を一部修正する必要があるため、共通基準で一旦判断を下した後に、個別基準による定性的な判断により判定結果を修正する必要がある。

個別基準における評価指標項目

評価軸	評価項目	指標項目
政策性	実施計画	計画策定状況…①
	上位政策対応	ビジョン反映…②
	政策影響	政策影響度…③
革新性	民間活用 (外部活用)	民間活用による財政改善、施設利便性 向上度合…④
	経営改善 (内部努力)	改善余地度合、抜本的見直し予定…⑤
実行性	管理体制整備	受皿調整…⑥
	費用負担整備	利害調整…⑦

(指標項目の説明)

① 計画策定状況について

人口減少の影響も考慮した実施計画が策定されている場合には、当該実施計画の内容を踏まえた公共施設の取組として個別の事業計画を尊重した評価とする。

② ビジョン反映について

政策を取り巻く環境変化等から対応を急ぐ場合も想定し、首長の意向等、計画策定の上位にあるビジョンからの事業戦略的な取組を考慮することも

必要である。

③ 政策影響度について

防災上の有用性や都市の成長力として、県外からの来客促進としての国際イベントの開催等を見据えて評価する。

④ 民間活用による財政改善、施設利便性向上度合について

民営化、売却、譲渡等により期待される、県の財政状況の改善や施設の利便性の向上効果をとらえて評価する。

⑤ 改善余地度合、抜本的見直し予定について

経営改善等の内部検討努力により施設再編での現状保留の道もあり得る。特に県民への影響が大きい施設については、現状維持・存続が望まれる場合もある。そのため、改善基準を個別基準の一つとして組み込む。

⑥ 管理体制整備としての受皿調整について

委譲・移管等に関わる相手先受入体制に関する調整状況を評価する。

⑦ 費用負担整備としての利害調整について

委譲・移管等に関わる相手先との調整合制と費用負担に関する調整状況を評価する。

なお、調査研究は、市単位での研究であり、県が同一の基準とする必要は無く、県として盛り込むべき基準について、監査人の私案を後述する。また、調査研究においては「将来のニーズ（予測利用者）」等についての考察が見受けられなかったため、別途検討を行った結果を後述するので、参照されたい。

重要なことは、施設所管課が中心となって施設の固有の課題を把握したうえで、課題を解決するための最善な方法を検討し、将来ビジョンを明確にすることである。施設の個々の状況を適正に把握して、実りある将来ビジョンを策定していただきたい。

意見 4	長期間に渡る施設のあり方について
<p>施設ビジョンにおける「長期間に渡る施設のあり方」については、10年以上の期間を想定し、県民ニーズ及び施設特性（設置目的、内部及び外部環境等）を踏まえ、目指すべき施設像及び利用者像（利用者ターゲット）を確立すべきである。また、現在の施設実態との違いや克服すべき課題、課題解決の優先順位等についても、具体的に記載することが望ましい。</p>	

《補足》

施設所管課は、前述のとおり、時々の利用者数、稼働率等の目標達成に目を奪われ、長期間に渡る施設のあり方を描いていない状況である。目指すべき未来がない施設は、施設の維持にのみ終始し、創造的な価値発信が難しくなっていく。また、前時代的な設置目的に固執し、既に県民ニーズから乖離している施設もあり、時代に即した新しい施設のあり方を確立する必要がある。

よって、施設ビジョンにおける「長期間に渡る施設のあり方」においては、施設所管課が主体的に「目指すべき施設像、利用者像（利用者ターゲット）」を構想し、「その施設像と現在の施設実態との違い」「克服すべき課題」「課題解決の優先順位」について、具体的に記載すべきである。

構想の際に、今回の監査で調査した利活用分析（現在の利用状況、競合環境、SWOT分析、課題分析等）や利用者アンケートの分析結果等の施設を取り巻く状況を情報収集及び整理することで、目指すべき施設像や克服すべき課題が、より明確になる。また、後述する予測利用者数や今後のイベント（例：施設の設置〇周年、大規模改修工事の予定、関連する社会イベントの開催）等も勘案して、「施設の未来」を俯瞰することで、課題克服の優先順位等も理論立てて具体化できるようになる。

(2) 予測利用者数の試算

意見 5	予測利用者数の試算について
<p>施設の存廃及び利活用を検討するうえで、基礎的な数値となる予測利用者数について、根拠に基づいた試算方法及び判断基準を検討し、今後、作成が望まれる将来ビジョンに、その試算結果を掲載すべきである。</p>	

《補足》

施設ビジョンを作成するうえで、将来の県民ニーズ（利用予測）は、極めて重要な指標であるが、その試算は容易ではない。例えば、高度経済成長期からバブ

ル期にかけて、楽観的な利用予測に基づいて建設された施設が、現在「無駄なハコモノ」もしくは「過剰な設備を有したハコモノ」となり、その維持管理費によって、地方公共団体の財政を圧迫している例が、全国各地で散見される。

当時としては、右肩上がりの人口増加や経済成長等を見込んだ利用予測に矛盾はなかったのかも知れないが、これからの「人口減少社会」では、シビアかつ根拠に基づいた利用予測が求められる。

そこで当監査では、根拠に基づいた利用予測の試算方法を検討し、その方法に基づいて、監査対象施設における「予測利用者数」を算出した。

今回は「日本の地域別将来推計人口 2018 年推計」（国立社会保障・人口問題研究所）に着目し、『人口変化率』（将来推計人口と現在人口のギャップ）を用いて、下記方法によって、各施設の予測利用者数を算出した。

なお、各施設の試算結果については、資料編（施設概要）各施設情報のうち、「5. 利用状況」に予測利用者数を記載している。

予測利用者数の試算方法

$$\text{予測利用者数} = \text{「各施設の 2018 年度利用者数」} \times \text{「人口変化率※」}$$

※：人口変化率（将来推計人口と現在人口のギャップ）＝

$$\text{「2030・2045 年度の将来推計人口」} \div \text{「現在人口（2018 年度）」}$$

[県及び市町村別の人口変化率は、次頁に一覧を掲載]

なお、各施設一律に県の人口変化率（2030 年：91.8%、2045 年：78.9%）を乗ずることは、各施設個別の利用状況を反映できず、適切ではない。

そこで、各施設の利用者のうち、「利用者数の多い 1 位から 3 位の市町村」については、その市町村からの利用者が全利用者数に占める割合（シェア）に、その市町村の人口変化率を乗じることとした。ただし、同 4 位以下の市町村が占める割合については、便宜上、県の人口変化率を乗じることとした。

具体的な試算例及び試算結果からの考察は、次のページに示す。

< 県立図書館における 2030 年度の予測利用者数 >

① 試算

- ・ 2018 年度利用者数 496,416 人 … 【A】
- ・ 県立図書館の利用状況（利用者数の多い市町村等）

	利用者数の 多い市町村等	利用者数に 占める割合	人口変化率 (H30→R12)
1 位	大分市	81.7%	98.3%
2 位	別府市	7.8%	91.7%
3 位	由布市	1.3%	95.9%
	他市町村	9.2%	91.8%

予測利用者数の試算式	
$\begin{aligned} & \text{【A】} \times 81.7\% (\text{大分市からの利用者数}) \times 98.3\% (\text{大分市の人口変化率}) \\ & + \text{【A】} \times 7.8\% (\text{別府市からの利用者数}) \times 91.7\% (\text{別府市の人口変化率}) \\ & + \text{【A】} \times 1.3\% (\text{由布市からの利用者数}) \times 95.9\% (\text{由布市の人口変化率}) \\ & + \text{【A】} \times 9.2\% (\text{他市町村からの利用者数}) \times 91.8\% (\text{大分県の人口変化率}) \\ & = 482,487 \text{ 人 (2018 年度比 : } \blacktriangle 2.8\%) \end{aligned}$	

[2045 年度の予測利用者数は、441,053 人 (2018 年度比 : $\blacktriangle 11.2\%$)]

(参考) 人口変化率

	現在人口 (※1)	R12 (2030)		R27 (2045)	
		将来推計 人口(※2)	人口変化率 (現在→R12)	将来推計 人口(※2)	人口変化率 (現在→R27)
大分県	1,136,786	1,044,038	91.8%	896,653	78.9%
(うち 5-19 歳)	150,667	128,165	85.1%	104,959	69.7%
大分市	477,621	469,724	98.3%	434,166	90.9%
別府市	118,765	108,859	91.7%	94,380	79.5%
中津市	82,866	79,195	95.6%	72,259	87.2%
日田市	63,227	52,651	83.3%	39,297	62.2%

佐伯市	68,247	56,788	83.2%	41,738	61.2%
臼杵市	36,793	30,030	81.6%	21,508	58.5%
津久見市	16,470	12,474	75.7%	7,812	47.4%
竹田市	20,554	16,469	80.1%	11,520	56.0%
豊後高田市	22,180	19,164	86.4%	15,709	70.8%
杵築市	28,701	24,568	85.6%	19,314	67.3%
宇佐市	54,151	46,807	86.4%	37,670	69.6%
豊後大野市	34,064	28,321	83.1%	21,170	62.1%
由布市	33,120	31,766	95.9%	28,618	86.4%
国東市	26,725	20,529	76.8%	13,848	51.8%
姫島村	1,795	1,333	74.3%	749	41.7%
日出町	27,870	26,090	93.6%	23,163	83.1%
九重町	8,932	7,311	81.9%	5,206	58.3%
玖珠町	14,705	11,959	81.3%	8,526	58.0%
全国	126,443,000	119,125,139	94.2%	106,421,185	84.2%
九州	14,311,000	13,467,925	94.1%	11,996,819	83.8%
福岡県	5,107,000	4,955,295	97.0%	4,554,486	89.2%
熊本県	1,757,000	1,635,901	93.1%	1,442,442	82.1%

※1：現在人口(単位：人)

〔県内〕大分県の人口推計結果（平成31年4月分月報、大分県）

大分県の人口推計（平成30年版年報、大分県）

〔県外〕人口推計（平成30年10月1日現在、総務省統計局）

※2：将来推計人口(単位：人)

日本の地域別将来推計人口(2018年推計、国立社会保障・人口問題研究所)

②試算結果からの考察

- a) 県立図書館は、人口変化率が少ない大分市の利用が多いため、利用者数の減少率は、監査対象施設のうち、最小値（▲2.8%）であった。なお、減少率が最大値となった施設は、▲14.9%であった。
- b) 人口変化率のみに注目し、利用者数を維持しようとするならば、人口減少率が県内最小である大分市からの利用者割合を増やすことが望ましい。
しかし、県立図書館の設置目的を鑑みると、その考え方は、誤った判断であり、この点は、利益優先の民間企業とは異なる判断となる。
- c) 同様に、人口減少率が九州で最小の福岡県からの利用者割合を増やすという考え方もあるが、これも県立図書館の判断としては現実的ではない。

しかし、これが県外からの誘客も重要であるMICE施設においては、他県からの利用者を増やすという真逆の判断が望ましく、施設目的・特性により、判断が異なってくる。

d) 2018年度比の予測利用者の変化率は、2030年は▲2.8%であったが、2045年は▲11.2%と減少率が4倍も大きくなる。この変化に着目すると、現在と同等の施設規模を維持する必要性は、2030年を境に変化する。

よって、施設や設備等への投資（修繕・更新費用）の要否及び実施時期を検討し、予測利用者数と均衡した投資とすべきである。

③試算結果における注意点

a) 人口変化率のみを予測因子とした試算であるため、社会変化や類似施設の整備状況、施設固有の事情、災害等といった予測因子は加味していない。因みに、社会変化とは、県立図書館であれば「電子書籍の普及による需要の変化」「法令等の改正による図書館機能の変化」等、スポーツ施設であれば「競技人口の増減による需要の変化」「競技ルールの変更による設備等の改修対応の発生」等が想定される。なお、人口変化率そのものが変動した場合、予測利用者数の確実性が損なわれる可能性がある。

b) 上記の試算例では、全世代の人口変化率を用いたが、施設によっては、「世代を限定した人口変化率」を用いることが望ましい場合もある。例えば、利用者の大半が児童・生徒である青少年の家は、「5～19歳区分の人口変化率」を用いた方が、より確実な試算結果を得ることができる。※香々地青少年の家の場合、人口変化率を用いる年齢区分の違いによって、下図のとおり、予測利用者数に2030年度で4,100人程度、2045年度で6,600人程度の差が認められた。

香々地青少年の家の予測利用者数（2018年度利用者数 39,778人）

全世代の人口変化率を用いた 予測利用者数	5～19歳区分の人口変化率を用いた 予測利用者数
2030年度予測：38,035人 (2018年度比：▲4.4%)	2030年度予測：33,851人 (2018年度比：▲14.9%)
2045年度予測：34,403人 (2018年度比：▲13.5%)	2045年度予測：27,725人 (2018年度比：▲30.3%)

意見 6	予測利用者数の活用について
<p>算出が望まれる予測利用者数は、施設の存廃及び利活用の検討材料とともに、社会の変化に即した施設の総量や管理方法、目標指標等の適正化に活用することが望ましい。</p>	

意見 7	利用者数を把握していない施設について
<p>利用者数を把握していない施設については、利用者数の把握もしくは代替指標を利用者数の把握もしくは代替指標を設け、利用状況を評価すべきである。また代替指標を用いる場合は、適切な方法で将来の利用予測を検討してもらいたい。</p>	

《補足》

今回試算の予測利用者数では、県内全市町村で人口減少が予測される大分県においては、全施設で現在の利用者数よりも予測利用者数が減少する結果となった。このことを踏まえ、社会の変化に即した施設の総量や管理方法、指定管理における目標指標等の適正化に努めて欲しい。特に、予測利用者が2割以上減少することが見込まれる場合は、施設や設備等への投資（修繕・更新費用）の要否及び実施時期を検討し、予測利用者数と均衡した投資を心掛けてもらいたい。

なお、上記「③試算結果における注意点」で触れたとおり、今回の試算方法は、幾つかの注意点も含んでいる。また、施設固有の事情や法令との関係、政策的判断もあることから、予測利用者数の多寡によってのみ、施設の存廃等を論じるべきではなく、総合的な見地に立った議論及び判断がなされるべきである。

ただし、議論及び判断の根幹は、やはり「根拠に基づいて試算された数値」や「明確な判断基準」を基軸としてもらいたい。

上記の香々地青少年の家においては、従来どおり利用者のお大半が児童・生徒であれば、「5～19歳区分の人口変化率を用いた予測利用者数」となり、2030年度は2018年度から▲14.9%、2045年度は同▲30.3%と大きな減少が見込まれ、九重青少年の家も含め、県として2施設を保有し続ける必要性について、検討が必要となってくる。

しかし、青少年の家が従来の利用に加えて、幅広い世代を対象とした生涯学習の機能を強化したならば、理論上「全世代の人口変化率を用いた予測利用者数」となり、2030年度は2018年度から▲4.4%、2045年度は同▲13.5%に抑制できる。よって、今回の試算結果を「より多くの県民に利用してもらうためのヒント」と捉え、施設運営に対する思考を広げる入口としてもらいたい。

(3) 将来ビジョンの具体化

意見 8	将来ビジョンの様式について
<p>施設の将来ビジョンについて、全庁における共有や施設間の比較が可能となるよう、「全施設共通の様式」を示すべきである。</p> <p>また、施設所管課は一定期間毎に庁内外の各方面から助言を受けたうえで、内容を更新し、県有財産経営室等あて提出することが望ましい。</p>	

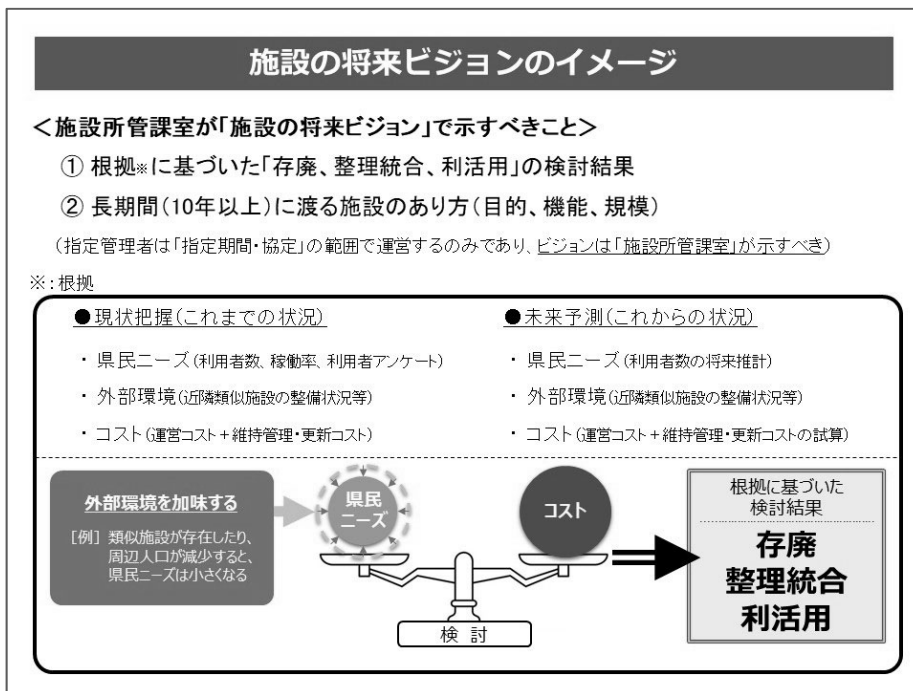
《補足》

ここまで「(1) 将来ビジョンの検討、(2) 予測利用者数の試算」において、将来ビジョンの内容及び作成するうえでのポイントを解説した。ここからは、「将来ビジョンの雛形」(全施設共通の様式)に盛り込むべき内容(評価項目、判断基準)を検討する。

なお、検討においては、先述の調査研究を参考にするとともに、監査で実施した各種調査(利活用分析質問票、SWOT分析等)において、施設所管課が回答可能であった評価項目をピックアップし、それぞれの判断基準の案を示す。

将来ビジョンの構成(再掲)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 根拠(現状把握と未来予測)に基づいた「存廃・整理統合・利活用」の検討結果 2. 長期間(10年以上)に渡る施設のあり方(目的、機能、規模)



1. 現状把握と未来予測に基づいた「存廃・整理統合・利活用」の検討結果

以下の基準を総合的に勘案したうえで、存廃・整理統合・利活用、指定管理の募集要項・基本協定の見直し等を判断する。

<共通基準・例>

1) 現状把握

①県民ニーズ

評価項目	指標項目	判断基準
利用者実績数 ・ 目標数	<ul style="list-style-type: none"> 基準年度の数値 (例：制度導入年度) 直近5年度分の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 基準年度の数値から20%以上の減少 実績と目標の10%以上の乖離が3年度以上の連続 3年度連続の減少
稼働実績率 ・ 目標率		
利用目的 利用者居住地 利用者年齢層	<ul style="list-style-type: none"> 直近年度の数値 (パーセント標記) 	<ul style="list-style-type: none"> —
利用者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年度分の利用者満足度の数値 分析結果 	<ul style="list-style-type: none"> 直近年度の利用者満足度が50%未満 3年度連続の減少

②外部環境

評価項目	指標項目	判断基準
近隣類似施設 (整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> 他施設の情報 (運営者、利用者数) 新設・拡充の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 他施設の新設・拡充があった場合
移管・譲渡の可能性	<ul style="list-style-type: none"> 移管・譲渡の可能性 (移管・譲渡先) 	<ul style="list-style-type: none"> 移管・譲渡の可能性がある場合

③コスト

評価項目	指標項目	判断基準
収支状況	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年度分の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 3年度連続の悪化

公費負担額	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年度分の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 3年度連続の悪化
サービス提供効率 (利用者1人当たりの公費負担額)		
建物修繕等 コスト	<ul style="list-style-type: none"> 直近5年度分の数値 主な修繕の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 3年度連続の増加 予定外修繕の頻発
施設長寿命化 (保全) コスト	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度を含む保全計画上のコスト 	<ul style="list-style-type: none"> —
資産老朽化比率 ※	<ul style="list-style-type: none"> 直近年度の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 70%以上

※償却資産（土地以外の有形固定資産）の取得額に対する減価償却累計額の割合で、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握する指標。

[計算式：減価償却累計額 ÷ (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額)]

④その他

評価項目	指標項目	判断基準
SWOT分析	<ul style="list-style-type: none"> 現状における施設のSWOT分析 	<ul style="list-style-type: none"> —
指定管理者 評価部会の意見等	<ul style="list-style-type: none"> 直近2年度で連続しての意見等 	<ul style="list-style-type: none"> —
指定管理公募時の 応募団体数	<ul style="list-style-type: none"> 前回及び前々回の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 応募1者のみ
その他課題	<ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき課題 	<ul style="list-style-type: none"> —

2) 未来予測

①県民ニーズ

評価項目	指標項目	判断基準
予測利用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度の数値 (例：評価年度) ・ 2030・2045年度の 数値 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準年度の数値から 20%以上の減少

※将来人口推計の発表は、30年間等の長期間において5年おきの刻みで記載されるため、今後新たな将来人口推計が発表された際は、2030・2045年に拘らず、推計の最終年度等を指標項目として記載することが望ましい。

②外部環境

評価項目	指標項目	判断基準
近隣類似施設 (整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他施設の情報 (運営者) ・ 新設・拡充の予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他施設の新設・拡充が 予定されている場合
移管・譲渡の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管・譲渡の可能性 (移管・譲渡先) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管・譲渡の可能性が ある場合

③コスト

評価項目	指標項目	判断基準
施設長寿命化 (保全) コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度を含む保全 計画に計上されてい るコスト ・ 次期の保全計画が作 成されている場合、 同計画に計上されて いるコスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

④その他

評価項目	指標項目	判断基準
今後のイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定イベント (例：施設設置○周年、 大規模イベント、 改修・更新工事) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

<個別基準・例>

評価項目	指標項目	判断基準
上位政策対応 政策影響度	・ 関連政策の名称及び 関与の度合	・ —
抜本的見直し予定	・ 見直し時期 ・ 見直し内容	・ —
公費負担の 他者負担 ※	・ 他者負担の相手方・ 目的・内容・金額等	・ —
法制度	・ 法令の名称・内容	・ 設置に係る法令の変更 予定がある場合

※施設の建設や管理運営等に対する県以外（国市町村等）による負担等

2. 長期間（10年以上）に渡る施設のあり方（目的、機能、規模）

施設ビジョンにおける「長期間に渡る施設のあり方」においては、下記の記載項目について、具体的に記載する。また、今後の「施設運営における判断基軸」とするよう、総花的な表現や分かりにくい記述は排除すべきである。

作成にあたっては、担当者や施設所管課のみならず、庁内外の関係者（利用者、利用団体、市町村、関係課室等）と協議及び検証し、可能な限り客観的かつ関係者の声を踏まえた内容とすべきである。

その場合は、**C-4**《補足》で示した庁内プロジェクトチームや庁外ワーキンググループ等による検討が望ましい。

<あり方の記載項目・例>

記載項目	記載内容
① 目指すべき施設像 利用者像	・ 目指すべき施設像、利用者像 ・ 目標指標数

② 現在の施設状況、利用者状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の施設状況、利用者状況（利用者実績数、稼働実績率） ・目標指標との乖離
③ ①と②の乖離点	<ul style="list-style-type: none"> ・①と②の乖離に係る考察結果
④ 克服すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ・③の考察結果から得られた課題 ・その他の課題（SWOT分析）
⑤ 課題解決の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> ・④克服すべき課題の優先順位付け
⑥ 優先順位の高い課題の解決策（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・解決策（案）の明示及び実行方法・期間
⑦ 管理方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る各種条件の見直し ・直営方式への転換

意見9	将来ビジョンの更新時期及び内容反映について
<p>施設の将来ビジョンの内容は、指定管理の更新年度の2年度前までに更新し、その内容を更新1年度前に行う更新手続（募集要項・基本協定の作成）に反映することが望ましい。</p>	

《補足》

将来ビジョンの内容は、募集要項・基本協定に矛盾なく反映するために、将来ビジョンの更新時期を実効的な期間に設定することが望ましい。

3 利用者満足度の測定（利用者アンケート）

利用者アンケート（利用者満足度調査、以下「アンケート」という。）は、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる分析結果を得るための重要な取組であり、指定管理者評価部会における評価項目でもある。令和元年度指定管理者評価部会におけるアンケートに関する評価は、下記のとおり「アンケートの質及び量が不十分で、施設改善につながる分析を得られていない」というものであった。

令和元年度指定管理者評価部会におけるアンケートに関する評価（抜粋）

施設名	指定管理者評価部会の評価
大洲公園	<p>【評価】 利用者数に対してアンケートの<u>サンプル数が少なく</u>、利用者の意見を十分くみ上げているとは言えない。</p> <p>【施設所管課に対する意見】 施設ごとにアンケート調査・分析を行い、利用者の意見が<u>施設の改善につながる調査方法を指定管理者とともに検討する必要がある。</u></p>
スポーツ公園	<p>【意見】 利用者数に対してアンケートの<u>サンプル数が少ない</u>。<u>アンケートの内容の見直しを含め、取り方を改善する必要がある。</u></p> <p>【施設所管課に対する意見】 施設ごとにアンケート調査・分析を行い、利用者の意見が<u>施設の改善につながる調査方法を指定管理者とともに検討する必要がある。</u></p>
農業文化公園	<p>【意見】 施設によって<u>アンケート内容を変えたり、ホームページに意見記載欄を作るなど</u>、様々な方法で利用者の声を聞くとともに、<u>利用者の属性等のデータを取れる工夫をさら</u>にしてほしい。</p>
総合文化センター	<p>【評価】 回収している来館者アンケートの満足度は高いが、来館者に対して<u>サンプル数が数パーセントと少なく</u>、十分な意見収集できているとは言えない。</p>

ビーコンプラザ	<p>【意見】 <u>アンケートのサンプル数が少ない。より多くの意見をくみ上げられるようなアンケートの取り方を検討して欲しい。</u></p>
---------	---

上記の評価・意見を踏まえ、農業文化公園におけるアンケート(下記)を例に、アンケートの質・量・分析の観点で、以下に改善例を示す。

2019 年度

このたびは大分農業文化公園をご利用いただき、誠にありがとうございます。
 今後の公園運営のためのアンケートにご協力をお願いします。

..... 月 日

..... 県 市町村 / 男性・女性 / 年齢 歳

Q1・当園の利用目的を教えてください。(複数回答可)
 自然観察・健康促進・釣り・イベント参加・遊具利用・その他 (.....)

Q2・何名でお越しくださいましたか?又滞在時間も教えてください。
 (.....) 名 滞在時間 2時間・4時間・6時間・8時間

Q3・過去1年間のご利用回数と、どなたとお越し頂いたかを教えてください。
 1回目・2回目・3回目・4回~9回目・10回以上
 家族・友人・グループ(会社や地域等)・1人・その他 (.....)

Q4・当園の満足度について教えてください。
 非常に満足 満足 ふつう 不満 非常に不満

Q5・Q4で「非常に満足」「満足」とお答えの方にお尋ねします。
 満足した点をご記入下さい。(例えば、自然が素晴らしく、ゆっくり遊べる等)

Q6・当園の情報は、どの媒体から得ていますか?(複数回答可能)
 テレビ・ラジオ・新聞・情報誌・友人・インターネット(HP・SNS等)
 チラシ・その他 (.....)

Q7・当園の感想やご意見・ご要望など、自由にご記入ください。

ご記入後、豊の国物産館・東ゲート管理事務所にある赤いポストに投函してください。
 または当園スタッフにお渡しください。貴重なご意見をありがとうございました。

意見10	利用者アンケートの内容（質）向上について
<p>利用者アンケートの内容については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、質問項目等を再構成すべきである。</p>	

《補足》

アンケートの質

(1) 質問項目の構成

これまで多くの施設において、アンケート回答を単純集計（※1）としていたが、これでは十分な分析結果は得ることができないため、より詳細な分析であるクロス集計（※2）も行うことが望ましい。

<p>※1 「単純集計」</p> <p>回答データのうち、単体の質問項目に着目して、何人がその選択肢を選択したか単純にカウントした集計で、“全体的な傾向”を把握するために使用する。</p> <p>※2 「クロス集計」</p> <p>回答データのうち、複数の質問項目に着目して分析する集計で、性別や年齢等の“属性別の傾向”を把握するために使用する。</p>

ただし、現在のアンケート内容では、クロス集計に必要な回答者の属性や分類に関する情報が不足しているため、質問項目及び構成を改善する必要がある。改善する際には、アンケートで確認したい内容（調査目的）を明確にしたうえで、「属性・分類・満足度」という質問の性質を意識して、再構成することが望ましい。農業文化公園の例では、下記のような再構成が考えられる。

質問項目の構成例

	質問項目	質問の性質
1	回答者の住所地	回答者の“属性”を確認するもの
2	回答者の性年齢	
3	利用回数	
4	施設情報の入手経路	
5	同行者数	回答者の“分類”を確認するもの
6	同行者構成	

7	利用目的	回答者の“満足度”を確認するもの
8	利用エリア・設備	
9	満足度（5段階評価）	
10	満足度の理由（自由記載）	

（2）質問項目の設定

①「Q1 利用目的」の選択肢について

農業文化公園のアンケートのうち、Q1において「利用目的」を質問しており、選択肢は「自然観察／健康促進／釣り／イベント参加／遊具利用／その他」（複数回答可）となっている。

農業文化公園の設置目的である「農業体験」について、現在の選択肢では、いずれの選択肢にも含まれるため、設置目的に対する分析結果を得られていない。また、農業文化公園が充実に取り組んでいるイベントを検証するため、「イベント参加」という選択肢だけではなく、具体的に「イベント名称」を記入、もしくは「イベント分類」（飲食／運動／農業体験／見本市／研修等）を選択するように改めることが望ましい。

いずれにせよ、分析に耐えられるよう、可能な限り「その他」の回答を減らすことを念頭に、選択肢を設定すべきである。

②「Q3 同行者構成」の選択肢について

農業文化公園のアンケートのうち、Q3において「どなたとお越し頂いたか」（同行者構成）を質問しており、選択肢は「家族／友人／会社／グループ（会社や地域等）／その他」となっている。

農業文化公園は、ターゲットとする利用者層を「小学生以下の子どもを持つ家族」としており、アンケートを通じて、同層の利用実態やニーズを把握する必要がある。しかし、現在の選択肢では、家族という広範な選択肢であるため、同じ家族でも「夫婦のみ」や「大人と中学生以上の子どものみ」の家族も含まれる集計となってしまう、ターゲット層に直結する分析結果を得られない。

よって、家族の選択肢を「幼児や小学生を含む家族」「幼児や小学生を含まない家族」「夫婦」等に細分化し、選択肢（属性）別に利用目的や利用エリア、利用設備、満足度等をクロス集計し、集客ヒントを抽出することが望ましい。

④「利用エリア・設備」に関する質問追加について

農業文化公園は、広大な敷地を有し、多彩な機能を有しているため、利

用者が画一的な印象や満足度となりにくいいため、アンケートにおいても、利用者が実際に利用したエリアや設備を質問することが望ましい。アンケートの回答数からエリア別の利用者割合が分かるため、設備投資や老朽化対策、人員配置等におけるエリアの優先順位付けの指標となり、また利用エリアと満足度のクロス集計を行い、エリア別の評価を行ったり、満足度の高いエリアへの利用客の誘導等の検討も可能となる。

⑤「利用回数」に関する質問での注意点 …農業文化公園以外の施設

利用回数に関する質問については、利用回数としてカウントする対象年数を「過去何年間」と限定することが望ましい。例えば「10年ぶり2回目の利用者」と「2週連続2回目の利用者」を同等に扱くと、有益な分析結果を得ることができないためである。

意見11	利用者アンケートの回収数（量）向上について
利用者アンケートの回収数については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、増加させるよう努めるべきである。	

《補足》

アンケートの量

(1) 必要な回収数

クロス集計において「利用目的」「利用回数」「同行者構成」「公園情報の入手経路等」の切り口で集計する際に、各選択肢のサンプル数が不足しないように、可能な限り多数の回収数を得ることが望ましい。

特にリピーター獲得のために重要な切り口である「利用回数」においては、利用回数が多い利用者ほど、アンケート回答への協力が少なくなりがちであり、十分な回収数が得られるように工夫が必要である。

(2) 回収数の増加策

回収数の増加には、下記4つの策が考えられる。

①アンケートの訴求強化

アンケート回答を強く訴求する方法として、「アンケート設置及び回収箇所を増やす」「インパクトのあるポスター等でアンケート協力を促す」等が挙げられる。

②回答方法の簡易化

回収数の増加には、簡単に回答できることが重要である。アンケートの内容そのものを分かりやすくすることは必須であるが、回答方法についても同様である。例えば、施設以外の場所でも回答できる「WEBアンケート」も有用である。

県立美術館では、従来の紙媒体によるアンケートと並行して、googleフォームを活用したWEBアンケートを実施している。ポスターやチラシに印刷されたQRコードをスマートフォンに読み込んで貰い、アンケート回答を得ている。館内では回答時間が無い利用者にも、自宅等でゆっくり回答して貰えることができる。

同館の事例はITに明るい人材による貢献と推察されるが、どの施設でもそういった人材を有しているとは限らない。その場合、県等が運用する「大分県電子申請システム※」を活用したWEBアンケートであれば、県職員も操作等を認知しており、システムの導入に係る費用が発生しない。

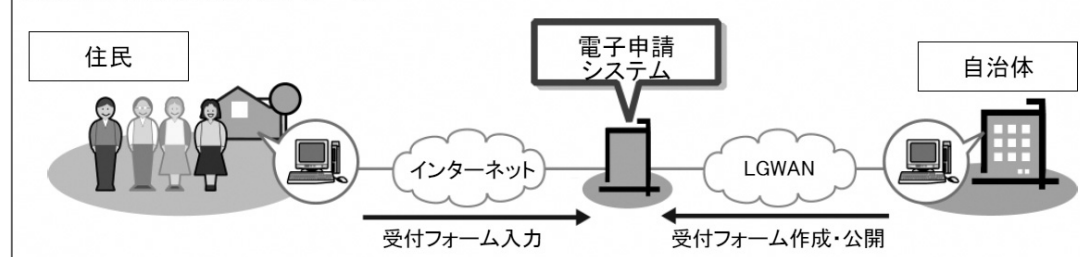
なお、同システムにおける手続設定及び管理等は、県職員によって行われることとなる。

※「大分県電子申請システム」(以下、電子申請システム)

電子申請システムは、県および市町村が共同で運営する総合窓口、電子申請システムなどの総称で、従来書面によって行われていた申請業務を電子化し、インターネットを通じて行政サービスを提供するものである。

同システムには、2種類の方式(電子申請、簡易申請)があるが、当該アンケートにおいては、ログインを必要としない「簡易申請」方式を用いて、手軽に回答できるように設定することが望ましい。

●簡易申請を行う場合のイメージ



③アンケート結果及び事業改善の公表

アンケート結果を施設内やホームページ等で公表し、結果に基づいて、事業改善した事例について情報発信していくことが望ましい。利用者は自らのアンケート回答から事業改善されたことを知れば、公園に対する親密

感が向上し、より積極的なアンケート回答に繋がる。また、リピーター化とともに、インフルエンサーとして“施設の価値を発信してくれる支援者”への成長も期待される。

④インセンティブの提供

上記①②③は地道な増加策であるが、非常に重要な取組である。一方、効果は一時的ではあるが、飛躍的に回答数を増加させる方法として「アンケート回答者に対するインセンティブの提供」がある。

例えば、3か月程度の期間を設け、期間中のアンケート回答者を対象に抽選を行い、施設グッズや県産品を贈呈する等のインセンティブが想定される。この場合、インセンティブの発送用に住所を記入して貰うことで、回答者の住所地情報の精度が高まる効果も期待できる。

(3) 集計方法の簡略化

大量のアンケート回答を手作業等で集計した場合、手間ばかりでなく、見落としや集計誤りが生じるリスクがある。先述の「WEBアンケート」であれば、回答者が入力した内容をダイレクトに反映できるので、集計誤りは生じにくい。

一方、WEBに馴染みの無い利用者に紙媒体によるアンケートも継続することが望ましい。その際、紙媒体での回答については、施設職員が逐次WEBアンケートに代行入力すれば、集計作業も簡略化できる。また、後述のクロス集計に必要なデータベースも、WEBアンケートのシステム上で自動的に作成される。

意見12	利用者アンケートの結果（分析）向上について
利用者アンケートの結果については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、単純集計だけでなく、クロス集計でも分析する等、分析方法を改善することが望ましい。	

《補足》

アンケートの分析

(1) クロス集計の活用

これまで大分県の公の施設は、アンケート回答を単純集計して数値や割合で全体的な傾向を把握していたが、これを回答者の属性や分類別にクロス集

計し、より詳細な分析がなされることが望ましい。クロス集計は、WEBアンケートのシステムから出力したデータベース（CSVデータ）をExcelのピボットテーブル機能等で処理すると容易に作業できる。以下、クロス集計の切り口について示す。

なお、集計や分析が最終目的ではなく、分析結果から有益な知見を得て、施設利活用策の決定に結びつけることが目的であり、ターゲット層等の具体的な利用者像を意識し、理想と現実のギャップを分析することが望ましい。

（2）回答者の属性別集計

①「住所地」の切り口

<集計区分>

回答数の多かった市町村については単体で、回答数が少ない市町村は施設からの距離及び方向別にグループ化して、クロス集計する。

<着目すべき項目>

「利用回数・施設情報の入手経路・利用目的」に着目し、地域別に効果的な広報手段の選択や施設のPR内容等の検討に結びつけることが望ましい。

<注意点>

以下の全ての切り口に共通するが、実数の多寡や平均数値との比較だけでなく、総数や内数における割合（%表記）に置換すると、特徴をより具体的に把握しやすくなる。

②「年齢層」の切り口

<集計区分>

年齢については「5歳、10歳刻み」の集計よりも、民間企業が製品開発やプロモーション、視聴率調査等に用いている「年齢層別区分」（下表）に基づいて集計することが望ましい。

年齢層別区分

年齢区分	男性	女性
4～12歳	C層	
13～19歳	T層	
20～34歳	M1層	F1層
35～49歳	M2層	F2層
50歳以上	M3層	F3層

上記の年齢層は各層の特徴やライフステージ、消費行動等に基づいた分類であるため、施設運営やイベント企画に直接生かせる分析結果を得られやすいためである。例えば、家族連れの利用を増やすためには、子育ての中心世代（35～49歳の男女）のM2層・F2層のアンケート回答に注目すべきである。これはM2層・F2層が「夫・妻、父親・母親といった、家庭内での重要なポジションを確立し、家庭における消費活動の決定権を持つ」と特徴づけられ、施設訪問においても主体的に判断している可能性が高いためである。

<着目すべき項目>

「利用回数・施設情報の入手経路・利用目的・利用エリア・利用設備・満足度」に着目し、特にM2層・F2層の「利用目的・利用エリア・満足度」から得られた分析結果を施設運営やイベント企画に生かすことが望ましい。またM2層・F2層の「施設情報の入手経路」に着目し、効果的な広報手段の選択し、同じく「利用設備」に着目して、M2層・F2層の評価が低い設備を優先的に改善することも考えられる。

<注意点>

回答数が少ない層は、参考数値として捉えることが賢明である。

③「利用回数」の切り口

<集計区分>

回数別に分析する必要は無く、「1回（チェリーピッカー層）・2～6回（リピーター層）・7～12回（ディープリピーター層）・13回以上」の4区分で集計する。

利用回数別区分

回数区分	区分名
1回	チェリーピッカー層
2～6回	リピーター層
7～12回	ディープリピーター層
12回～	(何らかの形で施設と関係のある利用者)

<着目すべき項目>

「利用目的・利用エリア・利用設備・満足度・施設情報の入手経路」に着目し、チェリーピッカー層と比較し、リピーター層及びディープリピーター層に特徴的な項目があれば、リピーター育成の重要因

子と考えられる。

一方、チェリーピッカー層の利用目的や施設情報の入手経路に着目して、新規利用者の開拓に有用なイベント企画や効果的な広報手段の検討に役立てられる。

<注意点>

13回以上の回答者は「何らかの形で施設と関係のある利用者（職員の親族、納品業者等）」の可能性が高いため、参考数値として捉えることが賢明である。

以上が、回答者の属性別集計におけるポイントである。また、以下の（３）（４）においても同様に集計し、分析結果に基づいて、取組を見直すことが望ましい。

（３）回答者の分類別集計

- ①「利用目的」の切り口
- ②「同行者構成」の切り口
- ③「利用エリア」の切り口
- ④「利用設備」の切り口

（４）その他事象による集計

- ①「季節別」の切り口
- ②「イベント別」の切り口

<補足：定性分析等について>

上記の「質・量・分析の改善」を通じて、アンケートから利用者の傾向や集客に繋がる因子を抽出し、施設運営に有益な分析結果を得られるよう期待したい。なお、同アンケートは数値データに基づいた「定量分析」であり、飽くまでも傾向を捉える調査である。

よって、質的データに基づいた「定性分析」もバランス良く取り入れることが望ましい。具体的には、利用者等の生の声（対面ヒアリング、アンケートの自由記載欄等）による調査の活用がある。

また、分析に基づいた仮説（新規企画案、改善案等）を検証するために、ユーザーテスト（企画であれば、プレイベントを実施し、参加者に感想・意見を求める機会）を実施して、より成功確度の高い取組に仕上げることも一案である。

4 指定管理者制度・直営等の比較、検証

意見13	運営方式の柔軟な選択について
多様かつ変化する県民ニーズに対応するため、今後は施設の目的を見直すことが必要であり、その見直しによっては、選択すべき運営方式が変化する可能性がある。現在の運営方式に固執すること無く、柔軟な思考によって、運営方式を選択することが望ましい。	

意見14	指定管理者公募における競争性確保について
これまでの指定管理者公募において申請団体が少数、又は無い施設においては、施設所管課において、その原因を調査し、以降の公募時に必要な措置を講ずるべきである。	

《補足》

監査対象 13 施設の施設所管課に「運営について、指定管理方式／直営方式を選択している理由」と「実際の運営におけるそのメリット、デメリット」を調査し、回答を得た。以下に代表的な回答についてまとめ、その考察を行った。

1. 指定管理施設

1) 指定管理方式の選択理由

指定管理方式の選択理由は、大きく分けて以下の2点であった。

- | |
|---|
| ①指定管理者のノウハウや企業努力によって、「運営コストの削減」「イベント開催や広報の充実」「利用者増加に向けた営業活動・MICE誘致活動の充実」が期待できるため。 |
| ②施設の規模や立地等を勘案した場合、直営方式よりも指定管理方式による運営の方が合理的と判断できるため。 |

理由の大半が指定管理者制度の制度趣旨に即したものであり、特にコスト削減については期待するところが大きいと感じられた。

2) 指定管理方式によるメリット

指定管理方式により実際に得られたメリットは、以下のとおりであった。

- | |
|--|
| ①指定管理方式によりMICE等の誘致実績が伸び、年間の施設利用者数が指定管理方式の導入前の25万人程度から46万人程度まで増加した。 |
|--|

- ②施設の利用件数の増加による収入増加によって、指定管理方式の導入前に比べ、委託料が大幅に削減できた（年間約9千万円程度）。
- ③県担当職員の異動による知識や経験の損失が軽減できた。
- ④利用者からの要望や苦情への対応について、施設運営の簡易な改善であれば、県よりも指定管理者の方が迅速に対応できることがあった。
- ⑤現場対応のスピードが速くなった。例えば、小規模な修繕工事を発注する場合、直営方式による「県－民間契約」に比べ、指定管理方式による「民間－民間契約」の方が事務手続に要する時間を短縮できた。

①②は、ビーコンプラザの施設所管課による回答であるが、各施設において同様に、1)で示した選択理由で期待したメリットが、実際に十分に得られていることが確認された。

一方、③④⑤は、指定管理者制度の導入により、県民サービスの向上が図られたと評することが出来るが、県行政一般のサービス向上に向けて謙虚に学ぶ必要もある。

3) 指定管理方式によるデメリット

指定管理方式によるデメリットは、以下のとおりであった。

- ①指定管理者が公の施設としてのサービスよりも自社の利益（採算性）を重視する場面があった。
- ②新たな指定管理者を公募しても現行の業者しか手が挙がらず、公募による競争性や独自性が担保されていない。
- ③指定管理にしたことで、心理的な面も含め担当職員の負担は増加する。直営方式であれば、各部門や各ポストの正規職員が判断を行うが、全ての判断が担当職員に集中する。また、災害や今回の包括外部監査のように突発的な業務が発生した時は、さらに負担が増加する。

①は、1)で示した選択理由の「指定管理者のノウハウや企業努力」の負の作用と短絡的に捉えることも出来るが、指定管理者がそういった行動に至った背景についても考える必要がある。例えば「公の施設としてのサービスを提供するために必要な費用や人員等を勘案した指定管理料となっているか」「施設所管課による指導や助言の内容や頻度が適正であるか」等、県の姿勢についての自省を含め、指定管理者と協議することが望ましい。

次に②は、他の地方公共団体においても「競争性の低下」といった同種の課題が浮き彫りとなっており、様々な検証・改善が試みられている。

大阪市の指定管理者制度検証チームによる「大阪市における指定管理者制度検証結果について」（平成 27 年 3 月公表）では、指定管理者の公募における競争環境の醸成のため、「プレスへの情報提供の他、募集時における事業者団体等への積極的なPRの実施／民間事業者の参入意向を確認する等の市場調査の実施／事業者の参入障壁を取り除くため、指定管理業務の範囲や公募条件等の見直し」等が必要としており、大分県においても競争性を確保するために、競争性確保に向けた取組に着手するべきである。

最後に③については、施設所管課に加え、関係課と連携して、施設の充実に向けて協力を進めてもらいたい。

4) 指定管理制度のよりよい発展に向けて

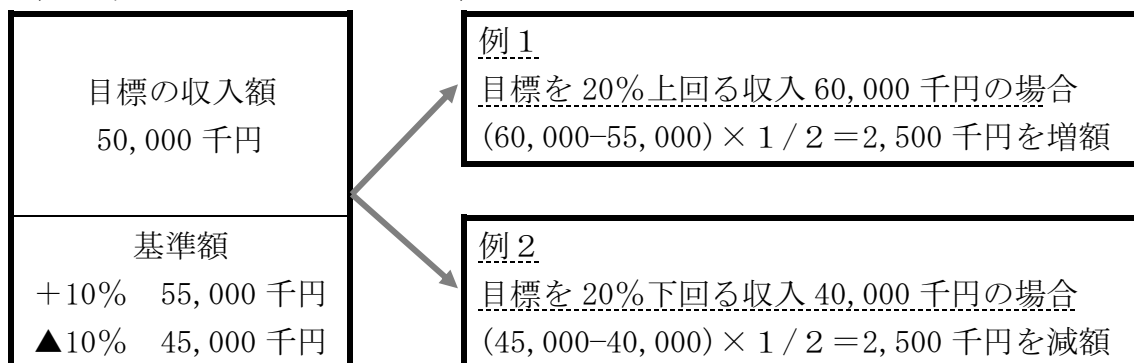
指定管理者制度を採用している施設のうち、使用料を徴収する施設においては、指定管理者の経営努力を促すインセンティブとして、メリットシステム（下記参照）が導入している。

これは、「利用料金制」を採用している施設では、利用料金が直接指定管理者の収入になるため、指定管理者側に利用料金を増加させようとするインセンティブが働くが、「使用料制」を採用している施設では、使用料は県の収入となるため、指定管理者側に使用料を増加させようとするインセンティブが働きにくいことを考慮しているためである。

メリットシステムとは

メリットシステムとは、使用料制を採用している施設において、指定管理者の努力により事前に設定した使用料収入額の目標額を上回る収入を上げた場合、その努力を評価し、目標額の 10% を超える額の 2 分の 1 を、翌年度の委託料に上乗せして支払うものである。なお、使用料収入額の目標額を下回る場合は、同様の算定により、翌年度の委託料から減額する。

（メリットシステムのイメージ）



このように、メリットシステムは、いわゆる業績連動型の金銭的インセンティブといえるが、指定管理者の団体に対してインセンティブを付与しても、それが実際に業務を行う職員又は部署に還元されなければ、指定管理の現場におけるサービスは向上しにくいという課題が憂慮される。これは、メリットシステムによる金銭的インセンティブが、指定管理者の団体自体のモチベーション向上にはつながるが、それ自体が指定管理施設のサービス向上に繋がるかどうかは不明であると言わざるを得ない。この課題は、メリットシステムによる上乘せ部分の用途を、県側で指定することが難しい点に起因する。

よって、メリットシステムのような金銭的な付与以外にも、インセンティブを付与する方法がないか検討する余地もある。一般企業のような営利法人は、利益の獲得が第一義的な目的ではあるものの、指定管理者に応募する動機としては知名度向上や企業ブランド価値の向上を挙げるところも多い。そのような動機がある団体は、金銭的な利益よりも、むしろ指定管理者として優秀な評価を得たという事実を、より公表して貰いたいということも考えられる。

したがって、県としては、指定管理者の評価を適切に行い、その結果を公表することが指定管理者側にインセンティブになるとも思われる。何らかの形で公表する手段がないかどうかを検討することが望ましい。なお、上記は一例であり、営利法人と公益法人とでも応募動機は当然に異なること等も考えられ、指定管理者側の動機やニーズを考慮すれば、他の付与方法も検討されたい。

(参考文献「指定管理者制度における適切なインセンティブのあり方について」
財団法人地域総合整備財団：平成 19 年 3 月)

2. 直営施設

1) 直営方式を選択している理由

直営方式の選択理由は、以下の 1 点であった。

- ・施設の目的や業務内容等を勘案した場合、指定管理方式よりも直営方式による運営の方が合理的であると判断できるため。

前述の指定管理方式の選択理由とは異なり、施設の業務内容等に重きを置いていると感じられた。例えば、埋蔵文化財センターは、その業務は「埋蔵文化財の発掘調査や整理・保管、報告書の発行及び公開」であり、近年増大する発掘調査ニーズに応える体制を県が継続的に整備すべきとされ、直営方式の選択に合理性が認められる。また、郷土の歴史の発信や啓蒙に必要な埋蔵文化財の展示や各種企画は、直接的には金銭的対価に結びつきにくく、民

間企業等のノウハウや企業努力が生かしくい土壌とも言える。

2) 直営方式によるメリット

直営方式により実際に得られたメリットは、以下のとおりであった。

①行政施策や県民課題に沿ったタイムリーなサービス提供ができる。
②採算性を考慮した場合、民間企業等が敬遠する事業も実施できる。
③県職員として手続を行うため、イベント開催の際に、他の地方公共団体からの物品（資料、文化財等）借入れがスムーズにできる。
④専門の知識や技術を持った人材（司書、学芸員、社会教育主事等）を計画的かつ長期的に育成することができる。
⑤施設に不具合が生じた場合、即座に把握することができる。

①②③は、1) で示した選択理由で期待したメリットが、実際に十分に得られていることが確認された。大分県の青少年の家では、民間企業が容易に取り組みにくい「青少年が抱える不登校やネット依存等の問題に対する事業（青少年系事業）」に、下表のとおり取り組んでいる。一方、青少年の家に指定管理方式を導入している他県では、同種事業を実施できていない状況であり、大分県が青少年の家の運営に直営方式を選択していることは、一定の評価に値する。今後も直営方式のメリットを生かして、行政施策や県民課題に沿った迅速な事業実施を心掛けて貰いたい。

◎大分県（直営方式）における青少年系事業実施（平成30年度）

	事業名	対象	実施日数	参加者数
香々地	サポート キャンプ	フリースクールに通う 児童・生徒・保護者等	1泊2日 (年3回)	56名
	ふれあい キャンプ	不登校（傾向）、 フリースクールに通う 児童・生徒・保護者等	1泊2日 (年4回)	113名
九重	マインド クエスト キャンプ	ネット依存で治療を受けて いる児童・生徒・保護者等	1泊2日 2泊3日 (各年1回)	15名
	ここのえ 野外活動塾	児童養護施設の 児童・生徒・保護者等	1泊2日 (年2回※)	15名
合計			11回※	199名

※1回は、大雪により中止

◎他県（指定管理方式）における青少年系事業実施（平成30年度）

	対象	実施日数	参加者数
A県	(実施なし)	—	0名
B県	不登校の 児童・生徒・保護者等	1日 (年2回)	28名
	児童養護施設の 児童・生徒・保護者等	1泊2日 (年1回)	34名
C県	不登校の 児童・生徒・保護者等	1泊2日 (年1回)	10名 程度
D県	(実施なし)	—	0名
E県	不登校の 児童・生徒・保護者等	1日 (年1回)	10名

④は、県行政の遂行に不可欠な人材を確保し、安定した運営を行うために有益であり、また人材側から見ても県職員という安定した雇用環境の下で、自分の知識や技術を発揮できることは有益である。

他方、現地における監査で、法令及び物理的に立ち入りを制限する根拠がないにも関わらず、「ここから先は有資格者しか立ち入れません」とする施設や「この分野については、有資格者以外の意見は受け付けません」といった不寛容な姿勢を示す職員が存在したことも事実である。事業によってはやむを得ない場合もあるが、内部統制の観点や健全な施設運営等に支障を来たす「象牙の塔」化が懸念される。

大分県が掲げる政策県庁の実現には、垣根を越えた政策論議・旺盛な情報収集が重要であり、専門の知識や技術を持った人材が自らの殻に籠もらずに、オープンマインドで前向きに業務に取り組んで貰いたい。

⑤は、直営ならでのメリットである。一方で、即座に不具合を把握した場合でも、迅速に対応できるかは別問題であり、県民目線に立った業務対応に努めて欲しい。

2) 直営方式によるデメリット

直営方式によるデメリットは、以下のとおりであった。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コスト面で高くなるケースがありうる。
(「特になし」とする施設が多数) |
|--|

コストについては、大きく分けて「人件費」「運営費」「建物修繕費」に分けられるが、直営方式と指定管理方式の間で差が出やすいコストは「人件費」

と「運営費」である。人件費については、効率的な人員配置によるコストの適正化を進めるとともに、前述した直営方式によるメリットを最大化することで克服して貰いたい。また「運営費」については、委託可能な業務の外注化や発注方法の工夫、各種経費の適正化等に努めて欲しい。

3. 総括

施設の運営方式は、指定管理方式と直営方式によって、それぞれメリットとデメリットがあり、甲乙付けがたい。飽くまでも運営方式は「手段」であり、施設の目的を効率的・効果的に達成するために、適切な方式を選択することが望ましい。

5 施設の老朽化・新技術等への対応

(1) 県有建築物保全計画

意見15	保全工事と政策的工事の分離について
<p>施設競争力等を高めるための政策的な観点に基づく工事（政策的工事）は、保全工事の対象（県有建築物保全事業）として県有財産経営室に要望するのではなく、施設所管課が自主的に予算を確保して、戦略的に実施することが望ましい。</p>	

《補足》

大分県では、県庁舎をはじめ保健所、県立学校施設、スポーツ・文化施設などの県有建築物のほか、道路、港湾などの公共インフラ施設を多数保有している。

これらの公共施設の多くは、高度経済成長期や、バブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応して集中的に整備されており、これまで県民の共通財産として、県民生活や経済活動を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、時間の経過とともに老朽化が進行し、今後、一斉に改修や更新の時期を迎えることから、そのための経費が多額にのぼることが見込まれ、大分県の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

一方で、今後の少子高齢化や人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されるため、施設の用途を変更することなども検討する必要がある。

こうしたことから、大分県では、公共施設等の状況を的確に把握した上で、施設保有のあり方や施設の機能発揮の方針を示すため、平成27年7月に「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、「総合管理指針」という。）を策定している。

総合管理指針では今後の公共施設等の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的な管理について基本方針を定め、この方針に基づいて取り組むこととしており、県有建築物は以下の3つを基本方針としている。

① 施設総量の縮小	社会情勢の変化や施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。
② 施設の長寿命化	使用を継続する施設は、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
③ 管理体制の一元化	施設の保全管理を総合的かつ計画的に推進するため、管理体制を一元化する。

この総合管理指針の確実な推進を図ることを目的として、「知事部局所管県有

建築物保全計画」、「教育庁所管県有建築物保全計画」等（以下、「保全計画」という。）が策定されている。

その中で施設の長寿命化を図るために、これまで大分県が実施してきた、施設の損傷が顕在化した段階で損傷個所の処置を施す「事後保全」の考え方に、事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕在化する前に計画的な処置を行う「予防保全」型維持管理の考え方を取り入れて、概ね 60 年程度であった県有建築物の使用期間を 20 年程度延伸させるとしている。

この基本方針を受けて、県は「県有建築物の計画保全に関する評価実施方針」を作成し、予防保全工事の評価については施設等の「機能状況」及び「影響度」により、以下の予防保全評価基準に従って、工事の優先度を判断している。

予防保全評価基準

		機能状況			
		(高) ←	→ (低)	(低)	
		「機能低下」又は「劣化大」又は「法的機能不足」	「機能低下の恐れ」（2～3年以内を想定）又は「劣化中」	「機能低下の恐れが小」又は「劣化小」	
↑ 影 響 度 ↓ (低)	(高)	危険/違法/近隣影響大/ 全体的な利用者影響大/ 基幹機能※1/県方針	特 I	I	III
	末端機能※2/機能損害拡大の恐れ※3/限定的近隣影響/限定的利用者影響	I	II	IV	
	(低)	利用満足度/近隣影響無/ 利用者影響無	III	IV	V

[例外] その他（施設の状況等勘案し工事できないもの） V

※1：建築物全体を網羅する受変電設備や熱源設備

※2：個別の部屋を対象とする分電設備や空調設備

※3：屋上防水改修等、そのままにしておくとも損害が拡大していくもの

優先度のカテゴリー

特 I	： 特に早急を実施すべき工事
I	： 早急を実施すべき工事
II	： 優先的に実施すべき工事
III	： 全体調整の中で実施すべき工事
IV	： 必要性はあるが特に急がない工事
V	： 実施を見合わせるべき工事

ただし、保全計画に基づく築 20、40、60 年目の予防保全工事については、直近で改修しているものや、現地調査を行ない状態が良いと判断されたもの以外はすべて I とする。

今回、包括外部監査の対象とした県民利用施設の中で予防保全対象施設として掲げられている施設について、平成 28 年度以降に予防保全工事が行われた計画・要望金額と、実施金額を比較して 3 年間の累計を計算した。

総合文化センター（建築年度 平成 10 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	251 百万円 (100%)	234 百万円 (92.9%)	18 百万円 (7.1%)
平成 29 年度	612 百万円 (100%)	363 百万円 (59.4%)	249 百万円 (40.6%)
平成 30 年度	450 百万円 (100%)	317 百万円 (70.4%)	133 百万円 (29.6%)
累計	1,314 百万円 (100%)	914 百万円 (69.6%)	400 百万円 (30.4%)

スポーツ公園総合競技場（建築年度 平成 9 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	270 百万円 (100%)	208 百万円 (77.0%)	62 百万円 (23.0%)
平成 29 年度	313 百万円 (100%)	269 百万円 (85.9%)	44 百万円 (14.1%)
平成 30 年度	531 百万円 (100%)	490 百万円 (92.3%)	41 百万円 (7.7%)
累計	1,114 百万円 (100%)	967 百万円 (86.8%)	147 百万円 (13.2%)

ビーコンプラザ（建築年度 平成 6 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	170 百万円 (100%)	137 百万円 (80.6%)	33 百万円 (19.4%)
平成 29 年度	453 百万円	222 百万円	231 百万円

	(100%)	(49.1%)	(50.9%)
平成 30 年度	932 百万円 (100%)	167 百万円 (17.9%)	765 百万円 (82.1%)
累計	1,555 百万円 (100%)	526 百万円 (33.8%)	1,029 百万円 (66.2%)

農業文化公園（建築年度 平成 11 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	92 百万円 (100%)	70 百万円 (76.1%)	22 百万円 (23.9%)
平成 29 年度	48 百万円 (100%)	14 百万円 (29.2%)	34 百万円 (70.8%)
平成 30 年度	67 百万円 (100%)	17 百万円 (25.4%)	50 百万円 (74.6%)
累計	207 百万円 (100%)	101 百万円 (48.8%)	106 百万円 (51.2%)

県立図書館（建築年度 平成 6 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	148 百万円 (100%)	148 百万円 (100%)	0 百万円 (0%)
平成 29 年度	143 百万円 (100%)	27 百万円 (18.9%)	116 百万円 (81.1%)
平成 30 年度	141 百万円 (100%)	29 百万円 (20.6%)	112 百万円 (79.4%)
累計	432 百万円 (100%)	204 百万円 (47.2%)	228 百万円 (52.8%)

香々地青少年の家（建築年度 昭和 48 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	32 百万円 (100%)	32 百万円 (100%)	0 百万円 (0%)
平成 29 年度	132 百万円 (100%)	132 百万円 (100%)	0 百万円 (0%)
平成 30 年度	157 百万円	157 百万円	0 百万円

	(100%)	(100%)	(0%)
累計	321 百万円 (100%)	321 百万円 (100%)	0 百万円 (0%)

九重青少年の家（建築年度 昭和 55 年度）			
年度	計画・要望	実施	未実施
平成 28 年度	22 百万円 (100%)	22 百万円 (100%)	0 百万円 (0%)
平成 29 年度	107 百万円 (100%)	5 百万円 (4.7%)	102 百万円 (95.3%)
平成 30 年度	72 百万円 (100%)	1 百万円 (1.4%)	71 百万円 (98.6%)
累計	201 百万円 (100%)	28 百万円 (13.9%)	173 百万円 (86.1%)

その結果、特に目立ったのはビーコンプラザの計画・要望金額に対して実施された金額ベースでの比率が低いということである。

総合文化センター、ビーコンプラザ及びスポーツ公園総合競技場ともに建築後 20 年程度経過しており施設として長寿命化の観点から建築物に不具合・故障が生じる前に、性能・機能を所定の状態に維持するために一定金額のコストが生じるものと考えられる。

そのためこれらの施設は 10 億円を超える金額が計画・要望されており、総合文化センターは 69.6%、スポーツ公園は 86.8%が実施されているが、ビーコンプラザの実施率は 33.8%と、他の施設に比べて低く抑えられている。

ビーコンプラザの実施率が低くなっている原因を、工事一覧表を入手し、その工事内容を確認すると、施設の物理的な機能状況に重点を置いているように見受けられる。

具体的に示すならば、ビーコンプラザの平成 30 年度予防保全工事のうち、網掛けをした「映像設備更新」「舞台音響設備更新」「舞台照明設備更新」について評価が I であるにもかかわらず未実施となっている点である。

ビーコンプラザのような、県内外から各種イベントを誘致する M I C E 施設については、物理的な機能面だけではなく、他の M I C E 施設との競争に打ち勝てる「競争力」という視点も欠かせないが、競争力を維持する、あるいは高めるための工事が後回しとなっている。

「競争力」という視点で捉えるならば、「映像設備更新」「舞台音響設備更新」

「舞台照明設備更新」については、他のMICE施設との競争に打ち勝つために早急に実施すべきであったと考える。

なぜならば、MICE施設は映像、音響、照明は、会議やイベントを開催しようと検討している事業者に対して有効なアピール手段となるはずである。それにも関わらず、これを後回しにしているということはビーコンプラザを対外的に十分アピールできておらず、他のMICE施設との競争力が失われていく恐れがある。

ビーコンプラザにおける平成30年度予防保全工事（候補）一覧

工事内容	経過年数	評価	実施 or 未実施
中央監視設備 更新	23	I	未実施
トイレ呼出設備 更新	23	I	未実施
ファンコイルユニット 更新	23	I	未実施
映像設備 更新	23	I	未実施
舞台音響設備 更新	23	I	未実施
舞台照明設備 更新	23	I	未実施
エアハンドリングユニット 分解整備	23	I	未実施
給排気ファン 分解整備	23	I	未実施
換気扇・全熱交換器 更新	23	I	未実施
アリーナ可動手すり 改修	23	II	未実施
移動観覧席 点検	23	特I	実施
アリーナロールスクリーン 整備	23	特I	実施
中規模放水銃 更新	23	II	未実施
同時通訳ブース 更新	23	I	未実施
冷温水発生機 更新	23	特I	実施
冷温水発生機・冷却塔 整備	23	特I	実施
空調用制御盤等 整備	23	特I	実施
給水ポンプ 更新	23	特I	実施

「映像設備更新」「舞台音響設備更新」「舞台照明設備更新」等、施設運営に係る設備機器類の更新については、政策的な観点から早急かつ積極的に実施すべきであった。

これらは、現在ある施設・設備等を長く大切に使用していくための保全工事として実施するのではなく、『政策的工事』として実施されるべきものである。社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえ、施設の今後を見据えた有効かつ積極的な投資を行い、他のMICE施設との競争に打ち勝っていける施設にしていかな

ければならない。

なお、このことはビーコンプラザに限らず、他の大型県民利用施設についても同様である。政策的工事等については、施設所管課が主体となって、施設の長期的な将来ビジョンのもと、利便性、収益性、競争力、効果などを十分に検討した上で、保全工事とは分離した新たな事業として、施設所管課で予算を確保し、戦略的に実施されるべきものとする。

(2) 新技術への対応

意見16	新技術の採用について
<p>LED導入のように、施設に共通する技術については、施設所管課ではなく、施設管理等を指導する課室が関係課室と連携して、技術導入の検討及び予算確保を行うことが望ましい。</p>	

《補足》

施設管理に必要な設備において、新規技術が開発され、その技術の評価（利便性、経済性等）が社会的に肯定されれば、県有建築物においても積極的に採用することが望ましい。しかし、技術採用に一定以上の初期投資が必要な場合、どんなに優れた技術であっても、容易に採用を決定できないことが現実である。

今回の監査においても「LEDの導入」について、従来の蛍光灯と比較して、省エネルギーかつ低コストであることが社会的に肯定されているものの、照明器具（台座）の交換コストやLEDの購入コストが高いため、なかなか導入が進まない現実が散見された。確かに、県有建築物等は規模が大きいため、LED導入については、巨額のコストが必要な点は理解できるが、近い将来に蛍光灯が生産終了となるため、計画的にLEDへ交換していく必要がある。

LED導入のように、施設に共通する技術については、先述の「保全工事と政策的工事の分離について」とは逆に、施設所管課ではなく、施設管理等を指導する課室が主導して、技術導入の検討及び予算確保を行うことが望ましい。

なお、新技術の内容及び評価等は玉石混交であり、また時代の移り変わりによって評価や採用率が一変することもあるため、導入判断については、関係課室で協力して検討してもらいたい。その検討に際しては、導入に関するコストや効果等について、客観的かつ現実的な数値を用いるべきであり、実際の施設における導入を意識した試算が望ましい。その試算の参考として、今回の監査で試算した「LED化によるコスト削減効果」を、以下に示す。当該試算では、ビーコンプラザ（レセプションホール、会議棟2階ホワイエ、地下駐車場）における効果を試算し、その結果、3室全てでコスト削減効果を確認した。

ビーコンプラザにおけるLED化によるコスト削減効果

1. LED化費用

①台座交換単価 [1台あたり]

台座交換単価は、県有財産経営室が示す参考金額とした。

LEDタイプへの台座交換単価は高価であるが、蛍光灯のままであっても10年に一度は交換する必要がある（日本工業規格における目安）。

- ・ 蛍光灯→LED 33,300円（蛍光灯→蛍光灯：16,860円）

②購入単価 [1本あたり]

LED1本の購入単価は、蛍光灯の10～14倍高価となる。蛍光灯では、1つの台座につき2本の蛍光灯が必要となる（一部、1本の蛍光灯のみの台座もある）が、LEDでは、1つの台座につき1本のLEDのみで良いため、購入単価の違いは5～7倍に留まる。

- ・ レセプションホール LED：4,200円（蛍光灯：300円）
- ・ 会議棟2Fホワイエ LED：3,500円（蛍光灯：350円）
- ・ 地下駐車場 LED：3,500円（蛍光灯：300円）

2. LED化効果

①平均耐用日数 [1本あたり]

平均耐用日数は、蛍光灯における現行の耐用日数に、カタログ上の蛍光灯とLEDの定格寿命の比を乗じ、LEDにおける平均耐用日数を試算した。LED化により、耐用日数が約3倍に延長し、交換回数も削減できる。

- ・ レセプションホール LED：6,667日（蛍光灯：2,000日）
- ・ 会議棟2Fホワイエ LED：4,200日（蛍光灯：1,260日）
- ・ 地下駐車場 LED：4,833日（蛍光灯：1,450日）

②年間交換作業コスト [1部屋あたり]

交換作業コストは、蛍光灯における現行の交換作業に掛かる時間（15分）に、上記①から算出した年間交換回数と交換を担当する職員の平均時間給を乗じ、試算した。

- ・ レセプションホール LED：6,915円（蛍光灯：46,100円）
- ・ 会議棟2Fホワイエ LED：7,561円（蛍光灯：25,202円）
- ・ 地下駐車場 LED：7,386円（蛍光灯：24,619円）

③年間電気料金 [1部屋あたり]

年間電気料金は、蛍光灯における現行の年間電気料金に、特定非営利活動

法人LED照明推進協議会資料等に基づき、年間電気料金を3分の1程度の削減と定義したうえで、監査手続に掲載した「LED化の効果測定(試算)…自動計算)にて試算した。

- ・レセプションホール LED：95,256円(蛍光灯：158,760円)
- ・会議棟2Fホワイエ LED：29,549円(蛍光灯：49,248円)
- ・地下駐車場 LED：113,530円(蛍光灯：189,216円)

3. LED化節減額 (電気料金+交換新品代+交換作業コストの年間差額)

上記1の②及び2から、蛍光灯とLEDにおける「交換用新品代+交換作業コスト+年間電気料金」を試算した。

蛍光灯からLEDへの交換により、照明に係る年間費用を8.9~33.0%削減できる。

- ・レセプションホール【年間費用を33.0%削減】
蛍光灯(297,059円) - LED(198,980円) = 節減額 98,079円/年
- ・会議棟2Fホワイエ【年間費用を8.9%削減】
蛍光灯(89,152円) - LED(81,214円) = 節減額 7,938円/年
- ・地下駐車場【年間費用を27.5%削減】
蛍光灯(226,144円) - LED(163,998円) = 節減額 62,146円/年

[3室合計のLED化節減額] 168,163円(年間費用の27.5%削減)

(3) 法改正への対応

意見17	健康増進法の改正に係る対応について
------	-------------------

健康増進法の改正により、公の施設は原則屋内禁煙となり、速やかな対応が求められている。なお、県は受動喫煙防止対策を推進する立場であるため、公の施設においても、これに即した対応を講ずることが望ましい。

《補足》

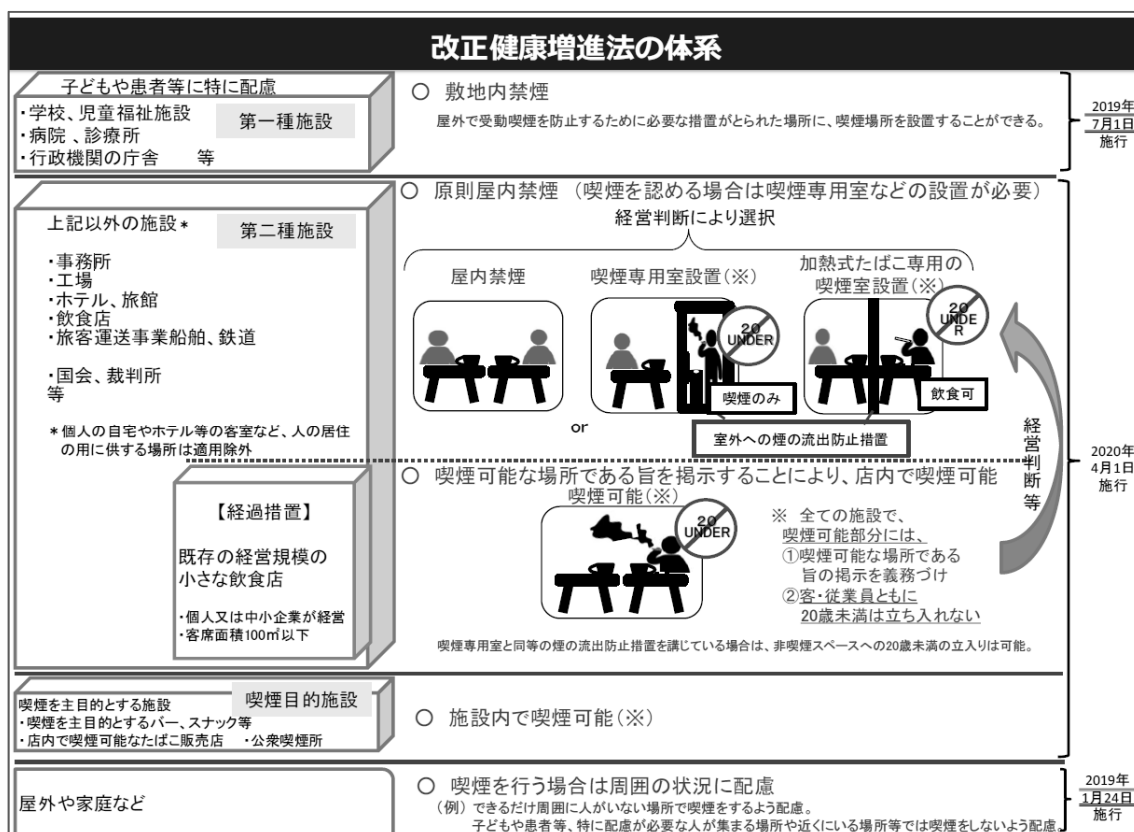
平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正健康増進法」という。)が、令和2年4月1日より全面施行となる。改正健康増進法では、受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じて、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設管理権原者及び管理者(施設所管課及び施設管理者)が講ずべき措置等を定められた。

公の施設は「第二種施設」とされ、原則屋内禁煙となった。設備面においては、屋内に喫煙場所を設置する場合は、「屋内での技術的基準（健康増進法施行規則第16条）を満たす喫煙専用室」と定められ、屋外に喫煙場所を設置する場合は、「出入口や通路の近くを避ける等、受動喫煙が生じないようにする配慮義務」を踏まえることとなった。

つまり、施設の屋内外のどちらにおいても、受動喫煙の防止を念頭に置くこととなり、施設所管課は、改正健康増進法の全面施行（令和2年4月1日）に向け、施設としての方針を決定し、必要に応じて予算措置を講じ、速やかに対応（各種設備や標識の設置・改修・移動・撤去等）することが求められている。

なお、国及び地方公共団体は、改正健康増進法において「望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」とされた。

健康寿命日本一を目指す大分県においては、受動喫煙対策推進アクションプランを策定し受動喫煙対策を推進しており、公の施設においても、これに即した対応が望まれるところである。



【監査後記】

今年度、包括外部監査のテーマとして県民利用施設を取り上げたことにより、多くの県職員、指定管理担当者と議論する機会を得た。ヒアリングを行った方々は皆真剣に業務に取り組んでいるが、そのような姿を見るにつれ、目標値を達成することができていない施設については、職員がその能力を十分に発揮していないという訳ではなく、人的な問題とは別の原因があるのではないかと考えた。

例えば、農業文化公園である。

指摘事項でも述べているが、農林水産部の若手職員はプロジェクトチームを組んで、指定管理者と連携しながら利活用の検討を行っている。この中から提案されたアイデアがイベント企画となり、実際の集客にも結びついているのはあるが、それでも目標である年間 33 万人の入園者数の達成には至っていない。

「大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例」のコンセプトは、「豊かな自然と親しみながら、農業・農村の文化等に関し学習する機会を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する県民の理解を深めるとともに、新しい農業・農村づくりに資するため、大分農業文化公園を設置する」とされており、「農業」がキーワードとなっている。

しかし、「農業」だけではあまりにも漠然としていて、収穫体験や草木あふれる園内を散策する等のイメージしか湧かず、魅力ある施設という印象にはなっていない。端的に言えば施設の存在意義が茫洋としているのである。

農業文化公園の利用者が増加しない根本原因は、「農業」というキーワードにとらわれすぎて、「新しい農業・農村づくり」という視点が欠け、新しい農業に対する魅力を県民へ伝えられていない点ではないだろうか。

農業の魅力を県民に広く伝えるためには、過酷な農作業や、過疎化が進む農村というネガティブなイメージを払拭し、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな「スマート農業」の視点を取り入れることもひとつの案と考える。

園内で農薬散布用のドローンを使って、ドローン操作を体験できる場を提供する、ICTを活用して農業の省力化をどのように行おうかとしているのかを示す等によって、県民に楽しみながら農業に関する理解を深めてもらうとともに、農業にポジティブなイメージを定着させるために、様々な取組を実施してはどうだろうか。

さらにドローン体験を園内の屋内施設で開催すれば、冬場の閑散期にも来園者を増やすこともできるようになり、これまでうまく活用できていなかった施設を集客の要とすることも期待できる。

また「農業」というネーミングに拘るあまり、農業文化公園の情報発信に自ら制約を設け、結果的に入園者を制限してしまっているようにも感じられた。

過去に「農業」とは関係のないイベントを開催した際に、農業文化公園が農業とは関係ないイベントを開催すべきではない、という苦情が寄せられ、それ以降は、農業と無関係のイベントは実施していない。しかし、私は農業文化公園に来園してもらう仕掛けを積極的に設けて、来園者に農業に対してワクワク感を持ってもらうことが重要であると考え。イベント自体は農業とは直接関係がなくとも、来園者に農業の魅力を伝える機会を提供していくことにこそ、施設の存在意義を見出してもらいたい。

「農業」という言葉に過度にとらわれて農業文化公園の情報を発信することに二の足を踏むよりも、農業とは直接関係のない様々なイベントも開催することで、農業文化公園の魅力を多方面へ伝えることにより様々な年齢層に来園してもらうことが重要ではないであろうか。

また、来園者に対しては季節ごとに大分県産の農産物を配布するなどのサービスにより来園者の満足度を上げ、さらに来園者からアンケートを多く回収する仕組みを確立することで、何が施設に求められているのか、解決すべき問題は何かを分析して、大分県の新しい農業・農村づくりの発信地とすべきである。

令和元年12月7日の新聞で、香々地青少年の家のホームページ上で個人情報掲載しているデータが残っていたとの記事が掲載された。新聞報道によると、イベント参加者募集の資料をホームページで公開したところ、その資料の中に昨年度のイベント参加者のデータが含まれており、その事実を外部の者から指摘され、公開3日後にようやく削除したとのことである。

本事案は担当職員が過去のデータを上書きして当年度の資料を作成しており、その際に昨年度のデータを削除することを忘れ、そのことを上司から指摘されていたにも関わらず失念していたことが発生の原因である。

当事案をうけ、教育改革・企画課長名で「ホームページの適切な運用管理について」が発出され、適切な運用を職員に周知・徹底するよう指示がなされ、これ以降は遅滞なくダブルチェックを行うなどの適切な対応が取られている。

しかし、そもそもなぜ、担当者が上司から指摘されていたにも関わらず昨年度のデータを削除することを失念していたのか、そして、所属長がその修正を確認しなかったのか等、の原因分析を行わなければ、再度同じようなミスが生じる可能性が高い。

私が香々地青少年の家に往査し、現地の職員にヒアリングするとともに、様々な資料を閲覧して驚いたことは、少数の職員が施設の数十にも及ぶ業務を行い、さらに各職員がひと月3～4回の宿直を行うという業務量の多さであった。

香々地青少年の家のように各職員が 10 以上の職務を抱えていれば、ミスを修正することや、上司が指摘事項を再確認するなどの作業が、多くの業務により失念してしまうことが容易に想像できる。

このようなヒューマンエラーを防止するためには、人間の行動に依存するのではなく、システム的に発生確率を低く抑えることが有効である。今回のケースでは過去のエクセルシートに上書きし、不要なシートを削除しないままホームページに掲載したことが最大の原因であるため、不適切なファイルを掲載できないように設定する等の対策を講じることが望ましい。

また、ヒューマンエラーは、各人の業務が多数であることにも起因していると考えられるため、例えば休館日を設けることによって職員が外部に向けて活動するのではなく、落ち着いて内部の事務作業ができるような時間を設ける等の労働環境を整えることも検討すべきである。

大分県は行財政改革の一環として総人件費を削減すべく、職員定数を平成 15 年度の 18,492 人から平成 30 年度には 16,080 人と 2,412 人削減している。その結果、人件費は 316 億円減少しているが、職員ひとりひとりの業務負担は増えているようにも感じる。県庁内で業務の効率化等を推進しているのであろうが、今後も特定の職員に業務が集中しないような見直しを進めていくべきである。

その一方で、指定管理者制度を導入したことによってそれまで県職員が行っていた業務を指定管理者に行わせるようになり、県職員は施設の将来ビジョンを立案すべき立場にも関わらず、それに関しては十分にはなされていない。これは、県職員の指定管理業務に対する当事者意識が希薄になっていることが原因と思われる。

県職員は、変化する県民ニーズや外部環境、運営・維持・更新コストを見据えて施設の将来ビジョンを明確にするとともに、指定管理者の現場の声に耳を傾けて、県と指定管理者が「ONE TEAM」で施設を運営していくことを期待する。

今回の包括外部監査のテーマを選定した際に、指定管理施設は民間のノウハウを有しているため、直営施設よりも効率的・効果的に運営することができる、それ故、非効率的に運営されている直営施設は指定管理施設へ運営方式を変更することが望ましい、という漠然とした考えを持っていた。

ところが、監査を進めていくにつれて、効率的・効果的という点は考慮すべき重要な要素ではあるが、それと同様に、県民利用施設は「県民のために何を行うべき施設なのか」を論じることが重要であることに気づいた。

例えば青少年の家である。

青少年の家は、指定管理方式を採用している他県では不登校児童等、ネット依存児童等、フリースクールに通う児童等を対象とした事業は、ほとんど実施されていないが、直営方式である大分県の青少年の家では平成 30 年度は 10 回開催され、199 名の児童等が参加している。

これは、指定管理方式においては、効率性という指標が重視されるため、ネット依存等の社会問題となっているものの、対象が少数である事業や児童等の心身を健全に育成するような事業は実施しにくいのではないかと推察される。しかし、直営方式においては、効率性という指標にとらわれない活動も容易に実施可能であるため、青少年の心身の健全な育成を図るという、青少年の家の本来の設置目的を達成できるのである。

指定管理と直営との違いは、施設のビジョンを達成するための手段に過ぎず、指定管理であるべきか直営であるべきかについては、効率的・効果的という観点と同時に施設のビジョンをどのように捉えるのかという観点によって、決定すべきである。

本報告書で「ビジョン」という言葉を使ってきたが、あえてその定義について触れてこなかった。これは「ビジョン」という言葉はすでに社会に広く使われており、読み手それぞれでそれぞれの「ビジョン」の捉え方があるであろうし、最初に定義を行い、それに沿った「ビジョン」で読み進めるよりも、読み手それぞれが「ビジョン」を解釈して読み進めてもらった方がより理解が深まると考えたからである。

とは言え、私が「ビジョン」についての見解を示さないことは報告書としては不完全となることを鑑み、ここで「ビジョン」についての見解を示すこととする。

「ビジョン」の英語は「VISION」であり、「将来像」と訳されている。おそらく多くの読み手は「ビジョン」を「将来像」と捉えているのではないだろうか。

しかし、施設が持つべき「ビジョン」は漠然とした将来像であってはならず、施設が有すべき「存在意義」を明確にしたうえで、施設が「解決すべき問題」を正確に捉え、「当事者意識」を持って対策を講じていくという可視化される将来像でなければならない。

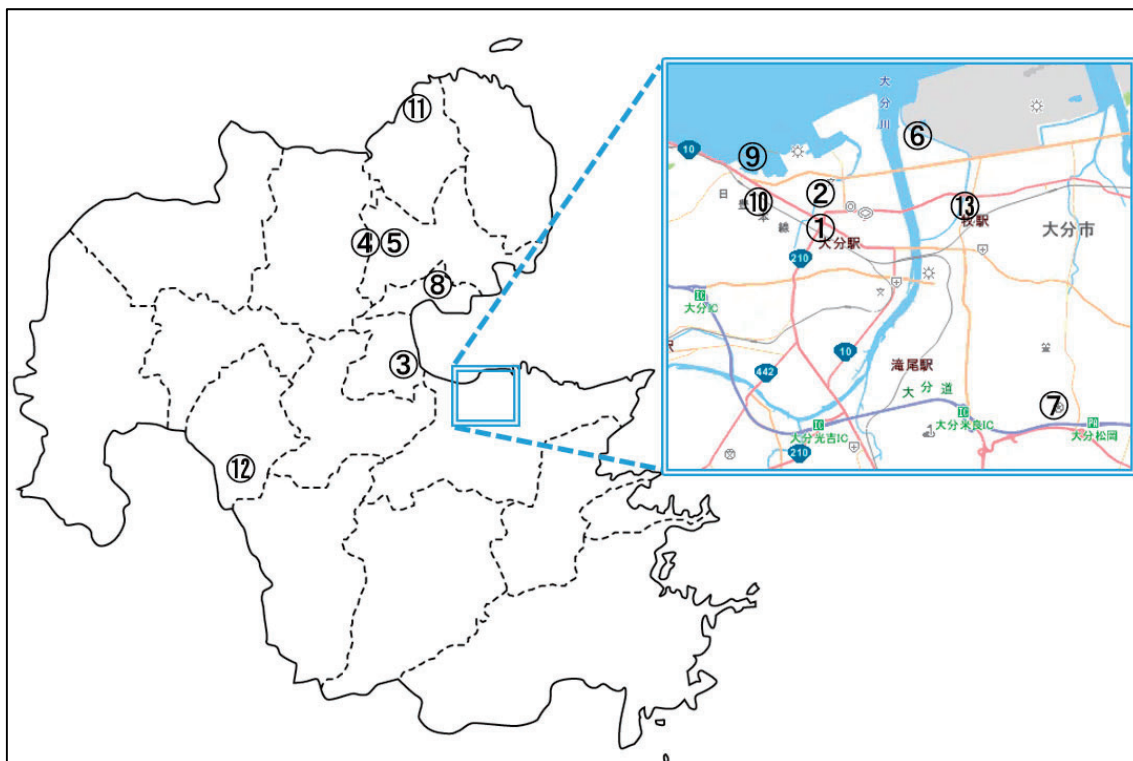
私が本報告書で最も強調したいことは、施設に関わる方々が「存在意義」「解決すべき問題」「当事者意識」に留意して、日々の業務を行い、また施設の将来ビジョンを策定することを心掛けて頂きたい、という点である。

以上

【資料編】施設概要

施設番号	施設名	所管	運営方式	資料編	
1	大分県立総合文化センター	企画振興部	指定管理	P 2	
2	大分県立美術館			P 10	
3	大分県立別府コンベンションセンター	商工観光労働部		P 18	
4	大分農業文化公園	農林水産部		P 26	
5	大分県都市農村交流研修館			P 36	
6	大洲総合運動公園	土木建築部		P 44	
7	大分スポーツ公園			P 52	
8	ハーモニーパーク			P 60	
9	港湾環境整備施設（大分港西大分地区）	教育庁		直営	P 66
10	大分県立図書館				P 74
11	大分県立香々地青少年の家				P 80
12	大分県立九重青少年の家				P 86
13	大分県立埋蔵文化財センター				

[施設所在地]



施設 1	大分県立総合文化センター	指定管理
-------------	---------------------	------

所管部課室	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課
施設所在地	大分市高砂町2-33
HPアドレス	http://www.emo.or.jp/



1. 施設概要

設置年月	平成 10(1998)年 8 月
設置根拠	大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例
設置目的	文化の創造と享受の場を提供することにより、県民の多様な文化活動を促進し、もって個性ある地域づくりと潤いのある生活の創造に寄与する。
事業内容	① センターの施設及び設備の利用に関すること ② 音楽・演劇等芸術文化の鑑賞の機会を提供すること

	③ 文化に関する情報を収集し、及び提供すること ④ その他、センターの目的を達成するために必要な事業
施設内容	① iichiko グランシアタ (大ホール 1,966 席) ② iichiko 音の泉ホール (中ホール 710 席) ③ iichiko アトリウムプラザ ④ リハーサル室・練習室 (9 室)、映像小ホール、 県民ギャラリー、会議室 (6 室) ⑤ 駐車場 (295 台)
閉館日	第 2・第 4 月曜日及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

2. 管理体制

(1) 指定管理者

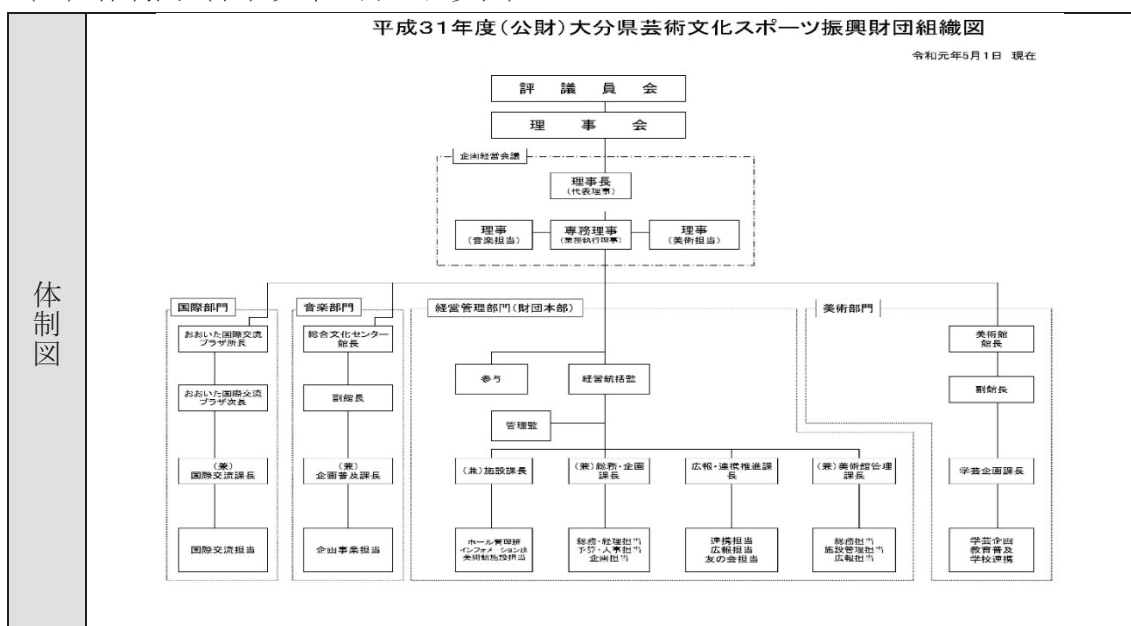
名称	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団
所在地	大分市高砂町 2-33
業種※	学術文化団体
指定期間	平成 30(2018)年 4 月 1 日～令和 5(2023)年 3 月 31 日 [4 期目]

※:日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成 (令和元年 5 月 1 日現在、単位:人)

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
9	0	1	0	10	37	57

(3) 体制図 (令和元年 5 月 1 日現在)



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 18(2006)年 4 月
前回公募時の応募団体数	任意指定

3. 管理に係る収支状況 (大分県立美術館と一体管理) (単位: 千円)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		767,769	792,783	780,522
内 訳	県からの委託料	454,465	454,179	447,611
	利用料金	307,973	333,289	327,160
	事業収入	0	0	0
	自主事業収入	0	0	0
	サービス改善提案事業収入	0	0	0
	その他収入	5,331	5,315	5,751
支出額 (B)		767,769	792,783	780,522
内 訳	人件費	206,973	199,870	200,126
	維持管理費	2,914	2,462	2,773
	事業費	532,802	565,371	552,543
	自主事業費	0	0	0
	サービス改善提案事業支出	1,080	1,080	1,080
	その他支出	24,000	24,000	24,000
収支差額 (A - B)		0	0	0

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年 5 月 1 日現在)

取得年月(※)	平成 10(1998)年 7 月 [経過年数:20 年]
敷地面積	14,111 m ²
延べ床面積	42,601 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去 3 年間の建物修繕等コスト (単位: 千円)

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	156,000	2,000	158,000
H29(2017)年度	147,000	10,000	157,000
H30(2018)年度	152,000	5,000	157,000

3年間平均	151,667	5,667	157,333
-------	---------	-------	---------

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県大規模施設中長期保全計画
計画期間	10年 [平成27(2015)年～令和6(2024)年]
期間中の総保全コスト	5,162,203 (年平均:516,221)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	233,862人 [前年度比:-2.5%]
	H29(2017)年度	235,508人 [前年度比:+0.7%]
	H30(2018)年度	240,330人 [前年度比:+2.0%]
	利用者居住地	①大分市 [55.2%]、②別府市 [8.0%]、③佐伯市 [4.3%]
予測※	R12(2030)年度	228,425人 [H30(2018)年度比:-5.0%]
	R27(2045)年度	203,799人 [H30(2018)年度比:-15.2%]

※:実績数値はホール（iichiko グランシアタ、iichiko 音の泉ホール）入場者実績。うち自主公演（鑑賞系）入場者数は14,171人。その他は貸館事業。利用者居住地は自主公演アンケート結果。

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	自主公演鑑賞	2位	—	3位	—
	100.0%		—		—

※:自主公演アンケート結果

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	自主公演開催時に各種パンフレットとともに来場者へ配布し、退場時に回収 ※他に貸館施設利用者満足度調査あり
実施結果	「大変満足」77.3%、「ほぼ満足」15.5%、「普通」1.3%、「やや不満足」0.3%、「非常に不満足」0.1%、「無回答」5.5%
主な意見・要望・苦情（貸館事業）	左記への対応状況

・音の泉ホールの一部楽屋が暑い。	・空調設備の改修工事を実施
・ホール予約解禁日がよくわからない。	・ホール予約解禁日の一覧表を作成。 ホームページ上で確認できるようにした。

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
ホルトホール	大分市	大分市	266,674人
コンパルホール	大分市	大分市	125,004人
平和市民公園能楽堂	大分市	大分市	34,691人
大分イベントホール	民間	大分市	(未集計)

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者芸術支援(福祉保健部障害者社会参加推進室) 大分県立図書館でのオペラレクチャー事業等の共催(教育庁大分県立図書館)
市町村	○	<ul style="list-style-type: none"> ホールナビによる市町ホールとの共同情報発信(大分市、別府市、中津市ほか10市町) iichiko グランドシアタジュニアオーケストラと竹田高校器楽部とのジョイントコンサート(グランツ竹田)(竹田市)
学校	○	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地の小学生(保護者・引率者含む)が生の公演を体験できるよう自主公演へ招待 クラシック音楽のアウトリーチ活動を学校・福祉施設・公民館などで実施
民間企業	○	<ul style="list-style-type: none"> 三和酒類パートナーシップ冠事業等の実施 大分空港2F出発ロビーに設置のフォトフレームで公演事業の情報を発信
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化ゾーン創造プロジェクト実行委員会による近隣商店街と連携したイベント実施(Tanabata Starlight Express等) アルゲリッチ音楽祭の共催(アルゲリッチ芸術振興財団)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	×	・なし
予算不足	×	×	
ノウハウ・アイデア不足	×	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	×	
施設ポテンシャル※2	×	×	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Oppportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間ホール利用率 87.0% ・施設利用者満足度 88%
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いジャンルで質の高い公演を実施 ・全国的評価が高いホール設備 ・利用者の満足度・リピート率が高い ・練習室が充実、駐車場も広い ・県立美術館と隣接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に精通した職員割合の低下 ・施設の老朽化による補修経費の増 ・子供向け設備の不足
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中心部にあり、交通アクセスがよい ・ホテルが併設、近隣に商店、飲食店が多い ・施設の認知度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設館内の商業施設減少 ・競合施設と比較した場合、アクセスが不利（大分駅からの所要時間）
	O	T

▼

上記SOを生かす取組
a) 美術館との一体的な管理運営 (相互の情報発信スペースを充実し情報共有に努める)
b) ホテルや近隣の飲食店との連携を図る (連携店舗の充実)
c) 練習室利用者の発表の場を拡大 (館内でのイベント参加)

▼

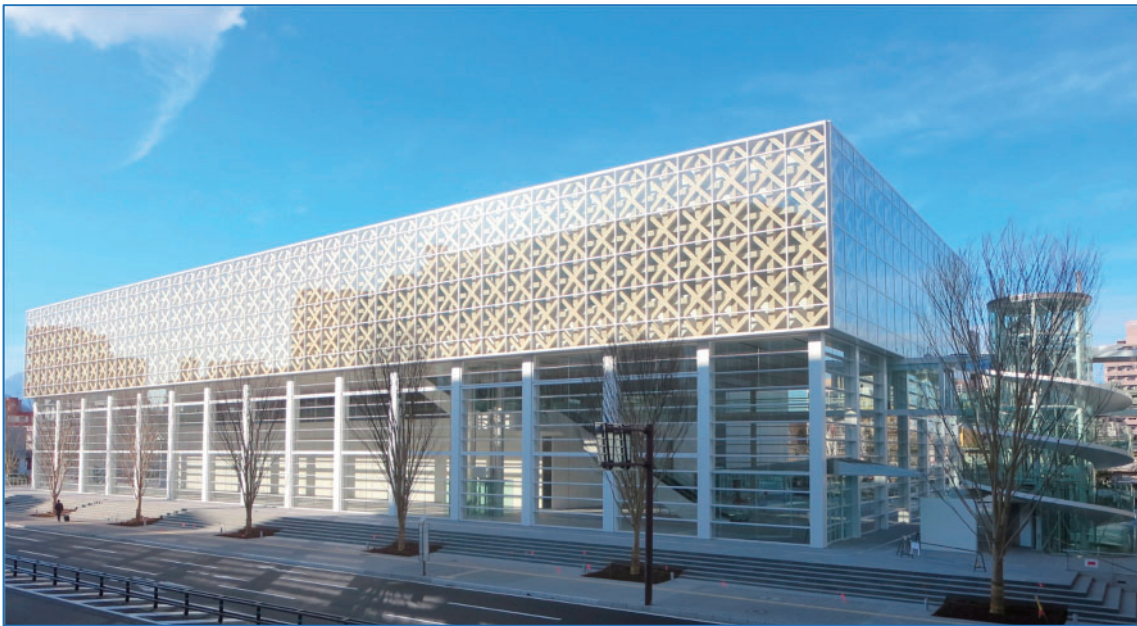
上記WTを補う取組
e) 広報、情報発信の強化 (周辺商業施設、駐車場、バス等の情報発信)
f) 職員の労働条件の改善、業務に精通した人材の育成
g) 施設の計画的な修繕、バリアフリー化

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① a	② g	③ f	④ e	⑤ c	⑥ b
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館利用者、センター利用者の相互誘導 ・相互案内スポット増設 ・共通催事の実施 ・スタッフの情報共有 					

施設 2	大分県立美術館	指定管理
-------------	----------------	------

所管部課室	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課
施設所在地	大分市寿町2-1
HPアドレス	http://www.opam.jp/



1. 施設概要

設置年月	平成 27(2015)年 4 月
設置根拠	大分県立美術館設置及び管理に関する条例
設置目的	芸術文化創造の拠点として、優れた美術作品の鑑賞及び学習機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援を通じて、県民の感性や創造性を高め、もって文化を核とした地域力を高める。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 美術品及び美術に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること ② 美術品等に関する調査及び研究に関すること ③ 美術に関する情報の収集及び提供に関すること ④ 美術に関する講演会、講座等を開催すること ⑤ 美術館の施設及び設備の利用に関すること ⑥ 学校及び他の美術館、博物館その他の文化施設等との連携に関すること

	⑦ その他、美術館の目的を達成するために必要な事業
施設内容	① 1階：展示室A、アトリウム、ミュージアムショップ、モバイルカフェ ② 2階：アトリエ、研修室、体験学習室、カフェ ③ 3階：展示室B、コレクション展示室 ④ 駐車場：屋外143台、地下107台
閉館日	原則として無休（館内点検等のための臨時休館を除く）

2. 管理体制

(1) 指定管理者

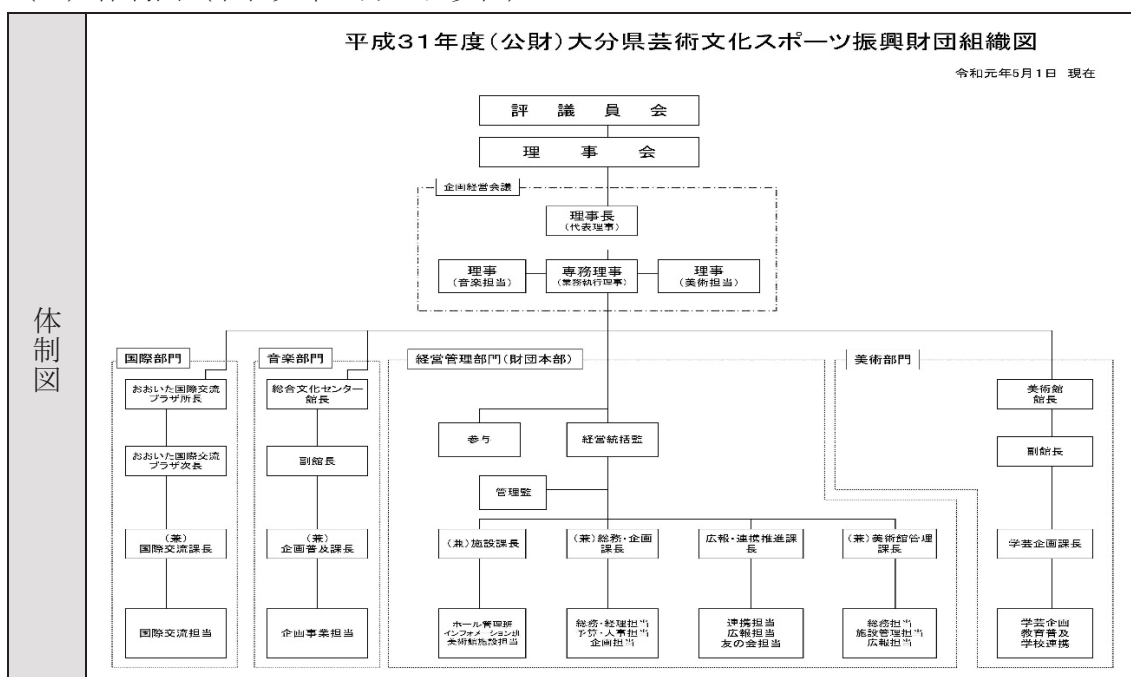
名称	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団
所在地	大分市高砂町2-33
業種※	学術文化団体
指定期間	平成30(2018)年4月1日～令和5(2023)年3月31日 [4期目]

※：日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
9	0	1	0	10	37	57

(3) 体制図（令和元年5月1日現在）



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 25(2013)年 10 月
前回公募時の応募団体数	任意指定

3. 管理に係る収支状況 (大分県立総合文化センターと一体管理) (単位: 千円)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		767,769	792,783	780,522
内 訳	県からの委託料	454,465	454,179	447,611
	利用料金	307,973	333,289	327,160
	事業収入	0	0	0
	自主事業収入	0	0	0
	サービス改善提案事業収入	0	0	0
	その他収入	5,331	5,315	5,751
支出額 (B)		767,769	792,783	780,522
内 訳	人件費	206,973	199,870	200,126
	維持管理費	2,914	2,462	2,773
	事業費	532,802	565,371	552,543
	自主事業費	0	0	0
	サービス改善提案事業支出	1,080	1,080	1,080
	その他支出	24,000	24,000	24,000
収支差額 (A - B)		0	0	0

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年 5 月 1 日現在)

取得年月(※)	平成 26(2014)年 11 月 [経過年数: 4 年]
敷地面積	13,518 m ²
延べ床面積	16,818 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去 3 年間の建物修繕等コスト (単位: 千円)

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	0	0	0
H29(2017)年度	0	2,000	2,000
H30(2018)年度	0	1,000	1,000

3年間平均	0	1,000	1,000
-------	---	-------	-------

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県大規模施設中長期保全計画
計画期間	10年 [平成27(2015)年～令和6(2024)年]
期間中の総保全コスト	347,938 (年平均:34,794)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	434,518人 [前年度比:-32.4%]
	H29(2017)年度	648,223人 [前年度比:+49.1%]
	H30(2018)年度	572,001人 [前年度比:-11.8%]
	利用者居住地	①大分市 [60.8%]、②別府市 [8.7%]、③その他 [30.5%]
予測※	R12(2030)年度	547,866人 [H30(2018)年度比:-4.2%]
	R27(2045)年度	493,289人 [H30(2018)年度比:-13.8%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	企画展（自主） 59.2%	2位	展覧会（貸館） 24.5%	3位	建物見学 4.1%
----	------------------	----	------------------	----	--------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	館内（企画展・コレクション展出口、1階インフォ、2階情報コーナー横）設置の紙アンケート及びスマートフォンにより回答 ※他に貸館施設利用者満足度調査あり	
実施結果	とても満足～とても不満足までの5段階評価で、ふつう以上が94%であった。	
	主な意見・要望・苦情	左記への対応状況
	・カフェメニューを増やして欲しい。	・企画展と連動した期間限定メニューなど7種類を提供した。

・現金払い以外の決済手段が欲しい。	・入場券購入の際のクレジットカード決済システムに加え、モバイル決済サービスも導入。
-------------------	---

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
大分市美術館	大分市	大分市	321,573人
アートプラザ	大分市	大分市	172,799人
別府市美術館	別府市	別府市	11,523人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者芸術支援(福祉保健部障害者社会参加推進室) イベント「OPAMで会いましょう」共催(企画振興部広報広聴課)
市町村	○	<ul style="list-style-type: none"> 大分市美術館とリーフレット・共通割引券等の共同制作による情報発信(大分市) 地域美術館体験事業(竹田市、姫島村等)
学校	○	<ul style="list-style-type: none"> 学校連携事業(小中学校等ワークショップ+美術館訪問、指導者研修など) アバターを活用した遠隔での展示見学・解説(県教委・県商工観光労働部)
民間企業	○	<ul style="list-style-type: none"> マスコミ共催事業での企画・情報発信 協賛企業情報発信(アトリウムでのオーディオ車両展示、伊藤園「おいしいお茶の入れ方講座」等)
その他団体(NPO、各種法人等)	○	<ul style="list-style-type: none"> 大分県医師会、大分県看護協会等と協定を締結し、機関紙で情報発信 別府インターナショナルプラザなどが発行した外国人向け観光ガイドブックに、美術館情報を掲載し外国人観光客向けの情報発信

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	×	・なし
予算不足	×	×	
ノウハウ・アイデア不足	×	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	×	
施設ポテンシャル※2	×	×	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 <small>(イメージ、目標数値等)</small>	入場者数：50 万人
---------------------------------------	------------

◆ 「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 365 日無休等のため来館しやすい ・ 1,000 m²級の展示室を3室有する ・ アトリウム等の多目的な利用が可能 ・ 250 台収容の広い駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレクション展の魅力について、情報発信が不足 ・ スタッフの営業（経営）意識の不足 ・ 勤務ローテーションに余裕がない
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京国立博物館など国内屈指の美術館博物館と築きあげてきた関係性 ・ 企画展実行委員会の設置や広報など 県内マスコミ各社との良好な関係性 ・ 友の会会員数の増加 ・ 県内芸術団体の利用が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に市立美術館等の競合施設 ・ 地方美術館に人気の展覧会を持つてくることの困難さ ・ 空港や観光地から離れている ・ 大都市圏と比べ商圏人口が少ない
	O	T

▼

上記SOを生かす取組	
a)	柔軟な発想による展覧会や関連イベントの立案
b)	放送局や新聞社と連携しての広報活動
c)	運営の幹となる友の会会員の増加策

▼

上記WTを補う取組	
d)	各スタッフへの目標の意識付け、共有化の徹底
e)	収蔵品を生かした魅力的な企画展示と情報発信の強化
f)	近隣類似施設との共通チケットや連携企画の立案

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① a	② b	③ e	④ d	⑤ c	⑥ f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の企画展の情報収集 ・ 他県美術館とのネットワーク構築 ・ 地元のマスコミを中心とした民間団体とのネットワーク (企画立案、広報活動) ・ 運営スタッフの充実 (人材育成など) ・ 職員共通意識の醸成 (「美術館という特殊な空間でどこまで思い切った催事を行うのか」について) 					

施設 3	大分県立別府コンベンションセンター	指定管理
-------------	--------------------------	------

所管部課室	商工観光労働部 観光局 観光政策課
施設所在地	別府市山の手町 12-1
HPアドレス	http://www.b-conplaza.jp/



1. 施設概要

設置年月	平成7(1995)年1月
設置根拠	大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例
設置目的	人、物、情報等の交流を促進し、もって地域経済の発展と県民の文化の向上を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ② センターの利用の受付及び案内に関する業務 ③ センターの利用の許可に関する業務 ④ センターの利用の促進に関する業務 ⑤ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
施設内容	コンベンションホール、国際会議室、レセプションホール、

	中会議室、小会議室 31～33、小会議室 1～4、グローバルタワー ※フィルハーモニアホールは、別府市所管となっている。
閉館日	年末年始（12月29日～1月3日）※利用希望があれば開館する。 グローバルタワーは、1月1日から営業している。

2. 管理体制

(1) 指定管理者

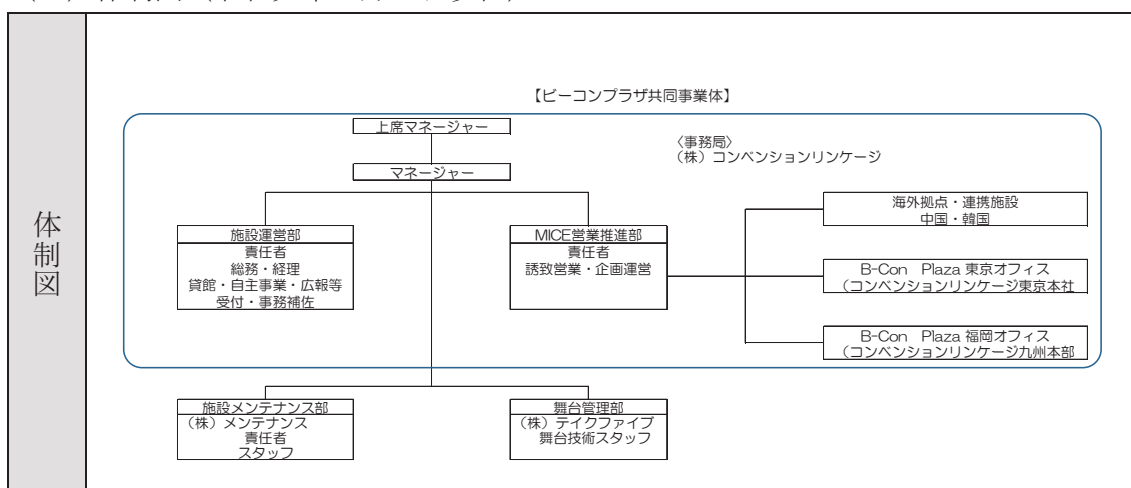
名称	ビーコンプラザ共同事業体 (代表団体 株式会社コンベンションリンケージ)
所在地	東京都千代田区三番町2番地
業種※	サービス業 (他に分類されないもの)
指定期間	平成 31(2019)年 4月 1日～令和 6(2024)年 3月 31日 [4期目]

※:日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成 (令和元年5月1日現在、単位:人)

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
12	5	0	0	0	20	37

(3) 体制図 (令和元年5月1日現在)



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 18(2006)年 4月
前回公募時の応募団体数	2 団体

3. 管理に係る収支状況（単位：千円）

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額（A）		366,949	353,025	332,885
内 訳	県からの委託料	20,446	20,037	19,637
	利用料金	163,352	128,857	124,463
	事業収入	111,575	122,970	98,985
	自主事業収入	6,451	18,036	28,021
	サービス改善提案事業収入	1,080	1,080	1,072
	その他収入	64,045	62,045	60,707
支出額（B）		364,021	352,848	332,337
内 訳	人件費	67,774	70,998	75,570
	維持管理費	172,899	161,129	150,129
	事業費	85,037	80,300	54,546
	自主事業費	10,130	18,583	29,757
	サービス改善提案事業支出	1,080	1,080	1,072
	その他支出	27,101	20,758	21,263
収支差額（A－B）		2,928	177	548

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	平成7(1995)年1月 [経過年数:24年]
敷地面積	5,201.37 m ²
延べ床面積	27,305.24 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	130,628	1,900	132,528
H29(2017)年度	116,061	1,810	117,871
H30(2018)年度	6,681	543	7,224
3年間平均	84,457	1,418	85,874

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・
 消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県大規模施設中長期保全計画
計画期間	10年 [平成27(2015)年～令和6(2024)年]
期間中の総保全コスト	4,489,699 (年平均:448,970)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	441,725人 [前年度比:-6.0%]
	H29(2017)年度	431,953人 [前年度比:-2.2%]
	H30(2018)年度	456,847人 [前年度比:+5.8%]
	利用者居住地	①県内 [77%]、②全国 [12%]、③九州 [9%]
予測※	R12(2030)年度	421,792人 [H30(2018)年度比:-7.7%]
	R27(2045)年度	365,233人 [H30(2018)年度比:-20.0%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	学会・研修会 42%	2位	集会・講演会 19%	3位	会議 14%
----	---------------	----	---------------	----	-----------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 一般来館者アンケート（1階エントランスホール及び3階エレベーター前にアンケート用紙と箱を設置） 自主事業アンケート（参加者から直接聴き取り、参加者がアンケート用紙に記入） その他（一般の方からの電話、郵便、Eメール、FAX等）
実施結果	<p>一般来館者アンケートの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の満足度 「良い」59%、「やや良い」15%、「普通」26%、「悪い」0% スタッフの対応 「良い」95%、「やや良い」0%、「普通」5%、「悪い」0% <p>施設・スタッフ共に回答者の多くから、「やや良い」以上の評価を受けている。また、施設がきれいで利用しやすいといった意見などもいただ</p>

	いている。この他にも自主事業アンケートも実施し利用者の声を反映する努力を行っている。	
主な意見・要望・苦情	左記への対応状況	
・小さな子どもが飲める紙カップのお茶やジュースを置いてほしい。また、子ども用のトイレもあるとありがたい。	・紙カップのジュースなどを置いている自販機があるので、子どもが参加するイベントでは周知したい。子ども用のトイレについては、今後の検討課題とする。	
・コンビニを設けてほしい。	・近隣（徒歩5分程度）のスーパーを案内している。	

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
マリンメッセ福岡	福岡市	福岡市	1,369,977人
福岡国際会議場	福岡市	福岡市	358,315人
福岡国際センター	民間	福岡市	525,776人
北九州国際会議場	北九州市	北九州市	80,000人
西日本総合展示場	北九州市	北九州市	800,000人
長崎ブリックホール	長崎市	長崎市	H29(2017) 404,352人
グランメッセ熊本	熊本県	熊本市	H29(2017) 810,997人
熊本城ホール	熊本市	熊本市	(2019年開館)
博多国際展示場	民間	福岡市	(2021年開館予定)
福岡市第2期展示場(仮称)	福岡市	福岡市	(2021年開館予定)
長崎市交流拠点施設(仮称)	長崎市	長崎市	(2021年開館予定)

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	・イベント誘致に関するもの
市町村	○	・イベント誘致に関するもの
学校	○	・イベント誘致に関するもの
民間企業	○	・イベント誘致に関するもの
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	・イベント誘致に関するもの

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率や利用者数の増加に向けた新たなターゲット（企業・団体）の獲得 ・施設、設備機器の老朽化
予算不足	×	×	
ノウハウ・アイデア不足	○	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	×	
施設ポテンシャル※2	○	○	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要4施設稼働率 令和元年度 63% ・利用者数の増加 450,000人以上
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的な利用ができる総合コンベンション施設である ・国際会議室を有しており、通訳が必要な国際会議等の開催も可能である ・大分県最大の高さ 125m のグローバルタワーがある ・世界的な建築家・磯崎新氏による設計建築である 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化が進んでいる ・施設内の利用導線が分かりづらい ・大型学会等の分科会利用には会議室数が少ない ・専用駐車場が少ない ・用途未決定の空きスペースがある ・施設内に飲食店（レストラン、コンビニ等）がない
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・日本一の湯量と源泉数を誇る温泉地がある ・観光、宿泊施設が豊富である ・インバウンドの増加等で宿泊施設が充実している ・外資ホテルも建設され、海外利用者にアピールできる ・APUの外国人留学生のボランティア協力体制が可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州各県でMICE施設の増開設が進んでおり、MICE誘致の競争が激しくなっている ・大型コンサートでは隣県のドーム等が強い ・公共交通機関の利便性が良くない ・施設が観光ルートにはなっていない ・施設周辺に飲食店やコンビニが少ない
	O	T

▼

上記SOを生かす取組	
a)	温泉資源や旅館・ホテル、観光施設のアフターコンベンションの魅力を活かした誘致活動として、ホームページ等での情報発信を強化する
b)	総合コンベンション施設としての特徴を活かした多様な会議・学会やコンサート等の誘致活動のターゲットを広げる
c)	国際会合、海外主催者への営業として、外国人留学生の協力、語学サポートの体制を提案する

▼

上記WTを補う取組	
d)	分かりやすい案内看板の増設や、施設や設備の老朽化に伴う保全、改修の際には、施設のセールスポイントとなる機器を導入する
e)	現在の空きスペースを多目的ルーム等として改築し、会議室としても使えるようにする
f)	近隣の公共施設（中学校、球技場など）の廃校、合併、改修時に、ビーコン駐車場としての利用を検討する

取組の優先順位 (①～⑥位)	①d	②a	③e	④b	⑤c	⑥f
優先①位の取組に 必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽機器、設備の再点検 ・ 施設保全、修繕費の予算確保 ・ 営業先へのセールスポイントの整理 ・ 大学等との連携体制の確立 ・ 宿泊施設、公共交通機関との情報共有 ・ 公共施設の再編時の情報共有、要望活動 					

施設 4	大分農業文化公園	指定管理
施設 5	大分県都市農村交流研修館	

所管部課室	農林水産部 地域農業振興課
施設所在地	杵築市山香町大字日指 1 - 1
HPアドレス	https://www.oita-agri-park.or.jp/



1. 施設概要

設置年月	平成 13(2001)年 4 月
設置根拠	大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例 大分県都市農村交流研修館に設置及び管理に関する条例
設置目的	(大分農業文化公園) 豊かな自然と親しみながら農業・農村の文化等に関し学習する機会を提供することにより、農業・農村及び自然環境に対する県民の理解を深めるとともに、新しい農業・農村づくりに資する。

	(大分県都市農村交流研修館) 都市と農村との交流の促進を図るとともに、農村女性の能力の開発及びネットワークの形成に資する。
事業内容	① 施設等の利用、農業・農村に係る情報の提供、都市と農村との交流の促進、研修に関する業務 ② 農業文化公園及び都市農村交流研修館の施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③ 農業文化公園及び都市農村交流研修館の利用受付及び案内に関する業務 ④ 農業文化公園及び都市農村交流研修館の利用許可に関する業務 ⑤ 農業文化公園及び都市農村交流研修館の利用促進に関する業務 ⑥ その他知事が特に必要と認める業務
施設内容	① 豊の国物産館 ② 交流研修館 ③ 花昆虫館 ④ コテージ ⑤ オートキャンプ場 ⑥ フルーツテラス
閉館日	毎週火曜日、1月1日

2. 管理体制

(1) 指定管理者

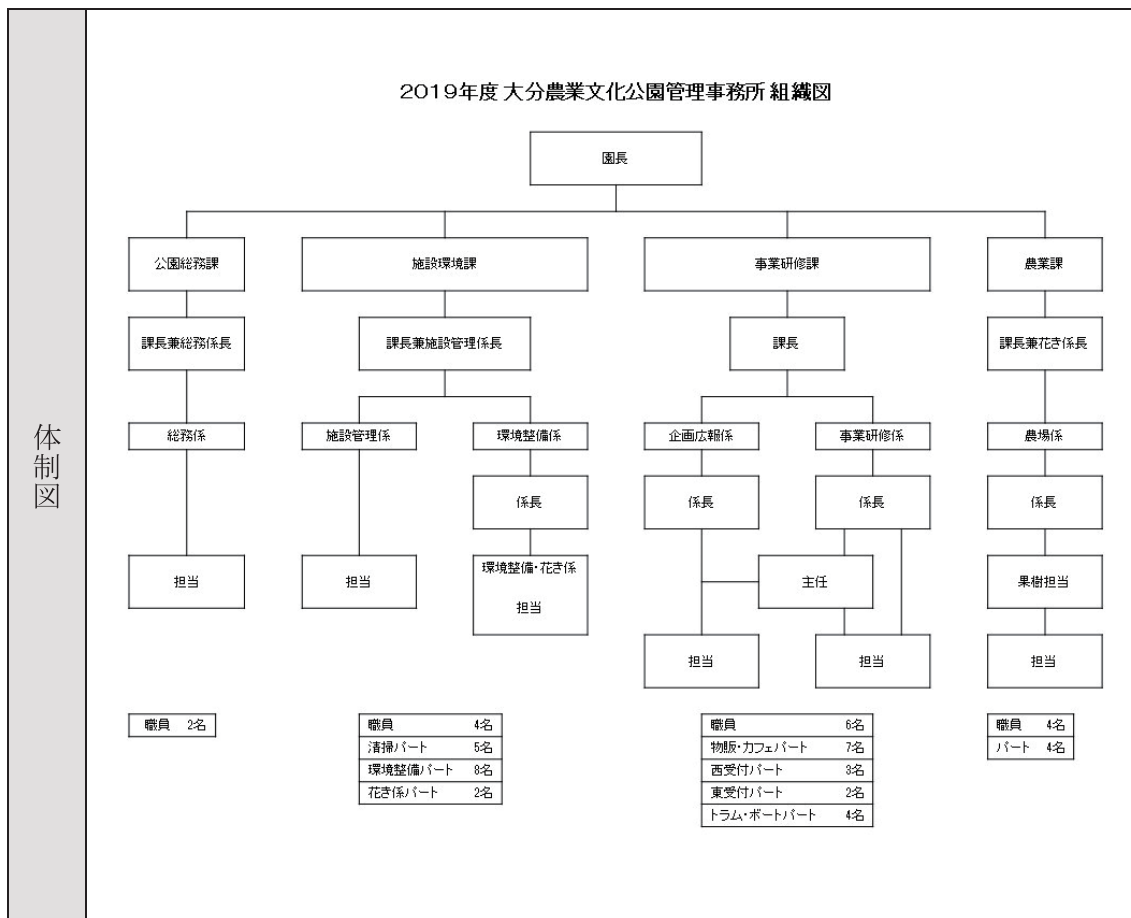
名称	公益社団法人大分県農業農村振興公社
所在地	大分市舞鶴町1丁目4番15号
業種※	農業
指定期間	平成28(2016)年4月1日～令和3(2021)年3月31日 [3期目]

※:日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成 (令和元年5月1日現在、単位:人)

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
2	35	4	0	0	12	53

(3) 体制図 (令和元年5月1日現在)



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 18(2006)年 4月
前回公募時の応募団体数	1 団体

3. 管理に係る収支状況 (単位：千円)

(大分農業文化公園)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		181,235	186,903	188,911
内訳	県からの委託料	107,145	107,145	107,145
	利用料金	27,749	31,658	31,196
	事業収入	41,586	45,987	48,788
	自主事業収入	0	0	0
	サービス改善提案事業収入	1,080	1,080	1,080
	その他収入	3,675	1,033	702
支出額 (B)		182,005	185,805	188,911

内 訳	人件費	75,469	73,555	72,004
	維持管理費	56,359	60,979	56,442
	事業費	48,070	50,191	57,120
	自主事業費	0	0	0
	サービス改善提案事業支出	1,080	1,080	1,080
	その他支出	1,027	0	2,265
収支差額 (A - B)		-770	1,098	0

(大分県都市農村交流研修館)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		24,438	24,737	24,871
内 訳	県からの委託料	21,772	21,772	21,772
	利用料金	757	1,074	990
	事業収入	1,909	1,890	2,109
	自主事業収入	0	0	0
	サービス改善提案事業収入	0	0	0
	その他収入	0	1	0
支出額 (B)		24,438	24,737	24,871
内 訳	人件費	6,231	6,518	6,338
	維持管理費	13,824	13,710	14,715
	事業費	3,793	3,882	3,186
	自主事業費	0	0	0
	サービス改善提案事業支出	0	0	0
	その他支出	590	627	632
収支差額 (A - B)		0	0	0

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年5月1日現在)

取得年月(※)	平成10(2000)年3月 [経過年数:19年]
敷地面積	816,483 m ²
延べ床面積	8,097 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト (単位: 千円)

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	71,890	131	72,021
H29(2017)年度	19,255	2,136	21,391
H30(2018)年度	20,011	1,420	21,431
3年間平均	37,052	1,229	38,281

※:建物や建物設備(電気、排水設備等)に係る修繕・改善コストを記載(清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く)

(3) 施設長寿命化(保全)コスト (単位: 千円)

計画名称	大分県大規模施設中長期保全計画
計画期間	20年 [平成27(2015)年~令和17(2035)年]
期間中の総保全コスト	1,841,345 (年平均:92,067)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

[大分農業文化公園]

実績	H28(2016)年度	235,244人 [前年度比:-20.4%]
	H29(2017)年度	261,490人 [前年度比:+11.2%]
	H30(2018)年度	239,154人 [前年度比:-8.5%]
	利用者居住地	①大分市 [38.1%]、②別府市 [17.6%]、③宇佐市 [9.1%]
予測※	R12(2030)年度	224,317人 [H30(2018)年度比:-4.7%]
	R27(2045)年度	197,816人 [H30(2018)年度比:-17.3%]

[大分県都市農村交流研修館]

実績	H28(2016)年度	25,045人 [前年度比:-9.7%]
	H29(2017)年度	34,068人 [前年度比:+36.0%]
	H30(2018)年度	32,503人 [前年度比:-4.6%]
	利用者居住地	①大分市 [40.0%]、②別府市 [14.0%]、③中津市 [13.0%]
予測※	R12(2030)年度	30,846人 [H30(2018)年度比:-5.1%]
	R27(2045)年度	27,579人 [H30(2018)年度比:-15.1%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成 30 (2018) 年度]

1位	イベント 47.2%	2位	自然鑑賞 36.0%	3位	健康促進 10.9%
----	---------------	----	---------------	----	---------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> アンケート回答箇所は、入り口付近に設置。 入口におけるボード調査 	
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> アンケート改修結果 約 1,000 件 ボード調査は好評で、ゴールデンウィークで 4,000 家族分の回答 	
主な意見・要望・苦情		左記への対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食メニューを増やしてほしい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント限定商品等を開発し、販売。その他にも新商品提供。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 暑さ除けの日影が少ない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 桜の成木を 30 本定植予定。

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
熊本県農業公園	熊本県	合志市	510,496 人
くじゅう花公園	民間	玖珠町	220,000 人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容 (連携組織名)
県庁内の他組織	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた県産肉フェスタ (畜産振興課ほか) ・ こめフェス (農地活用・集落営農課)
市町村	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杵築市スポーツ少年団クラブ対抗駅伝大会 (杵築市スポーツ振興課) ・ ウォーキング大会 (杵築市健康長寿あんしん課)
学校	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田、七島イの田植え・収穫体験 (別府大学) ・ ネモフィラの花苗の配布 (杵築市内小学校)
民間企業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界農業遺産体験バスツアー (安川電機) ・ 農機具見本市 (クボタ、ヤンマー)
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料理講座 (県内農村女性)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公園職員の確保が課題 ・開園から 20 年近くが経過し、施設の老朽化が目立つようになった。施設の更新のための予算が必要。
予算不足	○	○	
ノウハウ・アイデア不足	×	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	×	
施設ポテンシャル※2	○	○	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	公園：年間来園者数→33万人 研修館：研修充足率→95%以上、研修満足度→4.5以上(5点満点)
------------------------	---

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かで景観が良く、ダム湖や遊具等もある。 ・宿泊施設、研修施設、貸農園等が併設されている。 ・入園料が無料である。 ・駐車場が広い。 ・ボートや自転車に乗ることができる。 ・魚釣りができる。 ・農業体験ができる。 ・体験講座運営のノウハウを有している。 ・フラワーガーデンをリニューアルして、見どころができた。 ・宿泊のネット予約を開始した。 ・ふれあい市場を公園内に移設し、地元生産者との連携が強化された。 ・世界農業遺産の情報発信ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化。使い勝手が悪い ・園内が広すぎて、案内看板が不十分である。 ・日陰が少なく、夏場が暑い。 ・圃場が手狭で、農業体験の受け入れ人数に限界がある。 ・情報発信力が不足しており、県民に知られていない。 ・全体構想が曖昧で、中長期的な視点が欠けている。 ・人手不足。従業員が高齢化している。 ・職員の勤労意欲が低下している。 ・雨天時に楽しめる場所が少ない。 ・未活用施設がある。 ・外国語による対応ができていない。
	S	W
	O	T
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・公園名の付いたインターチェンジから近い。 ・東九州自動車道が開通して、交通の便が良くなった。 ・ラグビーワールドカップ開催や別府市に高級ホテルオープンにより、来県者の増加が見込まれる。 ・ネット予約開始によって、インバウンドが増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便が悪い。 ・都市部から遠い。 ・夏が暑く、冬が寒い。(日陰がない等) ・働き手が集まらない。(近隣地区の高齢化、人口減少) ・材料代や灯油代等の価格が上昇している。 ・高速の通行止めが多い。(霧、雪) ・近隣に観光施設が多く、競合している。

▼

上記SOを生かす取組
a) 公園の四季を楽しめる見どころを明確にする。

▼

上記WTを補う取組
d) 猛暑に対応できる木陰や、涼しさを演出する設備の整備。(熱中症対策)

b) 見どころを活かしたイベントを、コンセプトを決めて開催する。
c) マスコミ、HP、SNSの活用や、小学校等への訪問等による広報活動を実施する。

e) イベント誘致（新鮮な産直品を扱う軽トラ市等）により、県内各地の農業と触れ合う機会を増やす。
f) わかりやすく、親しみやすいニックネームを公園に付ける。



取組の優先順位 (①～⑥位)	① a	② b	③ c	④ d	⑤ e	⑥ f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・四季のイベントビジョンを決めてから、春夏秋冬のイメージカラーを決める。 ・イメージカラーに沿ったゾーニング計画を作成する。 ・プロジェクトチームによって、実施計画を作成する。 ・四季のイベントに特化したオリジナル商品を地域と連携して、開発する。 ・季節の始まりに先んじた「一足早い営業活動」を実施する。 					

施設 6	大洲総合運動公園	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市青葉町1番地
HPアドレス	http://www.oita-oosukouen.com



1. 施設概要

設置年月	昭和 53(1978)年 8 月
設置根拠	都市公園法、大分県都市公園条例
設置目的	工業地帯と市街地を遮断する緩衝緑地帯として、また県民の健康と体力の維持増進を図り公共の福祉の増進に資するため、各種スポーツ施設を備えた運動公園として設置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園施設の維持管理及び修繕に関すること ② 都市公園の利用の受付及び案内に関すること ③ 有料公園施設の利用の許可に関すること ④ 都市公園の利用の促進に関すること ⑤ その他知事が特に必要と認めること

施設内容	① 硬式野球場 ② 軟式野球場 ③ テニスコート ④ 弓道場（近的、遠的：アーチェリー場兼用） ⑤ 多目的広場 ⑥ ゲートボール場 ⑦ みんなの広場 ⑧ 駐車場
閉館日	12月28日～1月4日及び毎週火曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日）

2. 管理体制

(1) 指定管理者

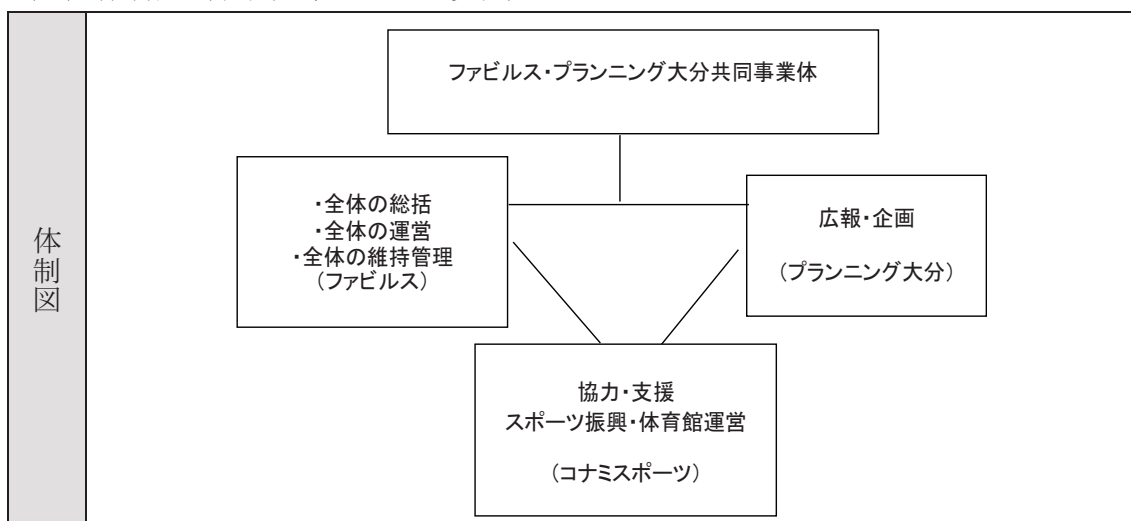
名称	ファビルス・プランニング大分共同事業体
所在地	大分市青葉町1番地
業種※	ビルメンテナンス、広告業
指定期間	平成30(2018)年4月1日～令和2(2020)年3月31日 [3期目]

※：日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	パート	嘱託	非常勤	他社派遣	他	総計
4	3	4	5	0	14	30

(3) 体制図（令和元年5月1日現在）



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 18(2006)年 4 月
前回公募時の応募団体数	3 団体

3. 管理に係る収支状況 (単位：千円)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		71,318	73,352	75,709
内 訳	県からの委託料	59,465	59,465	61,906
	利用料金	0	0	0
	事業収入	0	0	0
	自主事業収入	11,853	13,887	13,803
	サービス改善提案事業収入	0	0	0
	その他収入	0	0	0
支出額 (B)		71,318	73,352	75,709
内 訳	人件費	17,647	17,122	16,822
	維持管理費	41,818	42,343	45,084
	事業費	0	0	0
	自主事業費	11,853	13,887	13,803
	サービス改善提案事業支出	0	0	0
	その他支出	0	0	0
収支差額 (A - B)		0	0	0

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年 5 月 1 日現在)

取得年月(※)	昭和 53(1978)年 8 月 [経過年数:41 年]
敷地面積	163,768 m ²
延べ床面積	4,848 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去 3 年間の建物修繕等コスト (単位：千円) …※

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	32,805	1,932	34,737
H29(2017)年度	37,942	1,770	39,712
H30(2018)年度	62,995	1,718	64,713

3年間平均	44,581	1,807	46,387
-------	--------	-------	--------

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県公園施設長寿命化計画
計画期間	10年 [平成31(2019)年～令和10(2028)年]
期間中の総保全コスト	931,300 (年平均:93,130)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	188,225人 [前年度比:+1.1%]
	H29(2017)年度	188,645人 [前年度比:+0.2%]
	H30(2018)年度	173,297人 [前年度比:-8.1%]
	利用者居住地	①大分市 [86%]、②大分市外 [6%]、③県外 [0.5%]
予測※	R12(2030)年度	168,886人 [H30(2018)年度比:-2.5%]
	R27(2045)年度	154,665人 [H30(2018)年度比:-10.8%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	軟式野球場 25%	2位	多目的広場 18%	3位	硬式野球場・弓道場 15%
----	--------------	----	--------------	----	------------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	通年の窓口での利用者アンケート調査に加え、テニス・弓道・野球等の各利用団体には同調査を個別にお願いしている。
実施結果	○使いやすさ（総数187件：大変良い25.1%、良い31.6%、普通26.2%、悪い9.6%、大変悪い1.6%、無回答5.9%） ○清潔さ（総数185件：大変良い16.2%、良い29.2%、普通31.3%、悪い13.5%、大変悪い2.2%、無回答7.6%） ○スタッフの対応（総数185件：大変良い28.1%、良い35.1%、普通28.7%、悪い0.5%、大変悪い0.0%、無回答7.6%） ○次回利用希望（総数185件：ぜひ利用したい44.3%、利用したい41.1%、

	どちらでもない7.6%、利用したくない0.5%、無回答6.5%)	
主な意見・要望・苦情	左記への対応状況	
【弓道(遠的)アーチェリー場・弓道場(近的)】 ・夜間、もう少し全体を明るくして欲しい ・障がい者トイレのドアが開閉しにくい ・駐車場が少ない ・トイレが古いので臭う	・投光器を2台購入し、設置した ・潤滑油をさし、スムーズに開閉できるようにした ・第2駐車場を増設した ・配管洗浄やコーティングで対応した	
【多目的広場】 ・グラウンドが整備されていない時がある 【テニスコート】 ・洋式トイレを設置して欲しい	・利用者に使用後の整備を周知した ・近隣にある公衆トイレの洋式トイレで対応した	

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
大分スポーツ公園	大分県	大分市	1,199,995人
市営駄原テニスコート	大分市	大分市	71,731人
市営舞鶴テニスコート	大分市	大分市	69,344人
別府市民球場	別府市	別府市	15,004人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	・スポーツツーリズムの推進 (芸術文化スポーツ振興課) ・野点の協力団体の相談紹介(北部振興局)
市町村	○	・スポーツフェスタ(大分市) ・屋台の協力業者の相談紹介(大分市)
学校	○	・ボルダリング体験会(竹田高校) ・クリーンアップイベント(県内高校)
民間企業	○	・テニス教室(オリオンスポーツ) ・少年野球教室(ソフトバンク)
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	・グラウンドゴルフ体験会(NPO法人) ・ストリートダンスバトル(ダンスクラブ IWAZO)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・協力団体等との連携、協力 ・新たなアイデアの試行 ・協力団体等による助言・アイデア ・条例、規則、公募条件、協定等 ・機能、老朽化、配置、周辺環境等 ・複数の部局の施設が混在
予算不足	×	○	
ノウハウ・アイデア不足	×	○	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	○	
施設ポテンシャル※2	○	○	
その他	×	○	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	市街地に近い、利便性の良い場所を考慮し、老朽化した施設を改修し付加価値の高い施設を目指す
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設と屋外施設が併設している ・駐車場が広い ・公園が広く、樹木が多い ・ウォーキングやジョギングの出来る園路が整備されている ・休息できる広場やベンチ等が多い ・園内に特攻隊の記念碑がある ・スタジアム周辺に広い空間がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化している ・屋外施設のため天候に左右される ・施設の配置が悪い ・公園が広く、施設が点在するため、目が行き届きにくい ・古いトイレが多い
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に近い ・近隣に学校（保育園～高校）が多い ・道路状況は良好である ・平坦地域で自転車での往来が可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ・民家が近い ・第二駐車場への道が一方通行で不便 ・大工場が隣接し、煤煙等の影響あり ・電車がなく、バスの本数も少ない ・海に近く津波等の影響を受けやすい
	O	T

▼

上記SOを生かす取組
a) 園路等有料施設以外の活用をさらに検討する
b) 屋内施設と屋外施設を一体的に利用するイベントを開催・誘致する
c) 学校等にレクリエーション・遠足・課外学習等呼びかけ、利用促進を図る

▼

上記WTを補う取組
d) 施設を改修し、適正な配置等も考慮する
e) 雨天でも利用のできる施設や練習場をつくる
f) ニュースポーツの体験会や教室を開催する

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① b	② e	③ a	④ c	⑤ d	⑥ f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地の調査 ・費用対効果の検証 ・必要予算の確保 					

施設 7	大分スポーツ公園	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	大分市横尾 1351 番地ほか
HPアドレス	http://www.oita-sportspark.jp



1. 施設概要

設置年月	平成 13(2001)年 5 月
設置根拠	都市公園法、大分県都市公園条例
設置目的	県民のスポーツ振興及び健康増進を図る
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する事 ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する事 ③ 有料公園施設の利用の許可に関する事 ④ 都市公園の利用の促進に関する事 ⑤ その他知事が特に必要と認める事
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合競技場 ② サッカー・ラグビー場 ③ 野球場

	④ 投てき場 ⑤ サブ競技場 ⑥ テニスコート ⑦ 多目的運動広場 ⑧ 大芝生広場 ⑨ 駐車場 他
閉館日	12月29日～1月3日及び毎週木曜日

2. 管理体制

(1) 指定管理者

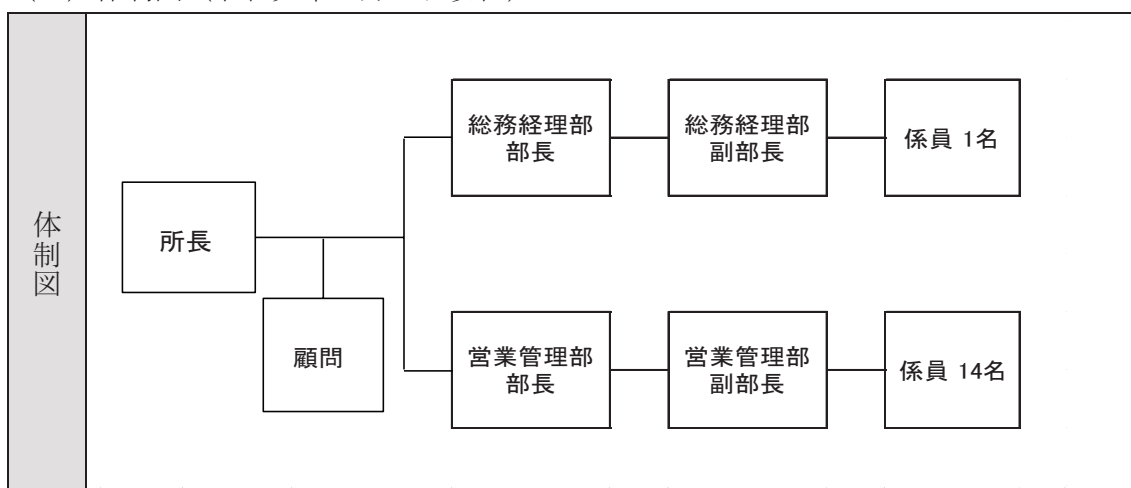
名 称	株式会社大宣
所在地	大分市東春日町1番8号
業種※	広告業
指定期間	平成31(2019)年4月1日～令和6(2024)年3月31日 [4期目]

※:日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成 (令和元年5月1日現在、単位:人)

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
21	0	0	0	0	0	21

(3) 体制図 (令和元年5月1日現在)



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成18(2006)年4月
前回公募時の応募団体数	1団体

3. 管理に係る収支状況（単位：千円）

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額（A）		409,969	409,477	413,939
内 訳	県からの委託料	378,242	379,467	384,906
	利用料金	0	0	0
	事業収入	8,154	8,736	9,591
	自主事業収入	22,453	19,015	17,583
	サービス改善提案事業収入	1,080	1,080	1,080
	その他収入	40	1,179	779
支出額（B）		392,958	398,053	406,512
内 訳	人件費	71,503	75,089	79,914
	維持管理費	302,439	307,699	312,912
	事業費	0	0	0
	自主事業費	17,936	14,185	12,606
	サービス改善提案事業支出	1,080	1,080	1,080
	その他支出	0	0	0
収支差額（A－B）		17,011	11,424	7,427

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	平成13(2001)年3月 [経過年数:18年]
敷地面積	1,848,468.18 m ²
延べ床面積	96,946.23 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）…※

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	654,118	4,960	659,078
H29(2017)年度	497,399	6,020	503,419
H30(2018)年度	790,480	4,443	794,923
3年間平均	647,332	5,141	652,473

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・
 消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	①大分県大規模施設中長期保全計画（総合競技場） ②大分県公園施設長寿命化計画（総合競技場以外）
計画期間	①10年 [平成27(2015)年～令和6(2024)年] ②10年 [平成31(2019)年～令和10(2028)年]
期間中の総保全コスト	①3,247,780（年平均:324,778） ②1,505,400（年平均:150,540）

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	1,144,627人 [前年度比:-0.8%]
	H29(2017)年度	1,088,487人 [前年度比:-4.9%]
	H30(2018)年度	1,199,995人 [前年度比:+10.2%]
	利用者居住地	①大分市 [86.7%]、②別府市 [2.1%]、③由布市 [2.0%]
予測※	R12(2030)年度	1,170,703人 [H30(2018)年度比:-2.4%]
	R27(2045)年度	1,073,581人 [H30(2018)年度比:-10.5%]

※: 予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	テニス 17.9%	2位	サッカー 14.6%	3位	野球 11.9%
----	--------------	----	---------------	----	-------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	①電話、インターネット等による意見・苦情の受付（随時） ②インフォメーションコーナーのアンケートボックス設置による意見・苦情の受付（随時） ③アンケート調査 対象者：イベント主催者・一般利用者 実施期間：H30.11.26～H31.1.26 回答件数：985件
実施結果	○利用の感想（大変良い39.3%、良い41.9%、普通16.9%、悪い1.7%） ○職員の対応（大変良い39.1%、良い32.8%、普通23.5%、悪い1.6%） ○駐車場（十分43.8%、普通40.2%、不足している14.1%）

	<p>○施設利用料金（安い 19.5%、適正 63.8%、高い 9.8%）</p> <p>○案内看板（足りている 44.4%、どちらでもない 44.2%、足りていない 7.5%）</p> <p>○SNSの利用（利用している 41.0%、利用していない 51.1%、利用していないが興味はある 3.8%）</p> <p>○スポーツ公園公式SNS（閲覧したことがある 23.8%、閲覧したことがない 65.1%、閲覧したことはないが興味はある 6.5%）</p>
主な意見・要望・苦情	左記への対応状況
・ドーム東階段の所々に雑草が生えてきていて見苦しい。	・除草作業は各箇所年間計画を立て行っており、指摘箇所は翌月に作業予定となっていたが、作業日を前倒しで実施した。
・イノシシの仕業で、公園に隣接する駐車場に土砂が落ちている。	・連絡を受けた同日に、現地の清掃作業を行った。
・公園内トイレに異臭がする。	・該当箇所が特定されていなかったため、公園内全てのトイレを調査し、確認を行った。

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
なし	—	—	—

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容（連携組織名）
県庁内の他組織	○	<ul style="list-style-type: none"> 青山学院大学陸上部合宿等（企画振興部 芸術文化スポーツ振興課） ラグビー関連イベント（企画振興部 RWC2019 推進課）
市町村	○	<ul style="list-style-type: none"> OITAサイクルフェス（大分市）
学校	○	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア清掃活動（情報科学高校）
民間企業	○	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツ企業主催清掃活動（昭和電工(株)） OBS感謝祭、赤ちゃんピック（(株)大分放送）
その他団体（NPO、各種法人等）	○	<ul style="list-style-type: none"> つる切りボランティアイベント（NPO法人アシスト・パル・オオイタ）

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント誘致にかかる営業活動のための資金不足 ・ 広告代理店のノウハウを活かしたイベントの企画 ・ 立地条件（公共交通機関が不便）
予算不足	×	○	
ノウハウ・アイデア不足	○	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	×	
施設ポテンシャル※2	○	○	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民のスポーツ振興及び健康増進を目的とし、身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場として幅広く利用されることを目指す。 ・目標年間利用者数:H31年度 1,308千人、R2~R5年度 1,200千人
------------------------	---

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・多数のスポーツ施設が集合している ・観客数が4万人収容可能である ・駐車場が広い ・武道スポーツセンターが開館した 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の便が良くない ・施設が老朽化している ・芝管理上、芝生上でのイベント開催が難しい
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・大分トリニータのホームである ・近隣に大型商業施設がある ・2020 東京オリンピック・パラリンピックが開催される 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント重複時に駐車場が不足する可能性がある ・渋滞報道により、来園が敬遠される可能性がある

▼

上記SOを生かす取組
a) 駐車場スペースを利用したイベントを開催する(各種展示会等)
b) 武道スポーツセンターを利用する新規団体と連携を図り、各種イベントの誘致を行う
c) 東京オリンピック・パラリンピックに関するイベントの誘致を行う

▼

上記WTを補う取組
d) 渋滞対策会議で決定した対応フローに従って、関係機関と情報共有を行い渋滞の発生を防ぐ
e) ドームと武道スポーツセンターのイベント調整、駐車場利用調整を行う
f) 施設が老朽化した箇所について修繕を行う

▼

取組の優先順位 (①~⑥位)	①b	②e	③d	④a	⑤c	⑥f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・武道スポーツセンターを利用する競技団体の把握 ・利用団体が主催する大会のリサーチ ・利用団体関係者へのアプローチ 					

施設 8	ハーモニーパーク	指定管理
-------------	-----------------	------

所管部課室	土木建築部 公園・生活排水課
施設所在地	速見郡日出町大字藤原 5933 番地
HPアドレス	https://www.harmonyland.jp/welcome.html



1. 施設概要

設置年月	平成 3 (1991)年 4 月
設置根拠	都市公園法・大分県都市公園条例
設置目的	公共の福祉の増進に資すること
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する事 ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する事 ③ 都市公園施設の利用の許可に関する事 ④ 都市公園の利用の促進に関する事 ⑤ その他知事が特に必要と認める事
施設内容	① 実証展示林

	② 皇太子殿下御成婚記念庭園 ③ フェスティバルステージ ④ 駐車場
閉館日	8月を除く平日（主に木曜日）に休園日あり

2. 管理体制

(1) 指定管理者

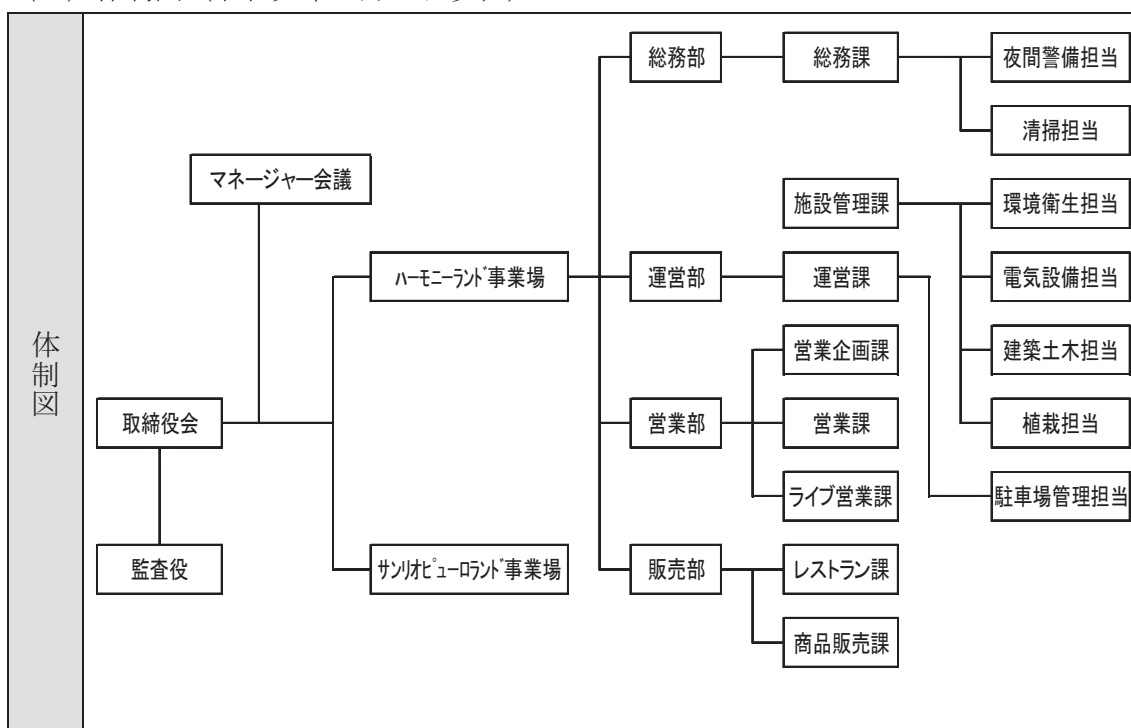
名称	株式会社サンリオエンターテイメント
所在地	東京都多摩市落合1丁目31番地 (ハーモニーランド：大分県速見郡日出町大字藤原5933番地)
業種※	公園、遊園地
指定期間	平成28(2016)年4月1日～令和3(2021)年3月31日 [3期目]

※：日本標準産業分類による分類

(2) 職員構成（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	パート	嘱託	臨時	他社派遣	他	総計
121	18	0	0	0	2	141

(3) 体制図（令和元年5月1日現在）



(4) 指定管理方式の経過

導入年月	平成 18(2006)年 4 月
前回公募時の応募団体数	任意指定

3. 管理に係る収支状況 (単位：千円)

		H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
収入額 (A)		66,330	66,330	66,330
内 訳	県からの委託料	66,330	66,330	66,330
	利用料金	0	0	0
	事業収入	0	0	0
	自主事業収入	0	0	0
	サービス改善提案事業収入	0	0	0
	その他収入	0	0	0
支出額 (B)		66,272	68,392	69,825
内 訳	人件費	21,902	21,551	23,118
	維持管理費	41,918	44,241	43,998
	事業費	0	0	0
	自主事業費	0	0	0
	サービス改善提案事業支出	0	0	0
	その他支出	2,452	2,600	2,709
収支差額 (A - B)		58	-2,062	-3,495

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年 5 月 1 日現在)

取得年月(※)	平成 3 (1991)年 4 月 [経過年数:28 年]
敷地面積	258,245.40 m ²
延べ床面積	1,234.25 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去 3 年間の建物修繕等コスト (単位：千円) …※

	県負担	指定管理者負担	合計
H28(2016)年度	4,838	6,297	11,135
H29(2017)年度	13,152	9,445	22,597
H30(2018)年度	5,836	9,120	14,956

3年間平均	7,942	8,287	16,229
-------	-------	-------	--------

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県公園施設長寿命化計画
計画期間	10年 [平成31(2019)年～令和10(2028)年]
期間中の総保全コスト	561,400 (年平均:56,140)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	497,576人 [前年度比:-9.7%]
	H29(2017)年度	518,125人 [前年度比:+4.1%]
	H30(2018)年度	559,220人 [前年度比:+7.9%] …☆
	利用者居住地	①大分県 [32.0%]、②福岡県 [30.0%] ③熊本県 [6.3%]
予測 ※	R12(2030)年度	522,745人 [H30(2018)年度比:-6.5%]
	R27(2045)年度	459,514人 [H30(2018)年度比:-17.8%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(☆:利用者数の補足)

区分	H30(2018)年度実績
ハーモニーランドを除く公園部分	53,093人
うち、実証展示林	494人

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	ショー&パレード 30.8%	2位	サンリオキャラクター 29.0%	3位	アトラクション 22.8%
----	-------------------	----	---------------------	----	------------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	イルミネーション営業日に対してアンケート配布		
実施結果	141件の回答（複数回答可）		
	アトラクション施設の増	56件	
	飲食・物販施設の増	24件	

	休憩エリアの増	19件
	園内移動施設の増	22件
	天候対策	47件
	新しい話題の提供	10件
	料金の値下げ	18件
	ネイチャーエリア・公園開発	4件
	その他	7件
	合計	207件
主な意見・要望・苦情		左記への対応状況
(ハーモニーランドを除く公園部分) ・有効に使えていない。 ・整備がいまいちである。		・きれいに整備し、今のままで良いとの意見もある。自然を残したままの維持管理をする。
・トイレを充実して欲しい		・和便器を洋便器に改修し、洋便器の比率を上げる。

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
城島高原パーク	民間	別府市	428,569人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	×	・-
市町村	○	・城下かれいまつりへの参加(日出町)
学校	○	・チアリーダーディング(日本文理大学)
民間企業	○	・企業プロモーション(富国生命、ベネッセ、第一生命)
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	・ファミリーフェスタ(大分県私立幼稚園連合会) ・福利厚生(九州各県看護協会 外)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無		課題の具体的な内容
	県側	指側※1	
人員不足	×	○	・人員の確保

予算不足	×	○	<ul style="list-style-type: none"> ・採用の多様化 ・経営環境による資金調整 ・施設老朽化の対応 ・魅力ある設備やショーの維持・更新 ・交通機関の利便性の悪さ
ノウハウ・アイデア不足	×	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	○	
施設ポテンシャル※2	○	○	
その他	×	×	

※1:指側＝指定管理者側

※2:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	立地的には大都市圏ではない為、これまでの主ターゲット(子育て世帯)のみを追いかけるのは、少子化が進む中では厳しいことか予想される。その為、若年層はもとより、3世代交流の目的、テーマを前面にしたシニア層など、各層への提案型集客を目指すことで、マーケット自体の幅を広げていきたい。 ・2019年度 目標値 570,000人
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・サンリオキャラクターの認知度、訴求力 ・ライブショーのクオリティ ・園内ショップ、飲食店舗の直営、購買力 ・自社で制作出来るデザインや各種プラン ・大分県や各団体とのネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 ・屋外施設である為、天候的な要因に影響される
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・80km 商圏内にあった競合施設(旧スペースワールド)が閉鎖された ・高速道路のICが近い(日出IC) ・全国的な観光地である別府、湯布院と近い(宿泊施設が充実している) 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化による主ターゲット層の減少 ・就労面においては、季節的な労働確保が困難、通勤手段の不便性 ・周辺地域の人口 ・公共交通の便やアクセス環境(通行止め)が弱い

▼

上記SOを生かす取組	
a)	サンリオキャラクターの効果的な露出や新たなショー展開
b)	中・長期的なコンテンツの検討(投資)。短期的には、各シーズンプロモーションの強化展開
/	

▼

上記WTを補う取組	
c)	集客エリアの拡大/北九州地域の商圏を集客エリアと捉え、営業活動及び宣伝を強化。(北九州の増員強化、新規商圏として山口、広島西部からの動員獲得)
d)	ターゲット層の拡大/Web、SNS 施策を強化し、「T層～F1層」の増員を図る。竹林エリアを利用したイベントにより高い年齢層を狙う。
e)	老朽した施設を維持するだけでなく、時代に沿ったものへ改修する。

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① b	② d	③ e	④ c	⑤ a	/
優先①位の取組に必要な準備事項	サンリオピューロランドと連携し、ショーやイベントの展開強化、大型会員企画の施策やインバウンドを中心とした営業施策の共有化					

施設 9

港湾環境整備施設（大分港西大分地区）

直営

所管部課室	土木建築部 港湾課、大分土木事務所 大分港振興室
施設所在地	大分市生石5丁目
HPアドレス	[大分土木事務所 大分港振興室] http://www.pref.oita.jp/soshiki/17004/ooitakousinnkousitu.html



1. 施設概要

設置年月	平成 26(2014)年 4 月
設置根拠	港湾法第 3 条の 3、大分港港湾計画
設置目的	ほとんどが工業用地や物流施設で占められ、開放された水際線が極めて少ない大分港の状況を踏まえ、港湾ならではの景観、水際線の景観を活かした憩いの空間の提供する
事業内容	なし
施設内容	① 緑地 ② 広場 ③ 公衆便所 ④ 駐車場
閉館日	なし

2. 管理体制（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	嘱託	臨時	その他	計
9	0	0	6	15

※：「その他」は、監視委託先（NPO法人みなとまちづくり）所属の人数

3. 管理に係る収入状況（単位：千円）

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
使用料	12,316	12,051	11,930
貸付料	0	0	0
占用料	0	0	10
庁舎等管理費	0	0	0
その他	0	0	0

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	当初から「港湾施設用地」として保有
敷地面積	18,832 m ²
延べ床面積	66 m ²

※：取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）…※

	合計
H28(2016)年度	0
H29(2017)年度	136
H30(2018)年度	112
3年間平均	83

※：建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・
消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	大分県港湾施設長寿命化計画
計画期間	50年〔令和元(2019)年～令和50(2068)年〕
期間中の総保全コスト	(当該施設のみ算出はしていない)

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	不明（自由使用）
	H29(2017)年度	不明（自由使用）
	H30(2018)年度	不明（自由使用）
	利用者居住地	不明（自由使用）
予測※	R12(2030)年度	不明（自由使用）
	R27(2045)年度	不明（自由使用）

※: 予測利用者数は「平成 30（2018）年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的〔平成 30（2018）年度〕

1位	不明	2位	—	3位	—
	—		—		—

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	なし
実施結果	なし
主な意見・要望・苦情	左記への対応状況
なし	

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
海岸環境整備施設 (別府港餅ヶ浜地区)	大分県	別府市	不明（自由使用）
港湾環境整備施設 (津久見港青江地区)	大分県	津久見市	不明（自由使用）

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容（連携組織名）
県庁内の他組織	○	・ 苦情・意見の情報提供（土木建築部港湾課）
市町村	×	・ —
学校	×	・ —

民間企業	×	・－
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	・定期的なイベント開催 (NPO大分ウォーターフロント研究会)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無	課題の具体的な内容
人員不足	×	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費は大分港全体分として配分されており、修繕費の予算は不足している状態である。 その中で、かんたん港園は県民の方の出入りが特に多い施設であるため、優先して修繕を行っている。
予算不足	○	
ノウハウ・アイデア不足	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	
施設ポテンシャル※	×	
その他	×	

※:施設ポテンシャル=施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Oppportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観があり、波の音が聞こえる静かな憩いの場・和みの場として利用者が満足する緑地 ・周囲の飲食店等の集客と合いまった、集いの場
------------------------	---

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・北側は海に面しているため、開放的な空間がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・柵の腐食等徐々に施設の老朽化が始まっている
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に同様の施設はない ・南側は道路との間に建物あるため、騒音がカットされている 	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコの吸い殻、弁当ガラ放置、犬のフンの不始末など利用者のマナー

S	W
O	T

▼

上記SOを生かす取組
なし
/

▼

上記WTを補う取組
a) 安全確保のため、柵等の補修は優先的に行う
b) 利用者の指摘等を受け止め、啓発看板を設置する

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	①a	②b	/
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・確実なパトロールによる要修理箇所の把握する ・実行可能な予算を着実に確保する 		

施設 10	大分県立図書館	直営
--------------	----------------	-----------

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	大分市王子西町 14 番 1 号
HP アドレス	https://www.oita-library.jp/



1. 施設概要

設置年月	平成 6 (1994) 年 9 月
設置根拠	図書館法第 10 条 大分県立図書館の設置及び管理に関する条例
設置目的	県民の教育と文化の発展に寄与するため
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書等必要資料の収集、一般公衆の利用に供すること ② 資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること ③ 図書館職員が資料の利用のための相談に応ずるようにすること ④ 他図書館等との資料の相互貸借を行うこと ⑤ 読書会、研究会、資料展示会等を主催及び開催を奨励すること ⑥ 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること ⑦ 社会教育等の活動の機会の提供、及びその提供を奨励すること
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 閲覧室（一般、児童、調査相談、郷土情報） ② 公開書庫、書庫

	③ 学習室 ④ 研修室、視聴覚ホール
休館日	毎月第1・3・5月曜日（月曜日が祝日等の場合はその翌日） 第2・4月曜日が祝日等の場合はその翌日 年末年始（12月28日から1月4日まで） 資料整備期間

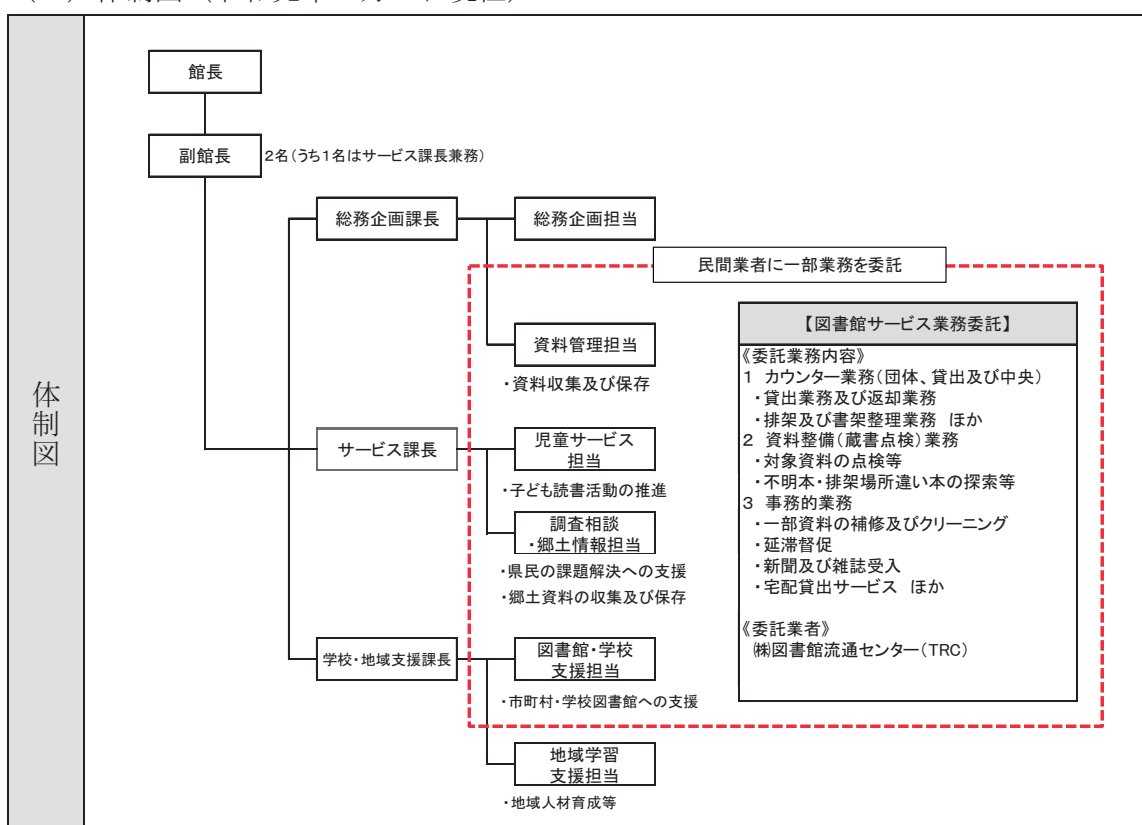
2. 管理体制

(1) 職員体制（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	嘱託	臨時	その他	計
31	3	0	22	56

※：「その他」は、業務委託先（株式会社 図書館流通センター）所属の職員数

(2) 体制図（令和元年5月1日現在）



3. 管理に係る収入状況（単位：千円）

(1) 主な収入

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
使用料	421	421	421

貸付料	0	0	0
占用料	0	0	0
庁舎等管理費	957	933	893
その他	0	0	0

(2) 主な支出

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
業務委託料 (株式会社 図書館流通センター)	46,656	46,656	50,987
資料購入費	44,870	44,836	45,158

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要 (令和元年5月1日現在)

取得年月(※)	平成6(1994)年9月 [経過年数:24年]
敷地面積	15,266.77 m ²
延べ床面積	23,002.22 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト (単位:千円)

	合計
H28(2016)年度	186,273
H29(2017)年度	32,301
H30(2018)年度	32,442
3年間平均	83,672

※:建物や建物設備(電気、排水設備等)に係る修繕・改善コストを記載(清掃・警備・
消耗品交換費・植栽管理費等は除く)

(3) 施設長寿命化(保全)コスト (単位:千円)

計画名称	大分県大規模施設中長期保全計画
計画期間	20年 [平成27年度~令和17年度]
期間中の総保全コスト	3,523,474 (年平均:176,174)

(4-1) 蔵書状況

H28(2016)年度	1,166,610 冊	[前年度比:+0.9%]
H29(2017)年度	1,179,958 冊	[前年度比:+1.1%]
H30(2018)年度	1,191,767 冊	[前年度比:+1.0%]

(4-2) 平成30年度図書の受入状況(単位:冊)

区分	一般	子ども室	調査相談	郷土資料	団体	計
購入	10,498	2,965	534	517	1,731	16,245
寄贈	711	24	189	2,132	69	3,125
その他	26	14	3	143	44	230
計	11,235	3,003	726	2,792	1,844	19,600

(4-3) 平成30年度図書の除籍状況(単位:冊)

区分	一般	子ども室	調査相談	郷土資料	団体	計
除籍	1,014	924	0	19	6,221	8,178

5. 利用状況

(1-1) 入館者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	506,061 人	[前年度比:+5.0%]
	H29(2017)年度	483,572 人	[前年度比:-4.4%]
	H30(2018)年度	496,416 人	[前年度比:+2.7%]
	利用者居住地	①大分市 [81.7%]、②別府市 [8.2%]、③由布市 [1.3%]	
予測 ※	R12(2030)年度	482,487 人	[H30(2018)年度比:-2.8%]
	R27(2045)年度	441,053 人	[H30(2018)年度比:-11.2%]

※:予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(1-2) 年度末登録者数の実績

H28(2016)年度	228,859 人	[前年度比:+1.6%]
H29(2017)年度	232,008 人	[前年度比:+1.4%]
H30(2018)年度	235,397 人	[前年度比:+1.5%]

(1-3) 貸出状況

個人	H28(2016)年度	638,961 冊	[前年度比:-12.0%]
	H29(2017)年度	600,790 冊	[前年度比:-6.0%]
	H30(2018)年度	586,601 冊	[前年度比:-2.4%]
団体 (※)	H28(2016)年度	74,797 冊	[前年度比:-5.7%]
	H29(2017)年度	64,620 冊	[前年度比:-13.6%]
	H30(2018)年度	57,263 冊	[前年度比:-11.4%]
協力 (※)	H28(2016)年度	22,668 冊	[前年度比:+5.9%]
	H29(2017)年度	23,947 冊	[前年度比:+5.6%]
	H30(2018)年度	25,524 冊	[前年度比:+6.6%]
合計	H28(2016)年度	736,426 冊	[前年度比:-10.9%]
	H29(2017)年度	689,357 冊	[前年度比:-6.4%]
	H30(2018)年度	669,388 冊	[前年度比:-2.9%]

※:団体貸出・・・県内機関及び読書団体等への貸出

※:協力貸出・・・県内市町村立図書館及び県内各学校等への貸出

(2) 利用目的 [平成 30 (2018) 年度]

1位	図書の貸出・返却 59.1%	2位	個人的な調査研究 18.0%	3位	生活上の情報収集 13.3%
----	-------------------	----	-------------------	----	-------------------

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	平成 30 年 2 月、大分県立図書館 2 階閲覧室入口前にて、調査員が来館者に手渡しでアンケート帳票を配布、回収箱で回収。7 日間で実施。		
実施結果	実配布数 : 801 部 回収数 : 793 部 (回収率 99.0%)		
主な意見・要望・苦情		左記への対応状況	
・一般図書及び専門書等の充実		・利用状況を反映させた選書 ・県内市町村立図書館又は県外の公立図書館等からの相互貸借の制度の周知	

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
大分市民図書館	大分市	大分市	549,632人
大分大学学術情報拠点 (図書館/医学図書館)	国立大学法人 大分大学	大分市 由布市	313,696人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	・コーナー展示ほか(県産業科学技術センター) ・大分県子育て講演会(県障害福祉課)
市町村	○	・協力貸出(全市町村公立図書館等) ・連絡会議、研修会、司書派遣、巡回相談(〃)
学校	○	・協力貸出(学校図書館) ・職場体験、見学、スクールサービスデイ(県内学校等)
民間企業	×	・-
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	・おはなし会(ボランティア団体) ・一日まちの保健室(大分県看護協会ほか)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無	課題の具体的な内容
人員不足	○	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス人員(カウンター、資料管理)の不足 ・老朽化(雨漏り及び機械設備更新ほか) ・施設の各種設備(照明、空調及び視聴覚設備)等の陳腐化 ・立地条件(中心部になく、公共交通機関も不便)
予算不足	×	
ノウハウ・アイデア不足	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	
施設ポテンシャル※	○	
その他	×	

※:施設ポテンシャル=施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	「専門性及び広域性の向上」を目標として、専門知識の蓄積を活用した支援及び資料収集・保存の充実等を行うとともに、県民誰でもどこでも同じサービスを受けられるよう、全県サービスの展開を図る
------------------------	---

◆ 「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・多岐にわたる資料を収集し保存 ・調査研究関連資料・児童図書が豊富 ・多くの種類の新聞及び雑誌を所蔵 ・社会教育主事が在席し、生涯学習相談に対応可能 ・障がい者宅配サービスが無料 ・各種講座や相談会が参加無料 ・駐車場が無料 ・一部スペースでWi-Fiの利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が老朽化 ・公共交通機関の便が良くない ・部屋の区切がなく、空調の効きが悪い
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に学校施設が多い ・近隣書店が減少傾向 ・県内の市町村立図書館との連携が充実している 	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市立図書館が新設された ・大分県や大分市の人口が減少している ・大分市の市街地から離れている ・中高生の読書ばなれ

上記SOを生かす取組	
a)	県立図書館の役割を意識した資料収集、郷土資料の充実及び司書の資質向上
b)	他の部局・団体との連携事業で、各種講座等(子育て講演会・放送大学講座・JAXA科学教育講座等)を開催し、生涯学習の推進を図る
c)	近隣学校からの職業体験学習やインターンシップ受入れにより、当館サービスの広報・普及を図るとともに学校教育支援を図る

上記WTを補う取組	
d)	施設の大規模改修
e)	学校図書館との連携による読書推進の取組強化
f)	広報活動の充実

取組の優先順位 (①～⑥位)	① a	② e	③ b	④ d	⑤ c	⑥ f
優先①位の取組に 必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ バランスの取れた蔵書構成に考慮した資料の収集 ・ 郷土資料等の電子化 ・ 市町村立図書館との役割分担 					

施設 11	大分県立香々地青少年の家	直営
-------	--------------	----

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	豊後高田市香々地 5151 番地
HPアドレス	https://www.pref.oita.jp/site/kakaji/



1. 施設概要

設置年月	昭和 48(1973)年 3 月
設置根拠	大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
設置目的	青少年の心身の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため
事業内容	① 青少年の集団宿泊研修機会の提供 ② 自然体験活動、スポーツ、レクリエーション等の機会の提供 ③ 青少年の家の目的を達成するために必要な事業
施設内容	① 屋内施設（宿泊室、食堂、研修室、視聴覚室、談話室、会議室、プレイホール、プラネタリウム館、創作室、レクリエーション室、浴室） ② 屋外施設（アスレチック場、バンガロー、野外炊事場、グラウンド、マリンコミュニティーセンター） ③ その他（オリエンテーリング、バードウォッチング、海水浴・磯遊び、いかだ活動）
閉館日	年末年始（12月29日から1月3日まで）

2. 管理体制（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	嘱託	臨時	他	計
7	2	0	0	9

3. 管理に係る収入状況（単位：千円）

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
使用料	2,075	3,165	2,578
貸付料	243	243	374
占用料	0	0	0
庁舎等管理費	321	373	327
その他	2,337	2,742	2,762

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	昭和48(1973)年3月 [経過年数:46年]
敷地面積	123,972.69 m ²
延べ床面積	8,505.97 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
 県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）…※

	合計
H28(2016)年度	4,302
H29(2017)年度	131,371
H30(2018)年度	151,057
3年間平均	95,577

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・
 消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	教育庁所管県有建築物保全計画
計画期間	10年 [平成27年度～令和6年度]
期間中の総保全コスト	210,175 (年平均:21,018)

	【過去3年の大規模改修工事】 H28：なし H29：本館宿泊棟 130,078 H30：管理棟 151,057
--	---

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績

実績	H28(2016)年度	31,681人	[前年度比:+3.3%]
	H29(2017)年度	38,898人	[前年度比:+22.8%]
	H30(2018)年度	39,778人	[前年度比:+2.3%]
	利用者居住地	①大分市 [39.0%]、②中津市 [34.0%]、③別府市 [15.3%] (※利用者居住地は、教育事務所単位で記載)	

(2) 利用者数の予測

① 「全年齢層の人口変化率」を用いた試算（他施設と同様な試算方法）

予測 ※	R12(2030)年度	38,035人	[H30(2018)年度比:-4.4%]
	R27(2045)年度	34,403人	[H30(2018)年度比:-13.5%]

※:①の予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

② 「主な利用者層（5～19歳）の人口変化率」を用いた試算

予測 ※	R12(2030)年度	33,851人	[H30(2018)年度比:-14.9%]
	R27(2045)年度	27,725人	[H30(2018)年度比:-30.3%]

※:②の予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口のうち、青少年の家利用者の主な利用者層である『5～19歳の推計人口』から算出した人口変化率」で試算。

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	利用団体毎にアンケート調査を実施		
実施結果	【平成30年度平均点】 職員対応満足度 3.9点 今後の利用希望度 3.9点 全体的な満足度 3.8点 (※すべて4点満点)		
主な意見・要望・苦情		左記への対応状況	
・プラネタリウムと宿泊施設にエアコンがない		・令和元年度中にエアコン整備予定	

<ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチ、ムカデが出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・スズメバチについてはトラップ設置 ・ムカデについては防除剤散布 <p>〔 どちらも報告の都度、迅速に駆除対応を実施 また、入所オリエンテーションで注意喚起徹底 〕</p>
---	---

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
のつはる少年自然の家	大分市	大分市	21,567人
少年自然の家「おじか」	別府市	別府市	16,725人
ゆふの丘プラザ	由布市	由布市	10,355人
九重青少年の家	大分県	九重町	57,292人
ふれあいの家京築	福岡県	築上郡上毛町	(H30.11.1廃止) 2,200人
英彦山青年の家	福岡県	田川郡添田町	52,203人
菊池少年自然の家	熊本県	菊池市	27,110人
阿蘇青少年交流の家	国	阿蘇市	108,839人
むかばき青少年自然の家	宮崎県	延岡市	36,690人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	<ul style="list-style-type: none"> ・0-Laboとの連携他(社会教育課) ・歩得アプリによる広報(健康づくり支援課)
市町村	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルディックウォークの健康サポート(別府市) ・CATV・市報での広報(豊後高田市)
学校	○	<ul style="list-style-type: none"> ・集団宿泊体験活動(小中高校) ・豊かな体験活動推進事業(県内小学校)
民間企業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートキャンプ・ふれあいキャンプ(フリースクール)
その他団体 (NPO、各種法人等)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営協議会での指導助言(地元商工団体) ・健康サポートでの連携(ノルディックウォーク連盟)

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無	課題の具体的な内容
人員不足	×	<ul style="list-style-type: none"> ・別館の老朽化やエアコンの未整備 (施設の老朽化については別館対策検討中) (エアコンについては令和元年度に改善予定) ・キャンプ場の法面に亀裂があり、一部のバンガローが使用できない状態 ・アスレチック等の野外施設が一部使用不可
予算不足	×	
ノウハウ・アイデア不足	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	
施設ポテンシャル※	○	
その他	×	

※:施設ポテンシャル＝施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数目標 40,000人以上 ・学校教育への支援を強化する ・自然環境を活かした魅力ある体験活動を実施する ・稼働率や利用者数増のために冬季対策事業の充実を図る
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動を支える職員のノウハウ ・教育現場の経験豊かな職員の配置 ・海の体験プログラム ・県内唯一のデジタルプラネタリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 ・エアコンの故障、未整備 ・雨天時の活動内容が少ない
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・国東半島の豊かな自然、歴史資源 ・アサギマダラの飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化（小中学生児童の減少） ・夏場の平均気温上昇 ・害虫等の発生（ムカデ、スズメバチ）

上記SOを生かす取組	上記WTを補う取組
a) 積極的な広報戦略 ① Web 広報の充実 ② 広報番組等メディアの活用	d) 施設の計画的改修やエアコンの整備
b) 学校の集団宿泊活動の充実	e) 雨天時独自プログラムの開発
c) 魅力的な主催事業の実施 ① 不登校対策等、社会課題を解消する先進事業の実施・検証 ② 星空鑑賞会や自然環境を活かした事業の実施等	f) 害虫対策の実施 ① 害虫トラップの設置 ② 害虫駆除剤の散布 ③ バンガロー近辺の間伐 ④ 注意喚起の徹底

取組の優先順位 (①～⑥位)	① c	② a	③ b	④ d	⑤ e	⑥ f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をはじめとする関係機関との連携 ・先進的取組の情報収集 					

施設 12	九重青少年の家	直営
--------------	----------------	-----------

所管部課室	教育庁 社会教育課
施設所在地	玖珠郡九重町大字田野 204-47
HPアドレス	https://www.pref.oita.jp/site/kokonoe/



1. 施設概要

設置年月	昭和 58(1973)年 4 月
設置根拠	大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例
設置目的	青少年の心身の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため
事業内容	① 青少年の集団宿泊研修機会の提供 ② 自然体験活動、スポーツ、レクリエーション等の機会の提供 ③ 青少年の家の目的を達成するために必要な事業
施設内容	① 屋内施設（宿泊室、食堂、研修室、視聴覚室、談話室、会議室、プレイホール、プラネタリウム室、工作室、ふれあい広場、スタードーム、浴室）

	② 屋外施設（アスレチック場、キャンプ場、野外炊事場、多目的広場、活動センター） ③ その他（オリエンテーリング、トレッキング、観察の森、自然観察遊歩道）
閉館日	年末年始（12月29日から1月3日まで）

2. 管理体制（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	嘱託	臨時	他	計
7	2	0	0	9

3. 管理に係る収入状況（単位：千円）

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
使用料	6,031	8,142	6,742
貸付料	495	518	519
占用料	0	0	0
庁舎等管理費	280	444	449
その他	2,513	3,472	3,588

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	昭和58(1983)年7月 [経過年数:35年]
敷地面積	136,960.21 m ²
延べ床面積	7,111.43 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）…※

	合計
H28(2016)年度	2,200
H29(2017)年度	2,545
H30(2018)年度	1,387
3年間平均	2,044

※:建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・
消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	教育庁所管県有建築物保全計画
計画期間	10年 [平成27年度～令和6年度]
期間中の総保全コスト	735,609（年平均73,561） （令和5年、6年に実施の計画）
	【過去3年の大規模改修工事】 H28：なし H29：なし H30：なし

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績

実績	H28(2016)年度	37,946人 [前年度比:-18.5%]
	H29(2017)年度	53,541人 [前年度比:+41.0%]
	H30(2018)年度	57,292人 [前年度比:+7.0%]
	利用者居住地	①大分市 [43.5%]、②福岡県 [12.6%]、③日田市 [12.5%] (※利用者居住地は、教育事務所単位で記載)

(2) 利用者数の予測

① 「全年齢層の人口変化率」を用いた算出（他施設と同様な試算方法）

予測※	R12(2030)年度	53,999人 [H30(2018)年度比:-5.7%]
	R27(2045)年度	47,732人 [H30(2018)年度比:-16.7%]

※:①の予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

② 「主な利用者層（5～19歳）の人口変化率」を用いた算出

予測※	R12(2030)年度	48,755人 [H30(2018)年度比:-14.9%]
	R27(2045)年度	39,932人 [H30(2018)年度比:-30.3%]

※:②の予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口のうち、青少年の家利用者の主な利用者層である『5～19歳の推計人口』から算出した人口変化率」で試算。

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	利用者アンケート		
実施結果	【平成30年度平均点】 職員対応満足度 3.9点 今後の利用希望度 3.9点 全体的な満足度 3.8点 (※すべて4点満点)		
主な意見・要望・苦情		左記への対応状況	
・食事の量（品数等）の増量について （スポーツ関係団体利用時）		・食堂委託業者との定期的な会議の中で 要望し、可能な範囲で改善を図っている	
・施設の老朽化について		・運営に支障があるものには即座に対応。 予算がかかるもの等は本課と相談しながらの対応している	

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
のつはる少年自然の家	大分市	大分市	21,567人
少年自然の家「おじか」	別府市	別府市	16,725人
ゆふの丘プラザ	由布市	由布市	10,355人
香々地青少年の家	大分県	豊後高田市	39,778人
ふれあいの家京築	福岡県	築上郡上毛町	(H30.11.1廃止) 2,200人
英彦山青年の家	福岡県	田川郡添田町	52,203人
菊池少年自然の家	熊本県	菊池市	27,110人
阿蘇青少年交流の家	国	阿蘇市	108,839人
むかばき青少年自然の家	宮崎県	延岡市	36,690人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容（連携組織名）
県庁内の他組織	○	・森林環境学習促進事業（うつくし作戦推進課） ・青少年ふれあい交流体験推進事業（産業科学技術センター）
市町村	○	・CATVを使った広報（九重町） ・くじゅうフェス（九重町）
学校	○	・集団宿泊体験活動（小中高校） ・豊かな体験活動推進事業（県内小学校）

民間企業等	○	・青少年ふれあい交流体験推進事業（九重ふるさと自然学校）
その他団体 （NPO、各種法人等）	○	・青少年ふれあい交流体験推進事業（くじゅうネイチャーガイドクラブ） ・マインドクエストキャンプ（社会福祉法人 Beeすけっと）

（3）利活用を進める上での課題

分類	有無	課題の具体的な内容
人員不足	×	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 ・計画的に保全すべき施設の改修が進まないこと
予算不足	×	
ノウハウ・アイデア不足	×	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	
施設ポテンシャル※	○	
その他	×	

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	<ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数目標 58,000人以上 ・学校教育への支援を強化する ・自然環境を活かした魅力ある体験活動を実施する ・稼働率や利用者数増のために冬季対策事業の充実を図る
------------------------	--

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因	マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動を支える職員のノウハウ ・教育現場の経験豊かな職員の配置 ・プラネタリウム、大型天体望遠鏡 ・県内最大級アスレチック施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化 ・エアコンの未整備 ・雨天時の活動内容が少ない
	S	W
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・久住連山があり、登山の活動が可能 ・近くの九重スキー場での活動が可能 ・地熱を利用した館内暖房及び温泉 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化（小中学生児童の減少） ・夏場の平均気温上昇 ・害虫等の発生（蚊、スズメバチ）
	O	T

▼

上記SOを生かす取組	
a)	積極的な広報戦略 ① Web 広報の充実 ② 広報番組等メディアの活用
b)	学校の集団宿泊活動の充実
c)	魅力的な自主事業の実施 ① 不登校対策等、社会課題を解消する先進事業の実施・検証 ② 九重の自然を生かした、自然環境学習

▼

上記WTを補う取組	
d)	施設の計画的改修やエアコンの整備
e)	雨天時独自プログラムの開発
f)	害虫対策の実施 ① 野焼きの実施（3～4月） ② 除草及び防虫剤散布

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① c	② a	③ b	④ d	⑤ e	⑥ f
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をはじめとする関係機関との連携 ・先進的取組の情報収集 					

施設 13	大分県立埋蔵文化財センター	直営
--------------	----------------------	-----------

所管部課室	教育庁 文化課
施設所在地	大分市牧緑町 1-61
HPアドレス	https://www.pref.oita.jp/site/maizobunka/



1. 施設概要

設置年月	平成 29(2017)年 4 月
設置根拠	大分県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例
設置目的	埋蔵文化財（出土品を含む。）の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 埋蔵文化財に関する専門的な調査研究を行うこと。 ② 埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。 ③ 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。 ④ 埋蔵文化財に関する知識を普及し、及び啓発すること。 ⑤ その他、センターの目的を達成するために必要な事業。
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 豊の国考古館 ② BVNGO 大友資料館（内部に企画展示室）

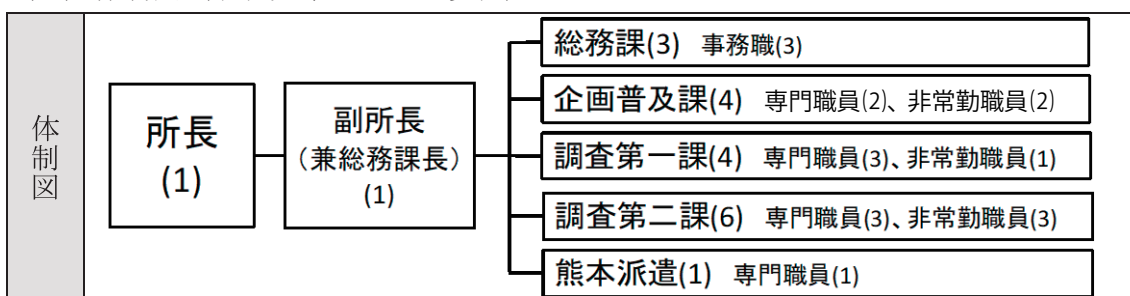
	③ 考古情報室 ④ 第一講座室 ⑤ 第二講座室 ⑥ 歴史体験学習館 ⑦ 駐車場（身体障がい者用駐車場あり）
閉館日	年末年始（12月28日～1月4日）、 月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、翌平日）

2. 管理体制

(1) 職員体制（令和元年5月1日現在、単位：人）

正規	嘱託	臨時	他	計
13	6	0	0	19

(2) 体制図（令和元年5月1日現在）



3. 管理に係る収入状況（単位：千円）

	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度
使用料	3	0	0
貸付料	25	120	120
占用料	0	0	0
庁舎等管理費	16	25	23
その他	57	499	329

4. ストックに係る状況

(1) ストック概要（令和元年5月1日現在）

取得年月(※)	昭和52(1977)年7月 [経過年数:41年]
敷地面積	18,924.64 m ²
延べ床面積	7,301.98 m ²

※:取得年月は、主たる建物の取得年月を記載、転用の場合は前身施設の取得年月
県有財産台帳に同名施設で登録されている全ての土地・建物の面積を記載

(2) 過去3年間の建物修繕等コスト（単位：千円）…※

	合計
H28(2016)年度	707,981
H29(2017)年度	1,476
H30(2018)年度	2,411
3年間平均	237,289

※：建物や建物設備（電気、排水設備等）に係る修繕・改善コストを記載（清掃・警備・消耗品交換費・植栽管理費等は除く）

(3) 施設長寿命化（保全）コスト（単位：千円）

計画名称	教育庁所管県有建築物保全計画
計画期間	10年 [平成27(2015)年～令和6(2024)年]
期間中の総保全コスト	大規模改造工事 [平成28(2016)年：※] 707,981 その他の保全コスト [平成29(2017)～令和6(2024)年] 0 (年平均：0)

※：平成28(2016)年に埋蔵文化財センター移設整備として内外部大規模改造工事を実施

5. 利用状況

(1) 利用者数の実績・予測

実績	H28(2016)年度	1,854人 [前年度比：+48.7%]
	H29(2017)年度	<移転> 20,121人 [前年度比：+985.3%]
	H30(2018)年度	17,377人 [前年度比：-13.7%]
	利用者居住地	①大分市 [78%]、②別府市 [5%]、③日出町 [4%]
予測 ※	R12(2030)年度	16,852人 [H30(2018)年度比：-3.1%]
	R27(2045)年度	15,371人 [H30(2018)年度比：-11.6%]

※：予測利用者数は「平成30(2018)年度利用者数」×「将来推計人口から算出した人口変化率」で試算。

(2) 利用目的 [平成30(2018)年度]

1位	展示見学	2位	歴史体験	3位	—
	86.9%		13.1%		—

(3) 利用者満足度調査等の実施状況

実施方法	来館者に「性別」「年齢」「住まい」「利用のきっかけ」「満足度」「意見」等のアンケートを実施	
実施結果	満足度は80%が「とてもよかった」、14%が「よかった」が14%、「ふつう」が「6%」	
	主な意見・要望・苦情	左記への対応状況
	・入館無料のうえ、職員の丁寧な解説があり、ありがたい。	・今後も丁寧な対応を心掛ける。
	・現在の展示内容や今後の展示についての意見、要望。	・今後の展示計画の参考にしている。

6. 施設利活用に係る状況

(1) 近隣類似施設の状況

施設名	設置者	所在地	H30(2018)年度利用者数
大分県立歴史博物館	大分県	宇佐市	72,338人
大分県立先哲史料館	大分県	大分市	36,272人
大分市歴史資料館	大分市	大分市	43,346人
南蛮 BVNGO 交流館 [平成30(2018)年9月開館]	大分市	大分市	8,690人
大分市埋蔵文化財保存活用センター	大分市	大分市	546人
福岡市埋蔵文化財センター	福岡市	福岡市	5,325人
宮崎県埋蔵文化財センター(分館)	宮崎県	宮崎市	6,801人

(2) 他組織との企画・情報発信における連携

他組織	連携	主な連携内容(連携組織名)
県庁内の他組織	○	・合同パンフレット (歴史博物館、先哲史料館) ・県庁別館1Fでのミニ展示
市町村	○	・展示資料の貸し借り ・市町村主催事業への出店 (中津職人フェスタ、宗麟公祭り)
学校	○	・講演会での演奏会 (上野丘高校、芸術緑丘高校) ・高文連絵画コンクール
民間企業	×	・-

その他団体 (NPO、各種法人等)	×	・－
----------------------	---	----

(3) 利活用を進める上での課題

分類	有無	課題の具体的な内容
人員不足	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画・普及事業に専従できる職員の確保 ・ 博物館での資料の取り扱い方法や、展示のノウハウの習得
予算不足	×	
ノウハウ・アイデア不足	○	
ノウハウ等を 阻害する要因	×	
施設ポテンシャル※	×	
その他	×	

※:施設ポテンシャル=施設の規模・機能、老朽化・陳腐化、立地条件等

(4) SWOT分析 [強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)]

目指す施設像 (イメージ、目標数値等)	・年間入館者目標値	平成 29 年度	15,000 人
		平成 30 年度	16,000 人
		令和元年度	16,100 人

◆「目指す施設像」を実現するためのSWOT分析

	プラス要因			マイナス要因
内部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員による質の高い展示・解説及び歴史体験指導 ・発掘調査の成果を生かした展示 ・県内各地の資料を所有しており、幅広い展示が可能 ・県内各市町村との連携で資料の貸し借りが容易 	S	W	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘事業減少により、職員総数が減り、受付業務・休日勤務等の負担増加 ・建物の老朽化による修繕費の増加
		O	T	
外部要因	<ul style="list-style-type: none"> ・大友氏遺跡の遺物が重要文化財に指定された ・小中高校が多い文教地区に立地する ・市街地にあり、交通の便がよい ・無料で広い駐車場がある 			<ul style="list-style-type: none"> ・大友氏館跡に大分市がガイダンス施設を造る計画の存在 ・県民への周知不足

▼

上記SOを生かす取組
a) 重要文化財を生かした企画展の実施
b) 専門職員による展示ガイダンス
c) 幅広い世代に歴史や文化に興味を持たせる展示・体験学習

▼

上記WTを補う取組
d) 大分市との連携強化・相互利用の促進
e) 事務分掌の見直し、効率的な勤務割り当てによる休日出勤等の負担軽減
f) 幅広く効果的な広報活動

▼

取組の優先順位 (①～⑥位)	① f	② a	③ c	④ d	⑤ e	⑥ b
優先①位の取組に必要な準備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣にある学校への利用を働きかけ ・マスメディアへの露出 					

